

国民社会主義政権期のドイツ法への関心——『司法資料』を読む

佐藤 団

はじめに

第一章 刊行物『司法資料』の概要

第一節 創刊とその目的、傾向

第二節 『法曹記事』、『法曹會雜誌』との関係

第三節 一九三三年以降の全体的傾向

第四節 刊行の担い手および事業自体の位置づけの変遷

第一項 調査課から調査部へ

第二項 調査部の陣容

第三項 調査部の廃止

第四項 秘書課による作業の継続

第五項 終戦と調査課の設置

第六項 司法省の廃止とその後の変遷

第二章 紹介された内容

第一節 公法

第二節 刑事法

- 第一項 刑法
- 第二項 刑事訴訟法
- 第三項 刑事学
- 第四項 戦時刑法
- 第三節 民事法
 - 第一項 一般条項
 - 第二項 民事訴訟法
- 第四節 司法制度——法曹養成
 - 第一項 弁護士制度
 - 第二項 司法官養成
- 第五節 経済法——経済統制
 - 第一項 商法
 - 第二項 保険法
 - 第三項 価格統制
 - 第四項 経済刑法
- おわりに——南方進出

はじめに⁽¹⁾

これまで国民社会主義政権下のドイツにおける法については、ほとんど把握しきれないほど多くの研究が蓄積されてきており、今もその数は増え続けている。⁽²⁾ こうした研究の多くは、直接の関係があった地域「での」あるいは

「についての」研究がほとんどである。日本においても、「ナチス法研究」の伝統があるが、その多くは欧文で書かれた研究を紹介し、それに依拠するものであったし、このような研究に「日本」という要素を加えようとする場合、それは同時代の日本での「ナチス法学」の紹介・受容といった視点で行われ、必然的に日独法学の橋渡し役としての研究者に焦点が当てられることになる。確かに、学者たちが彼の地の状況をどのように把握し、紹介し、またその際どのような態度をとったのか、といった考察は非常に興味深い。しかし、当時のドイツの法を観察していたのは法学者に限られない。例えば、主に司法部に籍を置く者らによって運営されていた媒体においても、ドイツ法の情報がたびたび掲載されている。しかも、それは必ずしも学者による情報提供を掲載するにとどまらず、司法部が独自に行った文献調査であったり、判検事による寄稿であったりする。

こうした司法部に籍を置く者たちによる海外法情報の提供は、もちろん数の上では学者によるそれを大きく下回る。しかし、その重要性については必ずしもそうは言い切れない。なぜなら、海外からの比較法的な情報は、研究者の手を介した方が集め易く、また数的にも豊富であるにも拘わらず、司法部が敢えて自らの手でそうした情報を手に入れるからには、そこに一定の実際の価値を見出していたと考えられるためである。

このような司法部の動きを考えるうえで興味深いのが、昭和一〇年代の法学、立法、司法、行政などを回顧的に俯瞰している『法律年鑑』⁽³⁾の記述である。近現代法史研究においてもしばしば参照されるこの年鑑の昭和一一年版には、当時の司法部について次のような観察がなされている。すなわち、「従来政黨の頤使の下に甘んじてゐた官僚が、満洲事變（註一九三一（昭和六）年九月）以後、軍部の壓倒的増大に伴つて勢力を得、彼等自身の意圖を積極的に遂行せんとしつゝある傾向に注目せざるを得ない」と⁽⁴⁾。もちろんこれは官僚全般について述べているのだが、その中でも特に指摘されるのは司法部の動向であつた。いずれにせよ、ここで指摘されている一九三〇年代以降、

司法部が自らの意図する施策を積極的に遂行するに際し、海外の法情報を重要な参考資料としていたことは充分考えられる。

このような視点から、本稿では、昭和の終戦に至るまでの時期の司法部が、海外の法状況にどのような関心を持っていたのかを検討する。司法省が、海外における法を巡る動きのうち、具体的にどのような話題に関心を持っていたのかを探るため、本稿では司法省の逐次刊行物『司法資料』を詳細に検討することにする。その理由は、後述するように、『司法資料』の内容の大部分が海外の法情報の全訳であること、また刊行スケジュールが比較的安定しており且つ調査対象としても数量が多いことが挙げられる。また何より司法部内での内輪の使用を目的として準備・排印されていたことから、司法省の意向を比較的そのままの形で反映していることが予想されることも重要である。

以下では、まず、この『司法資料』の一般的性格を略述するが、そのさい同様の性質を持つと思われる他の媒体との差異についても言及する。続いてその発行元とその変遷について概観する。これらの情報を踏まえて、実際にどのような海外情報が『司法資料』上で提供されてきたのか、テーマ別に検討していく。結論を先取りするならば、この検討を通じて、一九三〇年代から終戦に至るまでに日本の司法部がいかに国民社会主義政権下のドイツの法の動向に関心を抱いていたのか、またそれが司法部の動きとどう関連するのか（或いは否か）、が明らかとなる。なお、当時の法学界の動向を検討することは本稿の目的ではない。

第一章 刊行物『司法資料』の概要

第一節 創刊とその目的、傾向

一九二一（大正一〇）年六月三日の勅令第二百五十五号により、⁽⁵⁾司法省官制（二八九三（明治二六）年一〇月三日、勅令第四百十三号）の改正があり、これによって第二条に定められた司法大臣官房の所掌事務に「司法二関スル資料ノ調査事務」が加えられた。これを承けて『司法大臣官房分課規程』が改正され、六月四日より司法大臣官房に「調査課」が設置された。調査課は「司法二関スル海外資料ノ調査、翻訳及司法事務ノ一般的調査二関スル事項」と「図書ノ保管二関スル事項」を司ることが定められた。⁽⁶⁾最初の調査課長となったのは、後に司法省次官を務めることになる、司法省書記の皆川治廣であつた。⁽⁷⁾

かくして設置された司法大臣官房調査課は、その所掌事項として定められていた調査活動を行い、その成果として、一九二一（大正一〇）年一月以来、『司法資料』なるものを刊行し始める。記念すべきその第一号は、後の司法大臣（当時は東京区裁判所検事局検事）鹽野季彦による『定型ある犯罪の調査（賭博編）』である。その序にもあるように、この『司法資料』は「全國要樞の裁判所に配布し執務の参考資料」とすることを目的としていた。

これ以降、『司法資料』は一九四九（昭和二四）年までの間に延べ三〇四号（一〜二九一、二九三〜三〇四、三〇七）が発行された。⁽⁸⁾なお、『司法資料』の最終号とその後継である『法務資料』の発刊開始とは前後するが、これは一九四五（昭和二〇）年以降の行政機構再編に伴う発行元の変動による。基本的には一九四九（昭和二四）年六月一日の法務府発足より前までに準備され、刊行に至つたものは『司法資料』として発行されている。このため、法務府の法制意見第四局により発行された第二八六号「ケニイ 英国刑事法要論（証拠法の部）」は司法省時代の作業の再版であるため、一九四九（昭和二四）年六月刊行となつているが、『司法資料』として刊行されている。反対に、号番号は早いのが、法務庁発足後に準備・刊行された第二九二号は『法務資料』として刊行されている。第三〇五、三

(766)

○六号も同様の理由による。

『司法資料』全三〇四号の内、一号（先に述べた第二八六号）は再版である。さらに刊行予定であったが実際には刊行に至らなかったものが一号ある。本来は毎月一号の刊行を予定していたものと思われるが、実際には不定期な刊行となる場合が多かった。一年で計二四号が刊行された年もあるが（一九二四、一九二七）、平均すると年あたり一〇号の頻度である。終戦直前には諸事情により、刊行の日付と「刊行の辞」（に相当する紹介文）の日付にずれが生じている。例えば、昭和一八年と一九年に刊行予定であったものが戦後に刊行されている他、刊行予定で号番号も決まっていたものが別のものに差し替えられることもあった。⁽¹⁰⁾

『司法資料』には、一九四二（昭和二七）年以降「別冊」も用意されていた。戦後も番号が刊行されているが、準備自体は終戦前に完了している。別冊は、全部で二二号が刊行されたが、内容は、新法律関係資料、江戸時代の法、日支合弁会社など、日本に関するものがほとんどである。

さて、『司法資料』本体の各号は、大抵は一国の、場合によっては複数の国の法情報を伝えており、国際会議の報告のように、比較法的な内容を取り扱う号もあるために、一概に分類することはできないが、そうした留保を付けつつも、扱われる内容を国別にみると、ドイツ法を扱っているものが全体の三割を占める。それに続くのが米、英、仏であるが、いずれも一割前後である。その次に来るのが日本法の情報であるが、一割に届かない。後に「別冊」が刊行されるようになると、日本法に関するものはそちらに掲載されるようになった。ソヴィエト法も触れられるが三%どまりである。興味深いことに、多くの場合、各国の法情報として紹介されるのは、各国の現行法あるいは草案などが多くを占めるのに対して、ドイツについては法の成立以前、つまり法改正に向けた作業段階から紹介していることである。具体的には、ドイツでの法改正作業として準備されたドイツ語の資料（あるいは雑誌記事）

を翻訳・紹介しているものが全体の二割ほどある。つまり、これを合わせれば、ドイツから得られた情報が『司法資料』全体の四割を占めていることになる。

また、時代によっても主要な情報源となる国が変わってくる。例えば、ドイツで国民社会主義ドイツ労働者党（以下、NSDAP）が政権を獲得した一九三三（昭和八）年から一九四五（昭和二〇）年までの間に刊行された『司法資料』の五割弱はドイツ法の動向を伝えるものであった。ここにはもちろん、NSDAP政権成立以前の文献も含まれるが、その割合の高さは明らかである。同時期には日本法関係の情報が一割弱あったが、いずれも法制史的な内容であり、差し迫って現行の司法行政に影響を与える類のものではなかった。また、同時期には英米法に関する号もあるが、それはもっぱら、当時の日本が大東亜共栄圏の建設のために進出した南洋諸島で用いられている法が英法由来であるケースが多いことから、その方面での参照のために紹介されているという事情による。そして、終戦後は俄然アメリカ法の紹介が増える。ドイツ法文献が一点であるのに対し、アメリカ法は二三点（全体の七割強）を数える。しかも、このドイツ法文献は戦時中に準備されていたものの、諸事情で戦後刊行となつたため⁽¹¹⁾で、実質的には『司法資料』からドイツ法の紹介が無くなったことになる。

『司法資料』は日本に関する情報も提供していたが、それは全期間を通じて一割に満たず、この点からも、『司法資料』は日本の司法にとって有益と思しき海外の情報を伝える媒体であったといえよう。そして、興味深いのはその想定読者層である。この刊行物は司法省（およびその関係機関）の内部用の資料として作成されていた。戦前から存在していた大学の図書館には、寄贈という形で所蔵されていることがあるが、基本的には非売品、かつ号によっては「應用」さらには「秘」扱いとなっていたこともあり、（戦後になると「執務参考文献」と書かれることもあった）、研究者には知られていたとしても、まず一般の目に触れることはなかったと考えられる⁽¹³⁾。各号の冒頭におかれた

「刊行の辞」に相当する文章にたびたび現れる「筆寫に代へて排印する」や「筆記の勞を略くため印刷に附する次第」⁽¹⁴⁾という表現も、そもそも公刊の意図がないことを示しており、(後述するように)想定読者層が司法行政関係者であったことがよく分かる。こうした事情は訳業の精度にも反映されている。例えば、全訳とはいえ適宜省略も行われており、後日公刊の運びとなった場合には、まえがき等で『司法資料』段階での訳業にまつわる諸事情(時間的制約等)と共にしっかりと訳業の見直しが行われた旨記されている。

このような内部資料としての『司法資料』で提供された情報が、実際に関係者により利用されていた形跡もある。例えば、司法省内の研究会の報告資料を中心とする『司法研究』なる刊行物において、参考資料として『司法資料』が言及されている。さらには司法省関係者を中心として組織されていた日本法理研究会においても『司法資料』が用いられていた。

第二節 『法曹記事』、『法曹會雜誌』との関係

『司法資料』の他に、司法省による海外情報の紹介との関係で触れておかなければならない媒体がある。『法曹記事』およびその後継誌『法曹會雜誌』である。⁽¹⁵⁾これらを刊行していたのは法曹會という団体である。

法曹會は一八九一(明治二四)年一〇月に「法律應用の當否を考究し司法の實務に資益せん」との目的で、大審院長の児島惟謙を会長として設立された。⁽¹⁶⁾主たる会員は司法部内の官吏であったが、その他でも「立法に關し功勞あるもの又學業に依り社會を裨益するものに限り」入会を許された。⁽¹⁷⁾さらに法曹會の創設にあたっては毎月雜誌を發行することが定められた。それが一八九一(明治二四)年一二月創刊の『法曹記事』である。「當局者の疑問を蒐集し之を法理に考へ實際に徹し適當の議決を為し各自から其適從する所を知らんとする」ことがそもそもの目的で

あったので、そうした疑問に関する「決議」が同誌に掲載されたが、それにとどまらず、司法官の会同に関する記事、そこでの訓示、また司法部内の異動情報なども収められた。

その後、法曹会では「準会員」が増大し、彼らの要望に応えるかたちで、紙面が変容していった。⁽¹⁹⁾結果として、本来想定されていた「實務ノ研究ニ資シ併セテ攻學ノ一助」となるような雑誌とは異なる方向性へと進んでいってしまった。⁽²⁰⁾このため、一九二三（大正二二）年一月発行の第三三卷第一号を最後に、『法曹記事』は質量ともに強化された『法曹會雜誌』として再出発することになる。

元来『法曹記事』には「内外法律ニ關スル事項」なる紙面が設けられており、ここで海外情報が論説、資料、雑録、漫録、雑報といったかたちで提供されていた。ときとして内部向けの情報に注力するために休止されることもあったが、海外情報の提供は拡充傾向にあった。そして、『法曹會雜誌』となつて以降、この分野において一層の拡充がみられ、第九卷第四号（一九三二（昭和六）年四月）からは「海外法律彙報」欄が新設された。これは英独仏の三部構成で、司法官に調査を委嘱し、「歐米諸國に於ける立法、司法行政、社會政策、労働問題、國際會議其他朝野法曹の動靜に關する記事等を蒐集採録して海外法律界に於ける現時の潮流を報道する」ものであった。⁽²¹⁾

『法曹會雜誌』の執筆者は司法官には限定されておらず、判検事といった司法官もいれば、大学教授もいた。⁽²²⁾もっとも、編集委員会は司法官のみによって構成されていた。『司法資料』も司法省の担当部局により運営されており、この点で『司法資料』と『法曹會雜誌』とは共通する。さらに、『法曹會雜誌』における海外情報の提供者としては、大学所屬の研究者の他、司法省の「調査課」やその発展的後継部局である「調査部」といった名義も登場する。⁽²³⁾さらに全体的な内容を比較しても、『法曹會雜誌』と『司法資料』は共に海外の法情報を掲載しており、一見するとまったく同一に映るものもある。⁽²⁴⁾しかし、両媒体には、はっきりした違いがあった。『法曹會雜誌』が日

本人による論説、外国法情報の短い解説を主としており、全訳などはあまり掲載されないのに対し、『司法資料』は選定された外国法情報（論説、講演、会議議事録、法文等）の全訳を提供するという傾向があり、特集号や論文集においても、訳出される記事・論説の取捨選択が行われている。したがって単に概要ではなく、その中身を詳細に伝える価値があると判断されたものが『司法資料』に訳出されていると見ることができよう。また、『法曹会雑誌』が販売されていたのに対して、『司法資料』は非売品であった。⁽²⁵⁾

要するに、『司法資料』は、法学界の動向とは独立に、司法省が自分たちにとって必要と考えた海外の情報を自分たちで利用するために用意した刊行物と言える。つまり、『司法資料』は司法省が海外の情報を利用しつつ、司法行政をどのような方向性でもって運営していこうとしていたのか、その一端を窺い知ることができる可能性を秘めた重要な史料であるとも言えよう。⁽²⁶⁾ 司法省では業務のために多くの外国資料を翻訳していたことが窺われるが、恐らくその中でとくに重要度が高いものが『司法資料』として排印されたと思われる。このような前提に立ったうえで、冒頭でも少し触れた一九三〇年代以降の司法省の関心を探るべく同時期の『司法資料』を分析すると興味深い事実が浮き彫りになる。それは他の国には向けられないようなドイツへの特別な関心である。それはまさにドイツにおいて国民社会主義政権が誕生した一九三三年以降に顕著になって現れる。

第三節 一九三三年以降の全体的傾向

一九三三（昭和八）年から日本が終戦を迎える一九四五（昭和二〇）年まで、『司法資料』は合計で一一五号（二七四～二八八）が刊行されているが、その半分弱はドイツと関係する情報であった。とくに初期の頃には、国民社会主義政権成立前の情報が翻訳され、紹介されている。⁽²⁸⁾

この時期の特徴として、『司法資料』におけるドイツ法関係情報の占める割合の高さが挙げられる。当時の『司法資料』は、日本法制史料を除き、もっぱらドイツ法に関係する情報を紹介するものであった。一九三八（昭和一三）年に至っては、約九割がドイツ法関係資料である。その後、英法やその影響を受けた植民地法（インド法等）の情報が増えてくることになるが、既述のように、それはあくまでも大東亜共栄圏構想との関係での関心であった。

第四節 刊行の担い手および事業自体の位置づけの変遷

『司法資料』を検討対象とする前提として、本節では、この刊行物が司法省内においてどのような位置づけであったのかを理解する一助として、刊行の担い手の変遷とそれぞれの時期の刊行事業の規模と内容について見ていく。とりわけ、司法省内における『司法資料』の位置づけが特に変化したと考えられる時期、すなわち「調査部」設置以降の動きを採り上げる。なお、個々人の在任期間等の詳細は、本稿の結論と直接関係するわけではないが、資料としてここで紹介する。

第一項 調査課から調査部へ

一九三七（昭和一二）年二月二日、林銑十郎内閣の発足に伴い、検事の鹽野季彦が司法大臣に任命された。彼の下で『司法資料』に関わる重要な官制上の変更が生じた。一九三七（昭和一二）年七月一三日の勅令第三百十八号により、調査部が設置されることになったのである。これは従前の司法大臣官房調査課の役割を引き継ぐものであり、調査部は、勅任官たる調査部長の下に活動していくことになった。⁽²⁹⁾ここからも司法大臣鹽野がこの『司法資料』をはじめとする調査活動にどれほどの重きを置いていたか、その一端を知ることができよう。これまで大臣官

房調査課が刊行していた『司法資料』も、以後は、この調査部によって刊行されることになる。

調査部の重要性を表しているのが、齋藤直一調査部長の新任所感である。それによれば、調査部は「司法部の企書院とでも云った目的の為に出来たもの」であって、「司法に關する調査研究のみに没頭したり圖書館の管理をしたりする所」ではない。⁽³⁰⁾

調査部では、一九三九（昭和一四）年九月以降、『司法資料』と並行して「別冊」を刊行するようになる。この「別冊」は、直近の帝国議會で成立した新法に關する議事録情報を掲載しており、新法の解釈のために有意義と思われるものを「廳用」かつ「秘」として刊行している。ここでは、日本法制史に關する史料も提供された。『司法資料』の「別冊」は終戦までに刊行準備は終わっていたものの、実際の刊行が一九四五（昭和二〇）年八月より後になったものを含めて、二一号を数えた。この「別冊」が登場して以降、『司法資料』は、もっぱら海外情報を伝える媒体として運用されるようになる。⁽³¹⁾

第二項 調査部の陣容

調査部の初代の部長に任じられたのは井上登であった。⁽³²⁾その後、一九三九（昭和一四）年三月二五日付で判事に転じた井上に代わり、同日付で、検事を退職した古田正武が跡を襲っている。⁽³³⁾しかし、彼は一九三九（昭和一四）年五月三一日には司法省刑事局長に転じたため、⁽³⁴⁾六月一日には司法次官岩村通世が調査部長事務取扱を命じられたが、すぐに岩村が同取扱を免じられ、⁽³⁵⁾同月二一日付で判事の坂野千里が調査部長を拝命した。⁽³⁶⁾

その後、坂野千里は一九三九（昭和一四）年九月六日付で司法省民事局長を拝命したことから、⁽³⁷⁾同月九日付で判事の中島弘道が調査部長となったが、⁽³⁸⁾彼は一九四一（昭和一六）年五月七日付で判事に任官し、⁽³⁹⁾同月八日付で司法

次官の三宅正太郎が調査部の事務取扱を命じられている。⁽⁴⁰⁾ 三宅の次の調査部長は、一九四一（昭和一六）年八月二〇日付で部長職を拝命した判事の齋藤直一であった。⁽⁴¹⁾

組織そのものについて見れば、調査部には勅任官たる部長の下、最大で六名の書記官が配置された。そのうちの三名は第一課から第三課の課長職を兼ねた。さらに、上記のほかに事務官が最大で三名、その下に属の者が二〇名、さらに嘱託も若干名いるという、たいそうな大所帯となった。しかし、戦局が厳しくなるにつれ、調査部も活動を縮小させていく。

第三項 調査部の廃止

一九四二（昭和一七）年七月二八日に行政簡素化実施案が決定され、その中で司法省としては調査部を廃止するという方針が定まった。⁽⁴²⁾ その後、一九四二（昭和一七）年一〇月一五日付で調査部長であった齋藤が判事に任官し、⁽⁴³⁾ これを承けて、司法次官の大森洪太が一〇月一九日付で調査部長事務取扱を命じられている。⁽⁴⁴⁾ これ以降、専任の調査部長も置かれなくなり、一月一日には、「行政簡素化実施ノ為ニスル司法省官制中改正」にかかわる勅令第七百四十六号により、『司法省官制』の第二条中「裁判所附属官吏及辯護士ノ身分」が「司法ニ関スル資料ノ調査事務、裁判所附属吏員及辯護士ノ身分ニ関スル事務」に改められた。⁽⁴⁵⁾ この結果、調査部の行っていた事項は「大臣官房」に移されることになった。

調査部は一九三七（昭和一二）年七月から『司法資料』の刊行作業を担い、一九四二（昭和一七）年一〇月刊行の第二八一号までを担当した。この間に出されたのは第二三二〜二八一号の計五一号と、別冊一二号であった。しかも、この「別冊」にはさらに調査部が準備をしたものの、刊行時期が次の秘書課の時代にずれ込んだものが五号分

(別冊一〇〇二二、一六〇一七) がある。ここからも、調査部の熱心な活動ぶりが窺われる。

業務を引き継いだ「大臣官房秘書課」から続号、すなわち第二八二号が出されたのは一九四三(昭和一八)年八月であった。こうした事情もあり、終戦直前・直後の『司法資料』のなかには刊行の辞が調査部によって書かれているが、実際の発行者は大臣官房秘書課となっているものがある。

第四項 秘書課による作業の継続

調査部の廃止により、「大臣官房秘書課」によって、つまり調査部設置以前の状態に戻った形で、一九四三(昭和一八)年八月に『司法資料』第二八二号が出された。その後、同年十二月十三日付の勅令第九百二十一号により、司法省内に「所管行政ニ関スル調査ノ事務ニ従事セシムル為」勅任の調査官が置かれることになり、同年二月二日付で佐藤藤佐が司法省調査官に任じられたが、これは調査部とは性格を異にし、調査部が行っていた『司法資料』の刊行等の業務は引き続き大臣官房秘書課が担当することになる。

一九四四(昭和一九)年一月一日の司法部職員録⁽⁴⁶⁾では、司法大臣官房秘書課は課長、理事官に属一七名の計一九名という構成で活動している。それなりの人数で構成されていたとはいえ、大臣官房秘書課に『司法資料』の担当が「戻って」以降、つまり一九四二(昭和一七)年以降では、一九四三(昭和一八)年八月の第二八二号から一九四四(昭和一九)年一月発行の第二八七号を最後に、計六号分の刊行で作業が止まっている。もともと、準備作業は秘書課が行っているものの、最終的には後述する「司法省調査課」によって刊行されたものが二号分(二八五、二八九)、秘書課によって準備は行われたが刊行されなかったものが一号分ある。秘書課による最後の『司法資料』となった第二九〇号は「原住民司法論集」であり、準備は一九四四(昭和一九)年二月に終わっていたが、刊行そ

のものは終戦後にずれ込み、時世にそぐわない序文には黒塗りが施されている。序文の末尾では続編として第二九一号の刊行が予告されているが、ついぞ実現されなかった。『司法資料』本体とは別に、秘書課では「別冊」が合わせて四号（別一八〇別二一）準備・刊行されている。

第五項 終戦と調査課の設置

終戦後、一九四六（昭和二一）年六月一日から司法省では分課規定の改正があり、大臣官房の中に新たに「調査課」が設置された（第一条）。そして、同課には「司法二関スル資料ノ蒐集、調査及整備二関スル事項」「翻訳二関スル事項」「図書及司法研究室二関スル事項」が割り当てられた（第八條⁴⁹）。

調査課によって刊行されたのは、合わせて五号（刊行順に二八五、二九三、二九四、二八九、二九六）であるが、内二号（二八五、二八九）は先行する秘書課時代の作業を刊行したもので、実質的には三号、すべてが米国法に関わる資料であった。⁵⁰

第六項 司法省の廃止とその後の変遷

一九四七（昭和二二）年二月一七日に法務庁設置法が公布された。⁵¹これに伴い、司法省は廃止され、翌年二月一日に法務庁が設置される。⁵³従来の司法省大臣官房調査課で行われていた『司法資料』の刊行は、司法庁の法務意見調査長官の下に設置された資料統計局資料課に引き継がれた。⁵⁴

法務庁資料統計局では合わせて一一号（刊行順に、二九七、二九八、二九一、二九五、二九九、三〇四、三〇七）を刊行しているが、一件が江戸時代に関するもの（二九八）、他はすべて英米法関連（英・二、米・九）である。

さらに、一九四九（昭和二四）年五月三十一日の法律第三百三十六号により、『司法資料』の刊行は法制意見第四局資料課に引き継がれた。⁽⁵⁵⁾そして、作業が法務府に引き継がれて以降、『司法資料』は『法務資料』に改称された。『司法資料』第三〇七号「刑事裁判手続」は一九四九（昭和二四）年五月刊行のため、まだ『司法資料』となっているが、第三〇五号「ソヴィエト連邦の労働法規集」と第三〇六号「刑罰と社會構造」は共に一九四九（昭和二四）年六月以降の法務府設置以降に準備されたもので、したがって『法務資料』として刊行されている。

一九五二（昭和二七）年七月三十一日の法律第二百六十八号により、法務府が法務省になり、八月一日の法務省令第一号第六条により、法務府の資料課の役割は法務省大臣官房調査課に引き継がれることになった。⁽⁵⁷⁾そして『法務資料』の刊行は今日まで続いている。

第二章 紹介された内容

第一章で見たように、『司法資料』は昭和一〇年代以降、海外の司法情報を伝える媒体として刊行され続けたのであるが、以下では、特に一九三三（昭和八）年、すなわち『司法資料』がもっとも注目していたドイツにおける国民社会主義政権の誕生以降の時期に絞って、内容を具体的にみていくことにする。⁽⁵⁸⁾

第一節 公法

『司法資料』はその性格上、海外の司法と関わりのある分野を巡る動向、つまり刑事法や民事法などの分野での

法改正やそれに関連する文献などを翻訳のかたちで紹介することが通例であるが、この時期には、公法理論に関する文献も紹介された。こうした動きから、当時の日本での国体を巡る議論状況に対して司法省が高い関心を寄せていたことを感じ取ることができよう。

一九三六（昭和一一）年六月刊行の『司法資料』第二一四号では、国家法人説を巡るラインハルト・ヘーン⁽⁵⁹⁾の著書が全訳された。この刊行の経緯については、幾らか詳しい情報が伝わっている。一九三五（昭和一〇）年二月に天皇機関説事件があり、これを承けて同年六月発行の『三田政治學會誌』にて、慶應義塾大学法学部の今泉孝太郎による論稿「獨逸に勃興せる法人否定説」が公表された⁽⁶⁰⁾。ほどなくして、当時の調査課長池田克がこれに着目し、同論文に参考文献として列挙されている法人否定説の著作を『司法資料』で翻訳しよう、という話になった。そこで司法省調査課から今泉本人に直接連絡をとったところ、推薦されたのがこの「個人主義的國家概念と法人國家」であった。諸言語の知識をも要する作品である故それなりの苦勞があり、一年越して漸く刊行に至った。司法に直接関わりがあるとは言えないこの作品の掲載は、次のような言葉で正当化されている。

「……われわれは本書に依りて國家法人説が外國に於ても全く中古イタリー世襲領主時代の *status* なる支配裝置に出發した架空的學說であることを知ることが出来る。 *status*、*etat*、*State* 等の語を輒く國家と翻譯すること、少なくとも我日本國家を表はす場合には慎まねばならぬ所以をも知り得るのである。加之、近時ドイツに於ける刑事法民法等の改正法律の新傾向の基礎を成すものは國家法人説の否定であり、民族・種族乃至國民共同態なる新觀念の樹立であることを知るときは、本書を司法資料に加ふることは極めて意義あることと信ずるのである。」

さらに、ヘーン⁽⁶¹⁾の右論稿をよりよく理解するための附録として、イエルーザレムの『國家』の若干の章節、ヘー

(754)

ンが『ドイツ法曹新聞』に寄稿した「總統か國家人格か⁽⁶⁴⁾」と『ドイツ国法学雑誌』に寄稿した「國家と法律共同體」も併せて翻訳された。いずれも今泉の挙げる参考文献にある。

これに加え、H・フランク編『法と立法のための国民社会主義ハンドブック』の公法の部から選ばれた三つの論稿、すなわち、キア「民族・人種および國家」、シュミット「法治國家」、ゲルケ「人種と法律」も翻訳されている。⁽⁶⁵⁾

こうした類いの情報を、司法関係者を読者層として想定している『司法資料』に掲載することには、刊行者もいささかの不自然さを感じたのかもしれない。その弁解のためか、同号の刊行の辞は、「平生民事若は刑事の文献に親しむ我司法省部内の各位に於かれても此の國家學的文献を看過せざらんことを切望⁽⁶⁶⁾」する、という言葉で結ばれている。

このヘーンの著作は、その後、司法省関係者を主なメンバーとしつつ、学者らも含めて運営されていた日本法理研究会においても用いられていた。例えば、日本法理研究会の機関誌となった『法律新報』には定期的に活動報告が寄せられているが、そこでは一九四三（昭和一八）年七月二六日の第一部会（國家に対する基本理念と日本法理に関する研究を進め、憲法の本論を検討する部会⁽⁶⁷⁾で、大串兎代夫、小野清一郎などが所属していた）で、『司法資料』に基づいてヘーン説を検討したことが記されている。

NSDAPが標榜する世界觀の全体像を紹介する試みは、その一年後、一九三七（昭和一二）年七月に再び見いだされる。司法大臣鹽野の肝いりで設置された「調査部」による編集の第一弾として刊行された『司法資料』第二三一号「新法律學の基本問題」がそれである。これはG・ダム編集のもと、キール学派の新進氣鋭の法学者たちが法制史、民事法、刑事法、公法の各分野から寄稿した論文集を全訳したものであった。⁽⁶⁸⁾

司法省調査部が、學術の面から国策を支える法学者の存在を羨望のまなざしで見ていることは、刊行の辞に記された次の言説からも看取できる。すなわち、「總じて六教授が擔當せる各法律の分野に於て所謂ドイツの國體（共同思想）を明徴ならしめんと企圖したものと謂ふべく、之を読み且つ味わひても而も敢て泣かざるものは忠臣ではないと断じ得るであらう」と述べている。刊行の辞の末尾にもあるように、「我國の法律學の如何に貧弱であり且如何に舊態に甘んじて居るかを併せ示す爲」にこの全訳が刊行された。

第二節 刑事法

第一項 刑法

元來、司法省はドイツにおける刑法・刑事訴訟法分野での改正動向に注目してきた。本稿において重点的に注目する一九三〇年代以降においてもこの傾向は続くが、これは日本で一九二二（大正一〇）年一〇月の刑法改正可否についての諮問以來、その間、一九三一（昭和六）年の総則部分の草案公表を挟み、一九四〇（昭和一五）年四月の『改正刑法假案』公表に至るまで、一八年六ヶ月という長期にわたって刑法の改正に取り組んできたことも関係する。すでに一九二五（大正一四）年から、『司法資料』⁽⁷⁰⁾では、ドイツが第一次大戦前から進めていた刑法改正の為に準備していた資料の多くを翻訳している。一九二七（昭和二）年にドイツで刑法草案ができあがると、一九三〇（昭和五）年にはそれを理由書と併せて翻訳しており、第一回の読会についても紹介している。⁽⁷¹⁾

しかし、一九三四（昭和九）年には、これまで伝統的にドイツの刑法に向けられてきたのとは少し異なる視点がここに加わることになる。同年五月に『司法資料』第一八四号として「ナチスの刑法（プロシヤ邦司法大臣の覺書）」⁽⁷²⁾が刊行される。これはプロイセン邦の司法大臣ハンス・ケルル⁽⁷⁴⁾によって編集された『国民社会主義的刑法』を翻訳

(752)

したものである。⁽⁷⁵⁾これは原書の副題が示すように「覚書 (Denkschrift)」であって、準備工作に過ぎず、これが実際に法の形をとるようになるにはなお暫くかかるとの見通しを示しつつも、「獨逸刑法の改正に關するナチスの可なり具體的な思想動向を汲取ることができ」ることから翻訳された。

ドイツでは長年刑法の改正が議論されており、それらが日本においても折に触れ紹介されてきたのは上述の通りであるが、結局ドイツの刑法改正作業自体が停止してしまっ⁽⁷⁶⁾た。その後、国民社会主義政権が成立し、さしあたりは刑法の部分改正を行うにとどま⁽⁷⁷⁾っていた。しかし、その後、全面的改正に向けた作業が動き出し、一九三三(昭和八)年秋に刑法委員会が組織され、国民社会主義的刑法の草案作りが始まった。この委員会はライヒおよび邦のそれぞれの司法省関係者が参画していた。一九三四(昭和九)年春には刑法総則部分の仮草案が完成するという速成作業であったが、その審議の基礎となっていたのは、『司法資料』第一八四号でも翻訳された「ナチスの刑法」であった。そして、一九三四(昭和九)年四月以降はおよそ三ヶ月かけて刑法各則部分の審議を大方終⁽⁷⁸⁾えた。

この頃に成立したのが、H・フランク編『法と立法のための国民社会主義ハンドブック』である。このうち、刑法および刑事訴訟法(行刑法も含む)を扱った部分が一九三六(昭和一一)年五月刊行の『司法資料』第二一一号で翻訳⁽⁷⁹⁾された。その刊行の辞にはNSDAPの下で進められている法事業への賛辞が、次のように、惜しみなく述べられている。

「ナチスは獨特の理論を有せずとは屢人の云ふところである。果たして然るや。本號はその回答の一に屬するものである。日本精神は「あげつらはず」また「ことあげ」をせぬものとされてゐた。果たしてさうであらうかまたそれでよいのであらうか。「葦原の水穂の國は神ながら言舉せぬ國然れども言舉ぞ我がする」(言海)ともある。(……)我國に於てもナチスを凌駕する大研究の輩出せんことを希望し期待する。」

実際にここで紹介されている諸論稿からみても分かるように、それは刑法のみならず刑事訴訟法、裁判所構成法にも関わり、また行刑や経済刑法にも触れ、広い内容を扱っており、訳者によって関連条文の抄訳も付されている。⁽⁸⁰⁾

このように日本で伝えられるドイツ刑法改正の近況は順調そうに見えるが、実際の状況はそこまで楽観的なものではなく、むしろ複雑になっていった。ドイツではライヒ司法省での刑法改正へ向けた動きと並行して、一九三五（昭和一〇）年春以降、ライヒ無任所大臣にしてNSDAP法律部長でもあったドイツ法アカデミー総裁H・フランクの指導の下、党の意向によりドイツ法アカデミーにおいても刑法改正に向けた作業が進められていた。⁽⁸¹⁾ もっとも、ドイツ法アカデミー側の刑法委員会の構成員は上述のライヒ司法省の刑法委員会と重複する者も多かった。例えば、フライスラーはライヒ司法次官兼プロイセン邦司法次官としてライヒの刑法委員会の主要メンバーであると同時に、ドイツ法アカデミーの刑法委員会のメンバーとしても刑法改正作業に携わり、両者の橋渡しの役割も担っていた。このドイツ法アカデミーの刑法委員会の作業の成果は、ライヒの刑法委員会の作業より遅く始まったにも拘らず、ライヒの刑法委員会よりも早く一九三四（昭和九）年六月にその作業を公表し始める。⁽⁸²⁾ これは『司法資料』第二一八号「新獨逸刑法に對する國民社會主義的綱領（第一部）」として、牧野英一監修の下、翻訳されている。

ライヒ司法省での刑法改正作業の成果は、フライスラーの橋渡しもあり、ドイツ法アカデミー刑法委員会のそれと比較しても「殆ど全然同一の提案をして居るのを確認することの出来る」ものであった。⁽⁸³⁾ 一九三四（昭和九）年七月には、ライヒ司法省での一連の審議を公表するための報告書『將來のドイツ刑法』が出された。⁽⁸⁴⁾ この報告書についても「我國の刑法改正事業に對しても、示唆と爲るところ多かるべきを信じ」『司法資料』において三回分載⁽⁸⁵⁾（二三四、二三六、一三八）で翻訳された。

この間、一九三五年六月にはドイツで刑法、刑事訴訟法それから裁判所構成法が部分改正された。これを承けて『司法資料』第二二三号（一九三七（昭和一二）年一月刊行）では、改正条文とそれぞれに対応する理由書とが併せて翻訳された。いずれもNSDAPの世界観を反映した改正箇所であるが、これらをさらに補強する為に、『ドイツ法曹新聞』からフーバーナーゲル「刑法に於ける類推解釈の実例」⁽⁸⁶⁾さらに『ドイツ法アカデミー雑誌』からエトカーの「刑事訴訟法の改正の為に」⁽⁸⁷⁾が翻訳されている。同年末にはさらに、キール学派のダームやシャフシユタインによる国民社会主義的な刑法理論を紹介する論稿が『司法資料』第二三二号において翻訳されている。⁽⁸⁸⁾

第二項 刑事訴訟法

刑法同様、刑事訴訟法についても⁽⁸⁹⁾、日本の司法省はその動向を注視していた。一九三五（昭和一〇）年三月に刊行された『司法研究』第一九三号「獨逸裁判所構成法及同刑事訴訟法」は、一九二七年時点でのドイツの現行法の翻訳を掲載しているが、その「例言」（刊行の辞に相当）において次のように述べる。「獨逸は、今や其の異色ある指導精神の立場から、實體法のみならず手續法を改革せんとし、司法制度に付ても新組織を要求してゐる。即ち獨逸は法律制度の全分野に涉り其の異色ある世界観を注入せんとしてゐるのであるから、茲に紹介する裁判所構成法にしても、刑事訴訟法にしても、近き將來に於て或は一大改變の加へらるることが豫想されるのである」。この言葉からも、ドイツの訴訟法を巡る動向への日本側の高い関心を感じ取ることができる。

実際、ドイツでは、一九三三（昭和八）年一月から全面的な改正の為にライヒ司法大臣によって刑事訴訟法改正委員会が組織された。この委員会は一九三六年春までに活動を終え、刑事訴訟法、治安判事法、裁判所構成法の草案を提出した。この間、一九三五（昭和一〇）年六月二八日の「刑事訴訟手續並に裁判所構成法の規定の改正に

関する法律⁽⁹¹⁾」その他によって刑事訴訟法（及び裁判所構成法）の部分改正が行われている⁽⁹²⁾。

しかし、刑法改正事業でも見られた現象だが、この刑事訴訟法の改正作業においてもライヒ司法省の公式な委員会による作業と並行する動きが現れる。例えば、ドイツ法アカデミーでは一九三四年以降、刑法委員会の属委員会として刑事訴訟法改正のための委員会が存在していた⁽⁹³⁾。さらに党関連の機関も同様の作業を行うようになる。同アカデミー総裁のH・フランクは国民社会主義護法連盟にライヒの委員会が提出した草案について検討させ、そこからあぶり出された問題認識を踏まえてカール・シュミットの指揮の下で意見書を作成させた。この作業は一九三六年一〇月に完成した。そればかりか、NSDAPのライヒ法務部長レーケ⁽⁹⁴⁾の下で、一九三六年七月より一月までさらに検討が行われ、翌三七年三月一〇日に対案として、『刑事手続法の新秩序』なる覚書が提出された⁽⁹⁵⁾。一九三七年にはドイツ法アカデミー刑事訴訟法委員会の『覚書』まで登場する⁽⁹⁶⁾。

他方で、ライヒ司法省では一九三六年一月に改めて刑事訴訟法改正委員会を組織し、翌三七年一〇月には刑事手続法及び治安判事法の草案を完成させた。この草案自体は公表されなかったが、この委員会の作業報告書『将来のドイツ刑事訴訟手続』が一九三八年四月に公表され、これが『司法資料』において三回分載で翻訳された⁽⁹⁸⁾。

こうした刑事訴訟法改正作業の中で生まれた草案や対案の翻訳と並び、関連する論稿も折に触れ翻訳・紹介された。例えば、一九三六（昭和一一）年五月に刊行された『司法資料』第二一一号では、H・フランク編『ハンドブック』から刑事訴訟法に関連する箇所が訳出されている⁽⁹⁹⁾。そして、同年九月刊行の『司法資料』第二一七号「ドイツに於ける刑事訴訟手続並に行刑制度の改革について」では、雑誌『ドイツ刑法（Deutsches Strafrecht）』の臨時増刊号⁽¹⁰⁰⁾から将来の刑事訴訟手続に関連する諸論文が翻訳されている⁽¹⁰¹⁾。また、一九三七（昭和一二）年一月に刊行された『司法資料』第二二三号の附録として、ドイツ法アカデミーの刑事訴訟委員会座長を務めるエトカーが『ドイツ

法アカデミー雑誌』に寄稿した「刑事訴訟法の改正の為に」が翻訳された。⁽¹⁰²⁾

七四

第三項 刑事学

本稿で扱われる時期においては、刑法や刑事訴訟法のみならず、刑事学の分野についてもドイツに関心が向けられた。このような関心は、日本で大正後期以来、刑法の改正問題と連動して監獄法改正に向けた動きがあったことと関係していると思われる⁽¹⁰³⁾。また、この時期には、日本における行刑制度史を語るうえで不可欠な人物のひとりである正木亮がおり、『司法資料』におけるドイツ語圏からの情報紹介において彼が重要な役割を担っていた。彼は同時代の日本の刑事政策を、欧米のそれに比しても遜色ないものと考えていたが（なお、同時代には、もう欧米への追従を排斥せよ、という声もあった）、これをより一層進化させるには各国の刑事政策の参照を怠ってはならない、という立場を採っていたことも、『司法資料』で刑事学分野の海外情報が積極的に紹介されたことと関係していると思われる⁽¹⁰⁴⁾。以下では、主に、犯罪生物学、戦争と犯罪の関係、行刑制度、犯罪捜査技術についてどのような情報がドイツからもたらされていたのかを概観する。

一 犯罪生物学

一九三四（昭和九）年二月の『司法資料』第一八二号では、オーストリアの刑法学者であり犯罪学者であるアドルフ・レンツの『犯罪生物学原論』が翻訳されている⁽¹⁰⁵⁾。翻訳は医学士の吉益脩夫による。犯罪生物学はNSDAP政権のイデオロギーと密接に関連する学問の代表例である⁽¹⁰⁶⁾。もっとも、この原著自体は一九二七年にNSDAPとは無関係に書かれたものであるが、著者レンツを発起人のひとりとして一九二七年に設立された犯罪生物学協会（Kriminalbiologische Gesellschaft）は、一九三三年以降、NSDAP政権との距離を縮めていくことになる⁽¹⁰⁷⁾。この過

程で、犯罪社会学的な側面は後退し、生物学的な面に焦点が当てられるようになった。

一九三六（昭和一一）年一月に刊行された『司法資料』第二二〇号「エドムンド・メツガー著 刑事政策 犯罪學を基礎とする」は、メツガーの同名著書の全訳である。⁽¹⁰⁾これは医学、とりわけ犯罪生物学的な知見をふんだんに盛り込んだ叙述となっていたことから、上記の『犯罪生物学原論』と同様に、吉益に翻訳が委嘱されている。この号では、当時ドイツで刑事裁判実務との関係で活躍の場を広げていた犯罪生物学の事情についても紹介されている。

一九四一（昭和一六）年六月刊行の『司法資料』第二七一号「ホーへ編 司法精神病學綱要（上）」は、司法精神病學の分野で最も権威があり、かつドイツにおける刑法改正を反映している、ホッへの著作の部分訳である。原書は二部構成で、第一部では法律的基础を、第二部では臨床的基础を扱っており、全訳されているのはこのうちの前者である。この第一部は前半がアッシャフェンブルクによる執筆で刑法を、後半がグルーレ⁽¹¹⁾による執筆で民法を扱っている。なお、刑法部分についてはすでに『精神神経學雜誌』において医学博士荻野了による全訳紹介があったが、⁽¹²⁾『司法資料』ではこれを再録しつつ、民法部分についても荻野に翻訳を委嘱している。

一九四二（昭和一七）年七月刊行の『司法資料』第二七六号「アッシャフェンブルク 犯罪と其の鎮壓策」は、当時なお犯罪學の分野において權威を持ち続けていたG・アッシャフェンブルクの研究書の第三版（一九二三）⁽¹³⁾を全訳したものである。「まえがき」として高橋正巳による解説文が付されており、その中では、「最近四半世紀の刑事立法の傾向を概観して……明らかに新派刑法學の勝利」と評し、「一見堅牢なるかに見える過去の刑法學理論はその根底より動搖を來たし、將來の刑法學が自然科學的認識の基石の上のみ建設せられるべきことは、今や争ひ難き趨勢となりつつある」という著者アッシャフェンブルクによる見解が紹介されている。初版から数えると既に出版後

四〇年にならんとするこの書物を、敢えてこの時期に『司法資料』として調査部が翻訳させたのは、「この刑事學乃至刑事政策學の古典が司法實務家の間に於ても重ねて味讀せられ且つ検討せらるることを冀ふ所以に外ならない」からであった。

上述のように、『司法資料』におけるドイツの犯罪生物学関係の紹介においては、司法官の正木亮が大きな役割を果たしたと考えられる。彼は犯罪生物学の先駆者であるレントツと交友があり、日本でレントツの著作を普及させることを依頼されていた。それは正木の「畏友」吉益脩夫によつて果たされることになった。⁽¹⁶⁾その吉益は『司法資料』においてレントツやメツツガーの著作を翻訳しており、いずれも後に公刊されている。この他、吉益は『優生學の理論と實際——特に精神醫學との關係に於て』（南江堂一九四〇）を公表するが、その前書きからは、正木亮をはじめとする司法部内からの援助があつたことが窺われる。

二 戦争と犯罪

一九三七（昭和一二）年七月以降、日本は戦時体制へと進んでいくことになるが、「戦争は犯罪現象に如何なる影響を及ぼすか」という関心に正面から取り組むための比較法的資料として翻訳されたのが、一九三八（昭和一三）年一〇月刊行の『司法資料』第二四五号「モーリッツ・リープマン 戦争と犯罪——ドイツに於ける——」⁽¹⁷⁾である。そして、その「姉妹編」として紹介されているのがエクスマーによる研究であり、こちらについても、同じ標題の講演⁽¹⁸⁾と併せて、一九四〇（昭和一五）年六月に『司法資料』第二六七号「戦争と犯罪」として刊行された。両者とも、NSDAPが政権を握る前に出された作品を翻訳したものであるが、独塊の「異常なる經濟的窮乏と戦敗の絶望に基づく道德的頹廢とに見舞はれた戦敗國の記録」が、犯罪の社会学的研究にとつて重要な参考資料であることから、翻訳されるに至つた。

三 行刑

すでに述べてきたように、当時の『司法資料』では、正木亮の仲介によって刑事学関係の文献が翻訳されてきた。その彼が大審院検事であったときに司法省調査部に刊行を勧め、また自ら「序」も寄せているのが『司法資料』第二五二号「オスボーン社會と監獄——新刑罰學への二三の示唆」である。もともとこれはドイツではなく米国の文献だが、行刑制度改革に対する並々ならぬ熱意はこの時期の『司法資料』における犯罪学関係の文献掲載において共通する。

そして、行刑の分野でも、ドイツからの情報が多数を占める。⁽¹²¹⁾一九三五（昭和一〇）年八月には、第一一回国際刑法並監獄會議が開催された。概ね五年毎に開催されていた同會議はドイツ政府の招致により、今回はベルリンでの開催となった。ドイツはこの會議に間に合わせるようにして刑法改正を済ませ⁽¹²²⁾、「盛に刑法改正の趣旨を宣傳し、併せて國民社會主義及其の刑事政策について、汎く中外に……紹介することに努めた」⁽¹²³⁾。會議や祝賀会に際し大臣たちが講演を行った⁽¹²⁴⁾他、ドイツ国内での刑務所の視察も行われた。さらに會議出席者への配布を念頭に學術誌や宣傳冊子が企画された⁽¹²⁵⁾。そうした企画のひとつとして、『ドイツ刑法』特別号の後半部では、ドイツの行刑制度改革について、行刑制度の目標、刑の累進的執行、行刑への裁判所の参与、囚人の労務、常習的犯罪人取締法といった論点を巡る寄稿が掲載され、これが『司法資料』第二一七号として翻訳された⁽¹²⁶⁾。

この會議そのものの内容は、一九三七（昭和一二）年四月に『司法資料』第二二八号「第十一回國際刑法及び監獄會議關係論文集（刑法学雑誌特別號）」として刊行された。その標題が示すように、これは『刑法学総合雑誌（Zeitschrift für die gesamte Strafrechtswissenschaft）』の特別号を翻訳したものである⁽¹²⁷⁾。會議そのものの成果については、おおむね日本の考えと一致するものであった⁽¹²⁸⁾。そのうえで、『司法資料』では會議全体をドイツの目線で総括

するものとして、『ドイツ司法』掲載のライヒ司法省のシェーファーによる論稿「ベルリンに於ける國際刑法及び監獄會議の學問的結果」も翻訳している。⁽¹³⁾

同會議ではエーバーハルト・シュミット (Eberhard Schmidt) が回顧的講演を行った他、一四本の部会報告のうち半数にあたる七件がドイツ側からなされた。すなわち、エクスマー「保安鑑置よりする釈放に關する裁判」、メツガー「刑の規律の緩和と行刑の改變の確定的に言渡された刑に及ぼす影響」、シャフシュタイン「獨逸國の新行刑制度に於ける教育思想の意義」、ランゲ「現代の刑罰組織に於ては去勢若は輸精管切除若は輸卵管切除に依る斷種の適用は如何なる場合に且如何なる原則に従ふのを適當とすることが出来るのであるか」、ジューエルツ「囚の爲の經過的收容所」、コールラウシュ「少年の問題に對する獨逸少年裁判所並に少年裁判所補佐協會の態度」(以上、刑法学教授) といった報告の他、ライヒ裁判所判事ハルトウングによる「未決囚並に既決囚についての監獄行政上の処分はどの程度まで裁判所の監督に服せしむべきか」について報告があった。とはいえ、同會議にさいし行われた国民社会主義法のための宣伝活動が、會議そのものと同等かそれ以上の成果を挙げたとシェーファーは自負している。

それ以外にも、ドイツの行刑制度の回顧と展望を紹介するものとして、一九四〇(昭和一五)年八月には第二六九号「各國現行行刑制度」と題して、國際刑法並刑務委員會編『各國現行行刑制度』が全訳された。この中で、ドイツについてはシェーファーの筆による一九三五年現在の情報⁽¹⁴⁾が、オーストリアについてはグライスパッハによる寄稿が掲載されている。なお、日本では、一九二三(大正一二)年末に監獄法改正調査委員会が発足した。その後、一九二七年六月には刑法の改正作業と統合され、刑法並監獄法改正調査委員会が発足する。一九四〇(昭和一五)年三月に刑法草案審議が終了し、四月に『改正刑法假案』として公表された。これ以降、刑法並監獄法調査委員会

により、監獄法（一九〇八（明治四一）年制定）の全面改正の作業が進行することになる。⁽¹³⁵⁾『司法資料』第二六九号はまさにそうした時期に刊行された。もっとも、刊行直後の一〇月に監獄法の改正にかかる委員会は廃止され、事業自体が消滅してしまった。

四 犯罪捜査技術

『司法資料』では、定期的に刑事捜査に関するドイツの簡便な手引書を提供してきた。例えば、一九三二（昭和七）年八月には当時ベルリンで刑法・民事訴訟法を講じていたゴルトシュミットの作品を翻訳している。⁽¹³⁴⁾NSDAPの政権獲得後も、こうした情報は翻訳のかたちで提供されている。特別に号が組まれずとも、例えば、『司法資料』第二四一号（一九三七（昭和一二）年）では人物鑑定法についての講演が紹介され、『司法資料』第二四七号（一九三七（昭和一二）年）では判検事向けの講習会で行われた講演が抄録で紹介されている。⁽¹³⁵⁾

一九四四（昭和一九）年一月には、『司法資料』第二八七号「ハンス・シュナイッケルト 臨床刑事技術——犯罪心理学を重視せる」が刊行されている。⁽¹³⁶⁾本作は「司法警察、検察及び刑事裁判を擔當する者が、其の實際の職務に當り留意體得すべき知識技術を、犯罪心理学に特に重點を置いて詳述したもの」で、「比較的経験の浅い司法警察官判検事必読の書として」、また経験ある刑事実務家には「示唆と反省資料」を与えるものとして翻訳された。⁽¹³⁷⁾

第四項 戦時刑法

すでに述べたように、『司法資料』では刑法、刑事訴訟法および行刑に関して、国民社会主義的なテーマが多く紹介されてきたが、新しい領域として戦時刑法が紹介されるようになった。⁽¹³⁸⁾

一九四三（昭和一八）年一〇月に刊行された『司法資料』第二八三号「グライスパツハ 獨逸戦時刑法（第一・二

部」⁽¹³⁹⁾は、国民社会主義政権下での戦時刑法の形成に大きな役割を果たした、オーストリア出身の刑法学者グライスパッハ⁽¹⁴⁰⁾による著作の全訳である。刊行の辞でも述べられているように、この著作の内容は手続法にも及んでおり、戦時刑事法という性格を有する。そして巻末には附録として、本文中で登場するドイツの戦時刑事法関係命令条文が、翻訳の上、掲載されている。もともとこの著作はライヒ内務次官シュトゥッカー⁽¹⁴¹⁾監修の叢書『臨戦態勢のライヒ (Das Reich in Bereitschaft)』の一冊として出されたものであり、後にドイツ法アカデミーの叢書にも採録されたものである。これは、「總力戦完遂の爲め獨逸國に於て形成せられた戦時刑事法令と之に對する右の考慮に基く解説及び論評は、我が戦時刑事法の立法上及び運用上にも好箇の參考資料たるを失はぬ」という理由で翻訳された。⁽¹⁴²⁾

第三節 民法

刑事法に比べるとその数は少ないが、民法についても翻訳その他の情報が伝えられている。とはいえ、民法に直接関わるような内容は少なく⁽¹⁴³⁾、どちらかというと民事訴訟法と商法に関する分野がほとんどであった。以下では、まず一般条項を巡る議論を瞥見し、とくに民事訴訟法についてドイツからの法情報がどのように紹介されていたのかを概観する。なお、商法は主に経済法との関わりで論じられていたので、別に扱う。

第一項 一般条項

昭和一一年の学界を振り返り、末弘巖太郎は、近時の傾向として、「政治の上に政治を支配する法律原理を認むることを拒否して再び法律を政治の下に置かうとする傾向が世界隨所に現はれつつある」と述べ、私法学界におけ

(741)

るその顕著なる実例として、「一般条項への逃避」問題を挙げている⁽¹⁴⁾。こうした動きには司法部も反応しており、やや遅れてではあるが、一九三八（昭和二三）年二月に刊行された『司法資料』第二四六号「一般条項への逃避及び獨逸大審院と利益法學」と題し、この問題に焦点を当てている。その中では、ヘーデマンによる有名な作品『一般條項への逃避』⁽¹⁵⁾ならびに同作品に関するドイツの法律系雑誌掲載の書評数点が翻訳紹介されている⁽¹⁶⁾。またこれと並んでライヒ裁判所設立五〇周年の祝賀論文集に寄せられたミュラー・エルツバハの論文「ライヒ裁判所と利益法學」も翻訳紹介されている⁽¹⁶⁾。これは一九二九年に公表された論文であるが、ヘックの書評との関係で載せられていると思われる⁽¹⁶⁾。

これらの文献が翻訳紹介されたのは、刊行者によれば、「前者は一般條項の導く危機を警め後者は實定法の中に一の抽象的原理を求めんとして居ることは共に我々の注目に値するものと信じ」⁽¹⁷⁾ ためであった。

第二項 民事訴訟法

日本では、一九二六（大正一五）年に民事訴訟法の大改正があったが（施行は一九二九（昭和四）⁽¹⁸⁾）、民事訴訟法を改正する作業はその後も続けられていた。司法省では一九二七（昭和二年）に「強制執行並競売ニ関スル法律改正調査委員会」を設置した⁽¹⁹⁾が、ここで審議されていたのは、民事訴訟法から強制執行（第六編）を取り分け、それを競売法と併せて「強制執行法」とする考えであった⁽¹⁹⁾。こうした関心は『司法資料』にも反映されている。一九三一年にドイツで新民事訴訟法草案とその理由書が公表されると、一九三三（昭和八）年には、『司法資料』で、それらを連載で紹介している⁽¹⁹⁾。「我が立法上に多大の暗示を與へずんばあらざるべし」として、まずは強制執行に関する部分（第九編以下）が第一七七号で紹介され、続く第一七八号では、残りの部分が「我が新民事訴訟法とほぼ其の趣

向を同じくするものなるが故に我が規定の解釋上運用上の指針たらしむるに足る」ものとして、学問上の比較のため訳出された。

ドイツにおいて、この一九三一年の草案およびその理由書が公表された意義は、徹底的な議論を行わせてそれに基づき法改正を行うことにあり、⁽¹⁴⁾ 実際これらに基づいて活発な議論が行われた。その後、一九三三年一月にNSDAP政権が成立し、一月には一九三一年草案の重要部分を基礎にした改正民事訴訟法が公表され、⁽¹⁵⁾ 一九三四年一月一日から施行となった。この過程でNSDAP的な価値観を含む「序言」(VorSpruch)が追加された。⁽¹⁶⁾ しかし、改正法の内容は国民社会主義的世界観に拠らずして生まれたものであった。⁽¹⁷⁾

他方で、すでに一九三三年のうちに、新しい国家に合わせて民事訴訟法を刷新すべしとの声は出ており、⁽¹⁸⁾ 一九三四年一月にはドイツ法アカデミーにおいて民事訴訟法の改正のための委員会が組織され、主に強制執行法の改正を念頭に、作業が続けられていた。⁽¹⁹⁾ 一九三五年の『ドイツ法曹新聞』の巻頭を飾るキツシュによる論稿は、訴訟手続の根本的改変を新生ドイツ国家の最重要課題と位置付けている。⁽²⁰⁾ とはいえ、新政権になってからの学制改革により、民事訴訟法はますます軽視される傾向にあり、一九三四年一月から『ドイツ法曹新聞』編集主幹となったパウムバッハはこのために誌上で呼びかけなければならないほどであった。⁽²¹⁾

日本での法改正に向けた動きに話を戻すと、一九三四(昭和九)年五月には書記官關宏二郎を調査のため欧州に派遣している。その成果と思われるが、一九三五(昭和一〇)年にはポーランド(一九三三年施行)とユーゴスラビアの新民事訴訟法(一九二九年制定)のドイツ語版を入手し、立法のための資料として翻訳している。⁽²²⁾ 翌年にはフランスの草案についても紹介している。⁽²³⁾ この間も委員会審議は続き、草案作成も行われていたが、成案には至らなかった。一九三六(昭和一一)年に発行された『司法資料』第二一九号は、民事訴訟法を巡る議論について紹介する

論文集の体裁をとっている。最初に登場するのが一九三二年に出版された「民事司法の疾患」と題する論稿で⁽¹⁶⁾あり、このなかで、当時のドイツの民事訴訟における様々な問題が指摘されている。さらに、国民社会主義政権下の民事訴訟制度の改革論として、フーバーナーゲル⁽¹⁶⁾による論稿「民事訴訟の改革」が紹介された。⁽¹⁷⁾彼は、国民社会主義的国家観から、利益対立を解消する闘争手段であった従来の民事訴訟の在り方は個人主義に立つものであり克服すべきであるとし、民事訴訟は人民の間の平和秩序を回復するための手段であるべきであり、また回復された平和が再び破壊されぬよう防止する役割を担うべきであるとする。こうした考えから調停 (Ausgleich) の重要性を説くが、現行法に調停の規定が少ないことに不満を漏らす。⁽¹⁸⁾全体として弁論主義を基礎としつつも、裁判官の職権調査権の拡大によってそれを補うこと、また、訴訟原因の多様性に鑑み各種の手続を用意すべきと主張する。もつとも、これはあくまでも彼の個人的な見解であり、同時代に広く賛同を得ていたわけではない。⁽¹⁹⁾また、同号では、翻訳ではなく日本人による寄稿で、ドイツ法アカデミーにおける強制執行法改正に向けた動きも報告された。⁽²⁰⁾しかし、こうしたドイツに向けるまなざしにも次第に変化が現れ始める。

一九四〇(昭和一五)年に『司法資料』第二六八号で、一九三七(昭和一二)年公表のイタリア民事訴訟法草案とその報告書が翻訳された。この訳業には原田慶吉が協力している。⁽²¹⁾刊行の辞は「民事訴訟法は將來如何なる傾向を採るのであらうか」という問いかけから始まる。このような問いが発せられたのは、司法省が長年その動向を注視していたドイツにおいて民事訴訟法そのものあり方を巡って議論が起きていたからである。

この議論は、一九三八年九月に指導的な民事訴訟法学者バウムバッハがドイツ法アカデミーの機関誌上で発表した文書に端を発する。⁽²²⁾彼は民事訴訟を廃止し、訴訟事件を非訟裁判権のもとで処理することを提案した。この問題提起は議論を巻き起こした。⁽²³⁾中でも同アカデミーの民事訴訟法委員でもあったドウ・ボアは、民事訴訟手続には非

訟手続では代替できない機能が備わっている、と主張した。そして、いまこそ裁判所による統一な民事訴訟を全力で強化すべきであり、そのためには既存の「古い」民事訴訟に代わる民族にふさわしい（volkstümlich）民事訴訟を創造する時期に来ている、と主張した⁽¹⁷⁴⁾。そして、バウムバッハの問題提起に応えるかたちでドウ・ボアが公表したのが「民事訴訟の弛解⁽¹⁷⁵⁾」であった。

先に紹介した「問い」からは、ドイツでの議論状況に対する日本側からの半ば困惑ともとれる態度が見て取れる。まさにその様なときであるからこそ、ドイツと同じく全体主義体制をとるイタリアの草案が将来の民事訴訟法の傾向を探る好個の資料と考えられ、『司法資料』で紹介されることになったのである。しかし、同時に、日本側では、そうした議論の中でドイツはこのイタリアの草案をどう見たのか、という点にも関心を抱いていた。このため、「理解の一助」と断っているが、ドイツ法アカデミーの民事訴訟法委員でもあるシェンケによるイタリア草案の解説も併せて翻訳された⁽¹⁷⁶⁾。シェンケは、全体主義をとるイタリアが民事訴訟法を改正することで訴訟における国家権威を復活させようとしていること、そしてそのために裁判官の役割を変化させようとしていることを指摘する。裁判官による訴訟への積極的介入が予定され、イタリアの民事訴訟法草案はドイツ法がかつてなしえなかった程度に弁論主義との断絶を成し遂げることになる、と指摘する。さらに、弁護士には裁判官への協力が求められ、当事者も誠実に訴訟を遂行する義務を課されることにより、裁判官の役割は仲裁者のなものに変化する、と予測する。また民事訴訟の公法的側面が強調されることで（例、訴訟懈怠者への科刑）、民刑の訴訟の限界を弛める傾向にあることも指摘される。さらに、イタリア草案が、手続きのみならず執行においても迅速化を目指し、強制執行についても原則的変更を目指していることも指摘される⁽¹⁷⁷⁾。この点については、最新のドイツでの改正にも触れ、ドイツ法との方向性の一致を確認している。全体としてシェンケは、イタリア草案とそれに関する諸批評の検討は、

(737)

「民事訴訟に於いても立法的に團體の利益をより一層強調せんとの企てに於て生ずる可能性竝困難さを示している」と総括している。

すでに見てきたように、民事訴訟法を巡って日本の司法部は『ドイツ法曹新聞』およびその後継たる『ドイツ法アカデミー雑誌』⁽¹⁷⁹⁾から随時情報を仕入れ、それを参照していたことが確認されたが、それが実際に日本での程度生かされていたのかは不明である。しかも、ドイツでの法改正においてある種「外野」に位置する、お世辞にも指導的学者とは言えないフーバーナーゲルの見解は全訳されたのに、フォルクマール (Volkmar)、キッシュ (Kisch)、レント (Rent)、フィッシャー (Fischer) といった委員会の中心をなす学者たちの言説は『司法資料』において抜粋的に伝えられるのみであったことには疑問が残る。

日本では、一九四一（昭和一六）年三月に民事訴訟法の部分改正（昭和一六年法律第五十七号）が行われた。動産及び不動産の競売の特例と再競売の弊害防止の二点に関する改正がそれである。これらの改正は要望が多かったものの、「司法省では強制執行法の一般的改正を企ててゐるので、部分的改正は暫くこれを見合わせてゐた」が、総動員体制の中で他との調整を図る必要から生じた「つなぎ」としての改正であった。⁽¹⁸⁰⁾

司法部内に民事訴訟法改正に関して引き続きそれなりの議論があったことは、例えば大審院判事中山弘道が『法曹會雜誌』に寄稿した「民法と民事訴訟法」⁽¹⁸¹⁾などを見ても窺われる。加えて、一九四二（昭和一七）年二月に刊行された『司法資料』第二七四号は、ドイツ民事訴訟法草案及理由書（一九三二）に対する批判を翻訳・紹介した。⁽¹⁸²⁾ここで翻訳された二編の批評は「民事訴訟法の改正が論ぜられるに當つては」必読のものと位置付けられている。興味深いのは、ドイツではすでに一九三一年の草案を大方実現化した一九三三年の改正民事訴訟法があるのにも拘らず、これを巡る議論ではなく、遡ってその草案への批判を検討しているという点である。⁽¹⁸³⁾

このように、民事訴訟法改正を巡る検討は続けられていたが、一九四三（昭和一八）年には「強制執行及競売ニ関スル法律改正調査委員会」が発展的に解消された。民事訴訟法の改正は実現しないまま、戦況の悪化に伴い裁判と執行の迅速化がより求められるようになり、紛争解決手段として調停を活用するよう啓蒙運動が展開された。⁽¹⁸⁵⁾

とはいえ民事訴訟法に関する外国資料の調査は終戦直前まで続けられていた。一九四三（昭和一八）年一二月には、『司法資料』第二八九号「マルチン・ヨーナス 註釋獨逸民事訴訟法（第一分冊）」として、ドイツの民事訴訟法分野において名望ある、ヨーナスの註釈書の第一六版（一九三八）の第四九条の箇所までが翻訳された。もつとも、実際に刊行されたのは終戦後、昭和二二年になってからであった。⁽¹⁸⁶⁾

以上、民事訴訟法分野において、日本がドイツからどのような情報を摂取してきたかを概観してきた。興味深いのは、司法部において、民事訴訟法の問題は民事訴訟制度そのものにとどまらず、法曹養成制度や裁判官のありようとも密接に関係する問題として認識されていたことである。⁽¹⁸⁷⁾ イタリアの民事訴訟法が紹介されたのは、もちろんそれ自体が最新の民事訴訟法草案だからであるが、それだけではなく、ドイツ側からの観察が示しているように、判事の役割の変化、権限の強化が謳われたことにも理由の一端があるように思われる。『司法資料』には現れずとも、司法部では民事訴訟法の問題を法曹養成とも関連付けて議論しており、それはドイツにおいても同じであった。⁽¹⁸⁸⁾

第四節 司法制度——法曹養成

『司法資料』は、司法部に必要な海外情報を伝える媒体であり、事実、司法と関わりの深い法分野である刑事法や民事法について多くを伝えている。しかし、司法部にとって、それと同程度か、否それ以上に重要な意味を持つ

ていたのが司法制度そのものに関わる情報であった。司法部の体制そのものを支えている法的根拠が裁判所構成法であったが、一九三九（昭和一四）年には裁判所構成法施行五〇周年を記念し、各種祝賀行事が開催され、『法曹會雑誌』においても特集号が組まれた他、⁽¹⁹²⁾『司法資料』第二五九号においても裁判所構成法実施五十周年記念号と銘打って「ルドルフ 裁判所構成法註釋——竝裁判所構成法議事速記録」が刊行された。勿論これらは国民社会主義政権が成立する以前の、いわば回顧的情報である。しかし、一九三六（昭和一一）年以降の司法部による待遇改善の訴えや昭和二桁代に入って見られるようになる司法部の自主自立に向けた大きな流れのなかで考えるならば、⁽¹⁹³⁾近代的司法制度を確立した同法を『司法資料』で特集することには、今まさに必要とされる外国法情報と同じかそれ以上の意義が見出されたのだろう。

そうした裁判所構成法の問題と密接に関わってくるのが法曹養成の問題であった。『司法資料』では折に触れ、ドイツでの法曹養成において用いられている資料を翻訳のかたちで提供するなど、⁽¹⁹⁴⁾法曹養成においてドイツの型に一定の価値を置いていたことが読み取れる。また、裁判所構成法自体がドイツ帝国のそれに倣っていたことも⁽¹⁹⁵⁾あり、ドイツで国民社会主義政権が誕生した一九三三（昭和八）年以降の時期においても、司法の担い手とその養成制度についてドイツの情報に司法省が関心を抱くようになるのもある意味当然のなりゆきと言えよう。⁽¹⁹⁷⁾事実、司法省のそうした関心は『司法資料』からはもちろんのこと、『法曹會雑誌』からも窺われる。例えば、『法曹會雑誌』第一三卷第九号（一九三五）では司法省調査課名義で、一九三三年度のドイツにおける通常裁判所数や各管区内の人口とそれに対する法曹員数などを紹介している。⁽¹⁹⁸⁾

もっとも、日本においては法曹養成一元主義でなく、司法官たる判検事と在野の弁護士で異なる養成制度を採っていたことも関係し、ドイツで「司法修習生 (Referendar)」の養成に関して書かれた資料も、日本では弁護士に

関係するもの、司法官に關係するもの、というように別けて参考に附していたように思われる。⁽¹⁹⁹⁾以下ではまず弁護士制度に關係するものを、続いて司法官制度に關係するものを概観することにする。

第一項 弁護士制度

日本では、一九三三（昭和八）年五月に「弁護士法」と「法律事務取扱ノ取締ニ関スル法律」（所謂「三百取締法」）が公布された。弁護士制度を巡っては、大正期から弁護士法（一八九三（明治二六）年制定）の改正を求める声が大きくなり、一九二二（大正一一）年一〇月には司法省によって弁護士法改正委員会が組織された。⁽²⁰⁰⁾こうした動きのなかで、一九二六（大正一四）年には、ドイツ司法省によって作成され、欧州を中心とする二〇以上の国・地域の弁護士制度を概観する文献が『司法資料』として翻訳されている。⁽²⁰¹⁾これは翌一九二七（昭和二）年一〇月に公表された弁護士法改正案の準備と思われる。これ以降、一九三三（昭和八）年の弁護士法成立に至るまで、『司法資料』には弁護士制度関連のものは登場しない。⁽²⁰²⁾しかし、これは弁護士を巡る諸外国（とりわけドイツ）の情報を必要とする状況が解消された、つまり、弁護士制度を巡る議論が落ち着いた、ということを意味するのではない。むしろ、その逆であった。司法省による一方的な改正案修正に反発した弁護士団体は一九二九（昭和四）年以降反対運動を活発化させていくことになる。

一九三三（昭和八）年五月に朝野法曹にとつて長年の懸案事項であった弁護士法が成立した後、一九三六（昭和一）年四月の施行までに処理しなければならない課題（特に、新制度たる弁護士試験の修習をどうするのか）のために実施準備委員会が設置され、議論がなされていた。⁽²⁰³⁾また、弁護士の過剰、弁護士の経済的自立も解決を要する問題として認識されていた。⁽²⁰⁴⁾一九三六（昭和一）年二月には「弁護士試験実務修習規則」が成立、四月一日に施行され、⁽²⁰⁵⁾

一九三七（昭和一二）年には弁護士試験補習が各地で始まった。⁽²⁰⁵⁾しかし、すでに同年三月には、帝国議会において弁護士試験補制度を廃止する改正法律案が審議され、これに対し弁護士団体は反対決議を出している。⁽²⁰⁷⁾

こうした動きと並行して、弁護士の中から司法官を、という法曹一元を求める声が大きくなっていった。⁽²⁰⁸⁾一九三七（昭和二年）七月には、法曹一元化制度の実行に向けた委員会も設置され、⁽²⁰⁹⁾法曹一元制度実行委員会宣言も出された。⁽²¹⁰⁾これと関連して、日本弁護士協会は一九三八（昭和一三）年一月に、判検事を一〇年以上の弁護士実務経験者から採用するように求める「裁判所構成法中改正法律案」を作成し、⁽²¹⁾第七三回帝国議会に提出した。この裁判所構成法中改正法律案は可決されなかったものの、司法省は弁護士からも司法官を採用することにし、弁護士協会は一九三八（昭和一三）年七月より候補者の銜衡を開始した。⁽²¹²⁾一九三九（昭和一四）年六月には、弁護士協会が推薦の件で司法省を訪問し、⁽²¹³⁾同年九月には弁護士から判事に任官する者が誕生した。⁽²¹⁴⁾もともと、弁護士協会が求めているような「すべての司法官を弁護士から」という要求が実現することはなかった。

このように、一九三〇年代は、日本において弁護士制度とその運用を巡って弁護士団体と司法省との間で駆け引きが続いていた時期であるが、ドイツにおいても一九三三年以降、弁護士および司法官を巡る法制の改変が行われている。一九三四（昭和九）年二月ならびに二月の法律により、従来は各邦に帰属していた司法事項をライヒに移管することが決まり、⁽²¹⁵⁾七月には司法官養成規則（Justizausbildungsordnung）が公布され一〇月から施行された。⁽²¹⁶⁾一九三五（昭和一〇）年一二月には弁護士法の部分改正があり、⁽²¹⁷⁾翌三六（昭和一一）年二月には改正弁護士法が公布された。⁽²¹⁸⁾

このように日独双方で弁護士制度を巡る動きが活発であったこの時期、国民社会主義政権下での関連法制度は『司法資料』においてどのように伝えられたのだろうか。

一九三四（昭和九）年七月刊行の『司法資料』第一八五号「プロシヤに於ける司法官教育關係法令彙纂」は、司法の官職や職業を女性に開放すること、司法官試験ならびに修習、司法官試験による判事や裁判所書記の事務の執行、試験による弁護士代理、貧困者のために試験が保佐人に付くこと、さらには（以前は無報酬だった）司法官試験にその身分にふさわしい生活を送るための手当・報酬を与えること等々について、一九二九年時点のプロイセン邦における司法官教育關係法令を抜萃して挙げつつ、解説を施している。⁽²¹⁹⁾つまり、情報としては五年ほど前のものであり、したがって目下ドイツで進行中の国民社会主義政権による司法制度関連法制の改革そのものというよりも、その前の状況を知るための資料という位置づけとなるが、それは「我國に於ける司法制度の改善と云う立場から通讀して見ると色々の事項に付て示唆を與へられることを否定することが出来ない」ので、司法官教育の参考資料として刊行された。

一九三七（昭和一二）年二月に刊行された『司法資料』第二二四号は、国民社会主義政権下で弁護士制度の改正に辣腕をふるったノアックの著書『ドイツの新辯護士職務法』⁽²²⁰⁾の全訳を掲載している。同書は、ヒトラー登場前までの間、弁護士の置かれていた（とりわけ経済的）窮状を統計資料などを基に示し、その「改善」のため一九三五（昭和一〇）年一二月に公布された四法を解説している。⁽²²¹⁾但し、これら四法は世に言われるように「辯護士階級の困窮を除去する為」ではないことをノアックは強調する。むしろそれは「國民の爲の最善の法律的保護」である、と。しかし、国民社会主義的な世界観に立脚した弁護士を生み出すことが、これら新法の目的であったことは論を俟たない。ノアックは「精選及実績主義」が弁護士界にも導入されたと述べるが、それは国民社会主義への忠誠度を尺度とした弁護士開業認可への一歩であった。

これに併せて「改正獨逸辯護士法條文」、すなわち「一九三六年二月二二日の帝国弁護士法」⁽²²²⁾の全訳も載せられ

ている。これらは、「我國の『辯護士法改正法律』」並に『法律事務取扱ノ取締ニ關スル法律』の有力なる参考となるべきものと考え」刊行された。

第二項 司法官養成

弁護士法に関するドイツの現況を伝える記事と同じような内容に見えて、実は違った文脈に位置するのが、以下で扱う一連の号(二四〇、二四一、二四四、二四七)である。まずはその内容を概観する。

一九三八(昭和一三)年五月に刊行された『司法資料』第二四〇号「法律家たるの適性に就て——法律家、特に判事の職務に就ての心理學的考察」と題する、比較的分量の少ない論稿が翻訳されている。⁽²⁴⁾これはその標題および緒言からも明らかのように、心理学的な分析に重きが置かれ、判事候補をどのように選別するか考察している。著者は「世界觀的、政治竝に法律政策上の主義の問題及道德上の問題」は検討しないことを明言している。当時、日本における朝野の法曹の在り方を巡る議論を踏まえ、司法官をどのように採用していくのかを考えていた司法省にとっては有益な内容を含んでいることは明らかである。しかし、これと少し趣向が異なるのが、次に紹介する、翌月刊行号である。

一九三七年に司法官試補指導者會議がドイツで開催され、この會議で行われた諸報告は『ドイツ司法』誌に掲載された。⁽²⁵⁾これにドイツの司法官養成制度についての若干の邦語文献を附したものが、一九三八(昭和一三)年六月刊行の『司法資料』第二四一号「一九三七年獨逸國司法官試補指導者會議錄」である。刊行の辞によれば、この号が刊行されたのは「ナチス精神に對し賛否何れの立場を採るにせよ、司法官試補養成制度を根本的に檢討する要のある現下の我國に對し、示唆と為るべき所あるを信じ」たからである。

さらに、これを補完するものとして一九三八（昭和一三）年九月に刊行されたのが『司法資料』第二四四号「獨逸に於ける試補養成上の諸問題」である。この号ではドイツの法律系定期刊行物から「直接又は間接に司法官試補の教養に關係ある」記事を選んで翻訳・紹介しているが、刊行の辞によると、「或る事情のため少からず急い」での刊行であった。この事情については後述する。

同号は二部構成（加えて附録四点）をとっており、それぞれNSDAP政権の前と後の情報を伝えている。第一部は一九三一年の『週刊ドイツ法曹』の特集記事「法学教育の改革」⁽²⁶⁾から「裁判所勤務中に於ける司法官試補の養成」と「養成問題の現状について」が翻訳されているが、ここでは、「弁護士による司法修習生授業」の記事は省略されていることから、司法省は弁護士と司法官の養成を別ものと考えていたことが窺われる。

続いて、第二部「司法官試補の共同營舎教育」では、『ドイツ司法』誌から集められた共同營舎（Gemeinschaftslager）に関する記事を載せている。一九三三年六月二九日に、プロイセン邦司法大臣でNSDAP党员でもあったハンス・ケルルは、判事または検事として候補者が国民社会主義国家にとり有用な人材かどうかは、単に試験では判断できず、共同生活によってのみ判明する、という考えの下、司法修習生に国家試験の最終筆記試験の後、口頭試験に移るまでの六週間に、營舎での共同生活を義務付ける命令を出した。ここではいわゆる試験勉強は考えておらず、司法修習生たちが寢食を共にし、友誼を深め、体育を通して身体を鍛錬することが目的とされた。そして何より、将来の法曹に国民社会主義的世界観を植え付けることが重要であった。かくして一九三三年七月から、ブランドンブルクのユーターボーク（Jüterbog）にて司法修習生による共同生活が始まった。プロイセン邦のこの施設は、その生みの親にちなみ「ハンス・ケルル共同營舎（Gemeinschaftslager „Hanns Kerl”）」と呼ばれた。⁽²⁷⁾当初はプロイセン邦のみでの試みであったが、次第にドイツ各地に同様の施設が運営されるようになり、そうした營舎を独

自に維持できない邦では代替施設（例えば労働奉仕団營舎）が利用された。その後、一九三四年二月に法令が発せられ、司法の管轄は邦からライヒへと移され、七月には法曹養成法（Justizausbildungsgesetz）により法曹養成をライヒが管轄することが明示された。⁽²²⁸⁾ 一九三六年一月三〇日に、ライヒ司法長官によって発せられた命令により、爾後、ドイツ国内の司法修習生はみなこのユーターボーク所在の訓練施設に送り込まれることになった。⁽²²⁹⁾

第二部で紹介されている諸記事のうち、最初の二つは邦レベルで運営されていた營舎に関するものである。ひとつはプロイセンのもの、すなわち前述のユーターボークにあるハンス・ケルル共同營舎、もうひとつはノルトライン・ヴェストファーレンの情報が紹介されている。ドイツにおいては、プロイセンに限らず、そうした司法修習生へ共同營舎教育が行われていたことが分かる。⁽²³⁰⁾

これに続く諸論文は全国レベルでの施設になった「ハンス・ケルル共同營舎」についてのものである。これについてはまず『ドイツ司法』九八卷二〇号に掲載された近況報告が翻訳されている。⁽²³¹⁾ これによると、同施設は一九三五年から翌年にかけて大発展を遂げたようで、營舎の施設、とりわけ宿泊機能の充実が謳われている。いずれにせよ、「教育共同体と營舎共同生活とに依りてのみ、克く統一的に調整せられたる法律家團體の形成を成就することが出来る」という基本理念は維持されている。また、施設面のみならず「内面的改造」も行われており、一九三五年を通じて教育面での充実が図られ、専門知識についての講演・演習が整えられた。これらも「國家社會主義の根本思想が完全に法律家の仕事の為に利用せらるゝことを、その特別な目標として」行われている。また、講義・体育と並び、種々の講演も設定され、また視察旅行も組まれた。このように、従来、つまり邦レベルの施設だったときと比べて、施設・教育面双方の充実が図られたが、中でも最も大きな違いとして注目されるのは、司法修習生たちに予習・復習が求められ、そのための一万二千冊の蔵書を誇る図書館や講堂等が設備されたことである。もちろん

ん、身体鍛錬も疎かにされたわけではなく、一九三五年に（軍隊的教練は行われない旨断っているが）大運動場と射撃場が整備された。これに加えて体操室も設置されたが、目下これは不足する宿泊施設のために転用されている。医師・看護手も配備された。

こうした、一九三五年から翌年にかけて行われた営舎改革は「目醒しいもの」であった。一九三六年にここを訪れた者は、前年には修習生たちが午後の授業中に疲れ切ってしまったのと対照的に、今では快適な講堂で午前授業が行われるようになったことが修習生たちに歓迎されていると記している。⁽²³⁵⁾

こうして一段と充実したハンス・ケルル共同営舎について、そのお披露目ともいえるべき特集記事が『ドイツ司法』九八巻四七号で組まれたが、これも翻訳されている。⁽²³⁶⁾この特集記事はハンス・ケルルによる営舎に関する談話（これは翻訳されていない）から始まり、司法省次官フライスラーや司法試験事務局長バーラントさらには共同営舎で実働している者たちによる報告が掲載されている。例えば、ヒルデブラントの論稿では、共同営舎における日課を紹介しており、文字通り「同じ釜の飯を喰う」仲間意識がここで醸成されようとしていたことが窺われる。また身体鍛錬がいかに重視されていたかが分かる。曰く「不幸にして教程参加者の一部は、自己の身体的鍛錬を一箇の私事と観察し、第三帝國に於ける身體的鍛錬が、國家の大事であるといふ思想を直下に會得することが出来ない」、⁽²³⁷⁾と。またラヴァルの論稿からは、それぞれの法律科目、法律外科目⁽²³⁸⁾にどの程度の時間が割かれていたのか、またパーラントの論稿では、当該共同営舎においてどのような講演が行われていたのか知ることができる。

興味深いのは、この号の最後にあるリヒターの論稿である。これは、司法修習生を指導する者たち（Gemeinschaftsleiter）のための共同営舎教育を採り上げている。共同営舎での訓練は司法修習生に限った話ではなかった。彼らを指導する者たちもまた、自分たちの課題、つまりどのように修習生たちを教育するのか、その準備をいかに

するのか、といった課題を解決し、加えて身体鍛錬にも従事した。「……東と西、北と南との間に心からなる同志友誼が成立した。斯うした會同がドイツのあらゆる管區の司法人を一箇の密接なる共同體に集合せしむることは、會同其自體の、延いてはハンス・ケルル共同營舎の大なる利益の一である」⁽²³⁹⁾、トリヒターは書いている。『司法資料』第二四四号は、この後に、さらに附録の論稿四点の翻訳をもつて閉じられている。⁽²⁴⁰⁾

今まで幾らか詳細に『司法資料』第二四一号並びに第二四四号の紹介をしてきたが、これと併せて読まれることを期待されて刊行されたのが、一九三九(昭和一四)年一月刊行の『司法資料』第二四七号「イエーナに於ける檢事並に刑事裁判官の刑事法講習、外法曹教育に關する論文三篇」である。同号では、ドイツにおける法曹教育論に關する資料が掲載されており、一九三八(昭和一三)年九月に、イエーナでドイツ各地(オーストリア含む)から集められた檢事・刑事裁判官二五〇名強を対象に開催された刑事法に關する一週間のセミナーの記録である。ここでは、フライスラーをはじめとする司法界の重鎮が講演を行った。文化的な催し他、少年刑法、常習犯撲滅措置、保安・強制処分などの一般的刑事司法上のテーマのみならず、特殊刑法(墮胎、風俗、人種、經濟、為替、鉄道、出版)についても扱われた。さらに犯罪生物学、法医学、対風俗犯のための医学など、必ずしも刑法学の直接の対象ではない分野も採り上げられた。

このセミナーについての報告とは別に、附録として、新分野として台頭しつつある經濟法に対応可能な法曹の養成を論じたもの⁽²⁴¹⁾、法曹志望者に簿記、貸借対照表および經營經濟の領域についても学習させる必要性を論じたもの⁽²⁴²⁾、さらに司法修習の際の指導者となる裁判官が「同僚の誼(Kameradschaftlichkeit)」を具えることの必要性を論じたもの⁽²⁴³⁾の合わせて三本が翻訳された。いずれも国民社会主義政權成立以後のものである。

このように、『司法資料』では一九三八(昭和一三)年六月から半年ほどの間に立て続けにドイツでの司法官試補

養成について紹介したのだが、これはどのような意図から出たものであったのか。第二四一号の刊行の辞においては、「司法官試補養成制度を根本的に検討するの要ある現下の我國」と述べているが、これが意味するところは何か。興味深いのは、先にも紹介した、第二四四号の刊行の辞にある「或る事情のため少からず急いだ」という記述である。

これに関して、一九三八（昭和一三）年以降の状況をつぶさに見て取れる資料がある。『法律年鑑』（昭和一四年版）の第三部「司法」、第二章によると、この時期の状況はおよそ次のようなものであった。当時、鹽野季彦大臣の下、司法省は厳しい状況に置かれていた。昭和一二年二月の衆議院選挙における選挙違反の摘発、帝人事件、神奈川県疑獄事件などを契機に第七三回帝国議会にさいし、衆議院では満場一致で、近時の司法権の濫用につき「檢察権行使に関する決議案」が採択された⁽²⁴⁾。これに應えるかたちで鹽野法相は司法長官会同での訓示（同年五月）において「現下司法部内外の情勢に鑑み現行制度に対し、根本的再検討を加ふる要あるものと認め、司法制度調査委員会を設けて慎重審議し、成果を得た上は之を実行致し度い」と述べ、まずは司法制度の刷新に關し考慮すべき点如何を協議事項として意見を募った。これを承けて、一九三八（昭和一三）年七月一四日の勅令第五百六号⁽²⁵⁾をもって、司法制度調査委員会が設置された⁽²⁶⁾。そこでは「司法事務の改善は制度よりも人であること、即ち司法職員の素質向上の問題」という鹽野法相の見解により、まずは「司法部職員の素質を益々向上せしむるに付考慮すべき事項如何」を議題として協議が進められた⁽²⁷⁾。

初秋には答申案がまとまったのだが、それは次のようなものであった。すなわち、「凡そ国体を明徴にし司法の根本精神を把握し任務の重大を自覚し責任を尊重することを以て司法官修養の指導精神とすること」が第一に置かれた。続いて高等試験科目において民刑兩訴訟法を必須科目とし、それに合わせて科目数を調整すること、「試験

については成るべく人物の考查を加味すること」が謳われた。さらに「司法官試補の採用に当つては、一層人物の考查に重きを置くこと」が「試補の修習には一層社会常識の涵養、経済知識の啓発につとめること」が求められ、任官済みの者についても「判検事任官後一定期間中央に招致し更に研鑽せしむること、そのために適当な研究機関を置くこと」、「裁判所、検事局で法律の研究、社会常識の涵養、経済知識の啓発その他必要なる修養施設をなすこと、朝野法曹の協議会その他民間有識者との懇話会を度々開催すること」が提言された。さらに「判検事、司法警察官に犯罪及び証憑に関する科学的知識を修得せしめること」も挙げられた。その他の点も答申では挙げられているが、今とくに挙げた論点は『司法資料』の内容と非常に符合するものである。

この答申を承けて、教養機関を設置する運びとなり、一九三九（昭和十四）年七月六日に司法研究所が設置されることになった。⁽²⁸⁾ 同一〇日には開所式が執り行われた。⁽²⁹⁾ この施設は「判事、検事及司法官試補ヲシテ人格ノ錬磨、識見ノ涵養及司法ニ関スル研究ヲ為サシムル」ことを目的としていた。構成としては、司法官試補用の第一部、在官四年以上の判検事他の研究用の第二部、在官八年以上の判検事他から選抜された者の研究用の第三部に分かれていた。つまり、純然たる「司法修習生用の施設」ではない。これによって、司法官試補の養成制度にも変更が生じ、各地で修習を終えた司法官試補が最後の二月中中央に集められるようになった。ここでは「総合的に技術の指導を為すのみならず精神上の訓育を施し以て実務修習の完璧を期せん」とした。

では、その二ヶ月の間に何を修習するかを含め具体的な点も協議されている。それによれば、司法精神を涵養することが第一に挙げられ、専任教官を置くこと、判事、検事その他の実際の業務を見学すること、刑務所、少年審判所、矯正院、保護観察所等の見学、警察署や憲兵隊等の見学、法医学教室訪問、取引所や手形交換所の見学等々が挙げられている。さらに、実習の順番についても、『司法資料』第二四四号で紹介されているような順序が採

用されている。さらに、「法律の研究並に社会常識の修養」のために「図書館の整備充実」、「先輩との会談」、「学識経験有る者の講演」、「自由研究の時間」といった、ハンス・ケルル共同営舎に見られる諸点が挙げられている。⁽²⁰⁾ 要するに、『司法資料』の三つの号で紹介された内容は、ほぼそのままの形で日本における司法研究所設置のための準備に直結していたと言える。しかし、このようにして設立された司法研究所だが、戦局が深まる中、次第に機能縮小の兆しが現れ、一九四三（昭和一八）年一月にはその所管事項が大臣官房秘書課に移され、翌年の高等試験も行われなくなった。⁽²¹⁾ さらに一九四四（昭和一九）年五月には司法研究所に代わるものとして司法研究会が発足し、司法研究所はひっそりと姿を消した。その後、一九四六（昭和二一）年五月一日の勅令第二百六十九号により、司法研修所として再出発することになる。⁽²²⁾ 戦後、一九四八（昭和二三）年に『司法研究』第三四輯七号として「英米に於ける司法官（裁判所判任官を含む）の養成訓練制度の研究」（法務庁資料統計局）が刊行されているが、戦前の『司法資料』を生かしつつ、あらたなる英米法的な法曹養成像の日本への移植が試みられている。

第五節 経済法——経済統制

『司法資料』ではすでに一九二三（大正二二）年一月に、第三三号「獨逸新經濟法」として、アルトゥール・ヌスバウム（Arthur Nussbaum）の經濟法に関する文献が翻訳されている。⁽²³⁾ 司法省は、「私法ノ領域ニ於ケル公法的分
子ノ浸潤」が、第一次世界大戦後の立法に顯著に見られるとして、「獨逸ニ於ケル戦時立法及ヒ戦後ノ立法資料ヲ
對象トシテ此方面ニ於ケル法律進化ノ傾向ヲ論評シタルモノ」と考え、「比較法制ノ資料ト爲ス暫ク」ヌスバウム
の作品を翻訳させた。とはいえ『司法資料』においては特にこれに続く号はなかった。しかし、二〇年弱の時を経
て、このテーマは再び『司法資料』に登場する。

戦時期の法を特徴づけていたのが経済法、とくに経済統制の法としてのそれ、である。⁽²⁵⁾『司法資料』では、とくに一九四二（昭和一七）年以降、はつきりと「経済法」という表現が登場するようになる。例えば、一九四一（昭和一九）年八月に刊行準備が整い翌年四月に刊行された第二七五号は、「獨逸経済法綱要（上）」と題して、ヘーデマンによる経済法概説書の全訳を掲載している。⁽²⁶⁾なお、全文の翻訳に先立ち「自序」として、東京商科大学（現、一橋大学）教授吾妻光俊が『法学協会雑誌』に寄稿した新刊紹介を引くかたちで、比較的長めの解説が付されている。訳業自体は篠塚春世（法学士）による。この「自序」は次のような文から始まる。

「経済法といふ言葉自體我々には甚だ耳新しいものであつたが、支那事變突發以來茲に四年何時とはなしに我々自身が此の法の分野に引き込まれてしまつたかの觀がある。併し司法の分野からの接觸は主に刑事法的關係に於て、あり、商工農林等産業行政の分野からの接觸は現實の物の動きに即し過ぎる嫌があつて、法全体の纏まつた考察は實際のところ容易に望み得べくものでもないのである。⁽²⁷⁾」

このような認識から、第一次大戦後のドイツにおける経済現象の実体験とそれを基にした研究から成り立つヘーデマンの経済法研究の前半部が、「日に深化する我が戦時経済現象についての身を以ての體験は恐らく我が國民に對しても深淵なる研究と省察とを齎すことであらう」という期待をこめて翻訳された。⁽²⁸⁾

この「自序」は一九四一（昭和一九）年八月のものだが、それから一年程が経過した昭和一七年九月に、ヘーデマンによる経済法概説書の後半部分を扱う第二八一号の刊行準備が整つた（刊行は翌月）。そこでは、次のよう述べられている。

「我國に於ける統制経済も愈々本格的軌道に乗り各種の戦時経済現象が恒久性を帯び來りたる今日に在りては、民事法の分野たると刑事法の分野たるとを問はず、所謂経済法が特異の體系として確立せらるべきものと思は

れる。」

つまり、司法省にとっても、「支那事変」が経済法の重要性を認識するに至る転換点と考えられていたことが分かる。一九三七（昭和一二）年七月に起きた「支那事変」をうけた「戦時議會」として、一九三七（昭和一二）年二月に召集された第七三回帝国議會では、統制経済法規が「従前より一層高度化され従前の臨時的性質が恒常化された」ことが指摘されている。⁽²⁰⁾そして、その第七三回帝国議會において成立したのが、以下で採り上げる商法中改正法律（法律第七十二号）であった。

第一項 商法

一八九九（明治三二）年に公布された商法は、一九一一（明治四四）年の改正を除いては大掛かりな改正が行われることがなかった。それ以来となる大規模な改正が、一九三八（昭和一三）年に行われた。⁽²¹⁾改正の目玉は、株式会社に關するものであった。⁽²²⁾この改正と關係があつたと考えられるのが、一九三五（昭和一二）年一二月に刊行された『司法資料』第二二二号である。これは、その標題が伝える通り、「一九三〇年獨逸國株式會社法及株式合資會社法草案並説明書、一九三一年九月獨逸國株式會社法改正に關する緊急律令」⁽²³⁾の翻訳である。刊行の辞によれば、翻訳作業そのものは一九三三（昭和八）年に完成していたが、諸般の事情からこの時期の刊行となつた。日本では、一九三一（昭和六）年七月末に商法の早急に改正が必要な部分につき改正要綱が決定され、これを公表するとともに、翌一九三二（昭和七）年一〇月には司法省内に「商法總則及会社編改正調査委員會」が設けられた。この委員會は一九三三（昭和八）年より法文起草に着手し、一九三五（昭和一〇）年一二月には改正法律案の立案を済ませたが、議會解散に伴い法案提出は一九三七（昭和一二）年二月の第七〇回帝国議會まで先延ばしとなつた。⁽²⁴⁾その上、

第七〇回議会も時間切れとなり、最終的に一九三八（昭和一三）年一月に若干の修正を加えたものが第七三回帝国議会で提出され、同三月に漸く成立した。⁽²⁶⁵⁾ なお、施行日は勅令により一九四〇（昭和一五）年一月一日となった。⁽²⁶⁶⁾ このような時系列のなかで、『司法資料』第二二二号の訳業そのものはずで一九三三（昭和八）年に完了していたので、これはまさに商法改正作業のための資料といった性格をもつものである。⁽²⁶⁷⁾

日本で法改正が進むなか、ドイツではNSDAPが政権を掌握し、独自の株式法改正運動が始まり、一九三七年一月に新株式会社法（株式法 Aktiengesetz）が公布され、一〇月には施行された。⁽²⁶⁸⁾ 日本の学界もこの動きを注視していたが、『司法資料』においても、日本の商法改正直後に早くもドイツの新しい株式会社法が紹介されている。一九三八（昭和一三）年四月に刊行された『司法資料』第二三九号では、一九三七年のドイツ株式法の理由書が翻訳紹介された。⁽²⁶⁹⁾ ナチスの手に成れる新株式法を紹介することは意義あること、信じ⁽²⁷⁰⁾ 刊行されたものである。この「新株式法」を翻訳した大隅らは、同法が「株式會社法制の全般的改正なる點に於て、又世界各國に於て多かれ少かれ經驗されつつある統制經濟の傾向を如實に反映する立法運動の現れたる點に於て」注目されると指摘している。⁽²⁷²⁾ 日本での商法典改正への直接の資料としての第一草案の翻訳とは異なり、この「新株式法」が、しかもその理由書が全訳されたのは、こうした統制經濟の法に対する関心からであろう。

さらに同年の八、九月には『司法資料』第二四二・二四三号「株式会社貸借対照表論（上）（下）」と題して、トルンプラーによる著作⁽²⁷⁴⁾の全訳が刊行された。「獨逸新株式會社法に準據して論ぜられたるこの貸借対照表論は遠からずして施行せらるべき我が新株式會社法に對して一つの參考資料たるものと信じ⁽²⁷³⁾」たからというのがその理由である。

第二項 保険法

商法の大改正に伴い、影響を受けたのが保険業法であった。というのも、保険業法は商法の規定を準用しているところ、商法総則および会社法の部分が大改正され、しかもそれが一九四〇（昭和一五）年一月一日に施行予定となっていたことから、保険業法と商法の調和を保ち、支障なく改正商法を施行するために保険業法の改正は急務であった。また保険が国民生活の安定並びにその資金運用を通じて国家産業経済の発展上きわめて重要な地位を占めるに至っているのも、もはや一九〇〇（明治三三）年制定のものに部分補正を加えるのでは不十分という認識があった。こうした背景から、政府は一九三七（昭和一二）年一二月に朝野の権威を集め保険業法改正調査委員会を設置し、一九三八（昭和二三）年一二月に保険業法改正要綱が策定された。⁽²⁶⁾この法案は、明治三三年制定の保険業法を全面的に改正するもので、一九三九（昭和一四）年二月に提出され、三月一九日に成立した（昭和一四年法律第四十一号）。

このように保険業法が議会で審議されていた一九三九（昭和一四）年三月に刊行されたのが、『司法資料』第二五〇号「保険関係論集」であった。とはいえ今般成立した改正保険業法のための資料として準備されていたものを改めて刊行した、というわけでもないようである。刊行の辞によれば、当時、商法典の第一編および第二編（総則、会社）の改正が行われ、第三編および第五編⁽²⁷⁾（商行為、海商）も改正に向け作業が動き出したので、それに寄せて刊行されたことになっている。

『保険学総合雑誌（Zeitschrift für die gesamte Versicherungs-Wissenschaft）』から六件の論文を集めて翻訳しているこの号は、確かに、当時ドイツで進みつつあった保険法を巡る議論を日本においても紹介するという体裁をとってはいる。しかし、その内容を見るなら、それが単に法制度の紹介にとどまらないものであることは容易に窺える。

以下、ここで採り上げられた六件の論文について紹介していく。

まず巻頭を飾るのは、ドイツ法アカデミー副総裁も務めたミュンヘン大学教授キツシユによる「保険制度に於ける道義」と題する論稿である。⁽²⁷⁸⁾それは次のような言葉で結ばれている。

「我が獨逸の保険事業は保険制度の道義化と云ふ此の方針を廻つて不撓不屈の歩みを續けるであらう。公益は私益に優先すると云ふあの新しい獨逸民族の民族協同體の大思想を益々完全に行爲の上に実現する爲に。法と道義の間には何等對立抗争の關係なし、否、兩者の間には差別すらなし、寧ろ兩者の間には完全なる協調の外あるべからず、また實際に協調の外なかるべしと云ふわれ等の總統兼獨逸國宰相ヒットラーの方針をば残る隈なく實現させる爲に。」⁽²⁷⁹⁾

続く「保險經濟に於ける公益と公益性」と題するヴァルター・ロアベックによる論稿は、「公益は私益に優先する」というNSDAPの世界觀と保險經濟の關係性について説くものである。⁽²⁸¹⁾

三つ目の「保險の領域上に於けるナチスの法制改革の露拂ひとしての獨逸法學士院」⁽²⁸²⁾は、ドイツ法アカデミーの保險法部門委員長のハンス・ウルリヒによる講演を翻訳したものである。これは、当時「獨逸法學士院が準備しつつある獨逸の法制改革の根本思想を披露するもの」であり、「新しい法律思想の保險公法及び保險私法に及ぼす影響の概要を特に論ずる」ものであった。⁽²⁸⁴⁾同稿中では、ドイツ法アカデミーについて詳細な説明がなされている。

四つ目の「保險契約の解釋について——同時に法曹界に向つて訴ふ」と題するヘルマン・ヘルツォーク(Hermann Herzog, 1936) (彼自身は保險会社の法律顧問)の論稿⁽²⁸⁵⁾も、先に登場したロアベックのものと同様、NSDAPの世界觀、とりわけ「協同體思想」と保險經濟の關係を説くもので、そのさい「保險法律家」(Versicherungsjuristen)と「純粹の法律家」やライヒ裁判所をはじめとする裁判所との考え方の違い、とりわけ契約の解釈における

それ、について論じている。

最後の二稿である「普通保険約款の形式及内容について」「生命保険の新規律の基礎としての生命保険の目的——根本的論及」⁽²⁸⁶⁾はNSDAP的な世界観を前提としつつも、制度の内容、各国比較、ドイツ法アカデミーで提出された草案の分析・検討などに重きを置いた論稿であり、前の四稿とはその点で色合いが異なるものである。

ここまで見てきたように、「保険關係論集」という標題から想定される射程から外れるような趣旨の論文が多めに含まれているが、刊行の辞では、「内容に比して標題が多少廣すぎるといふ懸念もあるが單に立法の資料に止まるものではないと信じ」たという断り書きがある。ここからも、刊行を担当した司法省調査部にとって、ドイツでの立法作業の背景にある世界観を紹介することも重要であつたことが窺われる。

第三項 価格統制

日支事変以来、戦時体制に突入した日本において価格統制は最重要課題のひとつとして位置づけられていた。一九三八（昭和二三）年四月に国家総動員法が制定され、一九三八（昭和二三）年七月には「物品販売価格取締規則」⁽²⁸⁷⁾（商工省令第五十六号）が、翌三九（昭和一四）年一〇月には「価格等統制令」⁽²⁸⁸⁾（勅令第七百三号）が出された。『法律年鑑』においても、昭和一三年版以降、物価統制は重要な論点として採り上げられるようになる。⁽²⁸⁹⁾

司法省にとつても、物価統制の問題は重要な関心事であつた。一九四〇（昭和一五）年一〇月に宮城司法大臣は訓示において、「經濟の統制は国策遂行上必要缺くべからざる手段であつて、就中物価統制は時局下經濟対策の中心を為すもの」⁽²⁹⁰⁾であることを強調している。

このように司法省が価格統制に寄せる高い関心を反映しているのが、「我國現時の價格問題に鑑み」一九四〇

(昭和二五)年三月に刊行された『司法資料』第二六四号「獨逸に於ける價格關係の諸問題(其一)」である。「其一」と銘打っているが、続編にあたるものはない。これは關係する一七点の論文と五件の法令を編訳したもので、その内論文二点と法令四件は国民社会主義政權成立以降のものである。價格停止令(Preisstopverordnung)や價格統制に関する諸側面について論じている。

さらに、司法大臣は同じ訓示において、價格統制の勵行さらには「取締の任に當る我司法部の職責たるや洵に重且大なりと謂はざるを得ない」と檄を飛ばしている。こうした經濟統制違反への取締りと関連するのが、經濟刑法への関心の高まりである。⁽²⁹³⁾

第四項 經濟刑法

すでに早くから『司法資料』では經濟統制と刑法の関わりに関する文献が翻訳されていた。第二一一号ではフランク編『法と立法のための国民社会主義ハンドブック』の刑法・刑事訴訟法の部が翻訳されているが、この中で二つの論稿が国民社会主義的經濟体制における刑法の役割について論じている。⁽²⁹⁴⁾ひとつ目のシュタイナート「獨逸國に於ける經濟の刑法上の保護」によれば、NSDAPが政權を掌握した後の經濟關係の法律は組織を名宛人とした法令であつて、違反した場合の処理は各組織の内部で主に名誉裁判權(Ehrengerichtsbarkeit)の範圍で行われる、とする。とはいえ、その違反が民族共同体(Volksgemeinschaft)に対する重大犯罪でかつ經濟に打撃・脅威を与えるものについては國家の刑罰權發動を控えてはならない、と主張する。つまり、「如何なる經濟上の活動も、公益は私益に優先すると云ふナチスの大原則に於て、其の限界を見出さなないものはない」のであり、個人の財産よりも經濟全般を保護することが刑の第一の目的である、としている。

それに続くフーバーナーゲル「職業階級に對する名譽刑」は、経済法との関係で、刑事罰（Kriminalstrafe）、秩序罰（Ordnungsstrafe）と並んで注目される名譽罰（Ehrenstrafe）について論じる。党綱領第二五条を根拠として、NSDAP 政権の下では、国民は、政治上の見地とは別に、経済上の見地においてそれぞれの職能身分（Berufsstände）に帰属すると考えられていた。そして国民全体を把握する国家権力による刑罰権の発動である刑法と並んで、自治を与えられている各職能団体の内部の事項として「名譽刑法」がある。職能団体に所属する各人には身分的義務（Standespflicht）があり、その違反に対して向けられるのが名譽罰とされる。具体的には訓戒、譴責、罰金、職業上の資格停止などが考えられるのだが、仮に刑事罰と名譽罰が競合する場合、それぞれが目的を異にしているのだから、両者が併せて科されることになる。こうした前提に立って名譽罰について詳細な説明がなされている。しかし、その後、経済法と刑法との関係において重要性を増すのは、この『ハンドブック』が書かれた一九三四年の段階ではとくに注目されていなかった秩序罰であった。

既にふれたヘーデマンも、その概説書において経済刑法について触れ、「此の新しい特殊法域の範囲は今でも……曖昧不定であるには違ひないのであるが、兎に角將來の國刑法典は此の經濟刑法と云ふ資料を無視して濟ます譯にはいくまいと思ふ」と述べている⁽²⁶⁾。ここでは、経済法の領域で重要視されている秩序罰の位置づけが問題となってくる。というのも、秩序罰は、一方では職能団体自治の一部であるが、他方で、秩序罰を科すのは監督官庁なので、結局のところ国家の権限によることになる⁽²⁶⁾。この点で刑事罰と秩序罰の区別の困難さが問題となる。また、検事と並んで経済犯の探知に協力する「經濟警察」についても論じられている。

このヘーデマンの概説書の翻訳と相前後して、一九四二（昭和一七）年六月に刊行準備が完了し、九月に刊行された『司法資料』第二七九号に掲載されたのが、ジーゲルトの『獨逸經濟刑法』（総論のみ）⁽²⁷⁾とメースケの『經濟に

於ける秩序罰』の翻訳である。⁽²⁸⁾「共にナチス刑法學者として有名である」⁽²⁹⁾彼らの作品が紹介されたのは、「近時統制經濟の著しき強化發展は經濟刑法に重要な意義を與へ、又理論的にも幾多の問題を提供した」からであった。なお、前者ジーゲルトの作品については、『法学協會雜誌』掲載の団藤重光による解説を参照するよう指示している。⁽³⁰⁾ 団藤は、ジーゲルトの著作のうち、総則部分の紹介を行った。そのさい先行するメースケの所説と異なる点が多々あるゆえ、両者を比較検討すれば有益であるが、紙幅の関係から割愛したと述べている。司法省がメースケの著作も併せて紹介したには、こういった団藤の示唆もあつたと考えられる。

第二七九号が刊行された一九四二（昭和一七）年の五月には、司法省関係者も多く参加する日本法理研究会で商法・經濟法に関する第七の部会が設置された。日本法理研究会では、すでに一九四〇（昭和一五）年一月以来、司法官、各省庁の関係者、經濟學者などからなる研究会が月二、三回開催されていた。⁽³¹⁾ メースケによる秩序罰に関する論稿の翻訳を担当している常盤もこの部会の構成員であつた。この部会は終戦の直前まで比較的活発で、日本法理研究会機関誌『法律新報』においても昭和一九年二月以降「經濟刑法研究」なる連載が始まる。⁽³²⁾ とくに連載第二、四回はドイツでの戦時經濟刑法について集中的に扱っている。⁽³³⁾ 『司法資料』における經濟統制やその取締に関する文献の翻訳紹介もこうした司法関係者の関心の推移のなかに位置づけることができるだろう。

おわりに——南方進出

一九三〇年代以降、『司法資料』は国民社会主義政權下のドイツ法に関して多くの情報を伝えてきた。しかし、それも終わりを迎えることになる。一九三九（昭和一四）年秋以降ヨーロッパの動乱により次第に洋書（とくに洋雜

誌)の入手が困難になり、ドイツからの情報が入りにくくなったのもその一因と思われる。⁽³⁰⁾『司法資料』では終戦に至るまでドイツ法の紹介が行われていたが、その情報源について云えば、一九四〇(昭和一五)年を最後に新しいものが入ってきていない(二八三、二八七)。

終戦に至る直前の『司法資料』では新しい現象としてドイツ法以外の情報が参照の好材料として登場するようになる。これは一九四〇(昭和一五)年以来の大東亜共栄圏構想とも関わる新しい動きであった。

一九四二(昭和一七)年四月に準備が終わり、九月に刊行された、『司法資料』第二七七号「印度刑法」では、一八六〇年に制定されたインド刑法が全訳掲載された。インド刑法が採り上げられた理由は刊行の辞において率直に次のように述べられている。「之に多少の變更を加へたものがビルマ、馬來各地の刑法としても適用せられて居たものであるから、且下南方進出の秋に當り好個の參考資料と謂ふべきものである」と。

同じ一九四二(昭和一七)年九月に刊行されたのが『司法資料』第二八〇号「ケニイ 英國刑事法要論 刑事訴訟ノ部」である。原著⁽³⁰⁾は英國刑事法の概説書であるが、このうち刑事訴訟系統にかかる部分が翻訳されている。イギリスの刑事訴訟が大東亜共栄圏内の諸地域の法制に影響を及ぼしていることが翻訳紹介の理由とされている。なお、この号は大東亜共栄圏構想との関係で必要上準備されたものであるが、戦後米国による占領という新しい事態を迎えるにあたり、この号は再び有効活用されることになり、一九四九(昭和二四)年六月に『司法資料』第二八六号「ケニイ 英國刑事法要論(証拠法の部)」として再版されるに至った。「英米法の刑事証拠法に関するすぐれた資料として、これを要望する声が最近とくに高い」のだが在庫がないから、というのが再版の理由である。⁽³⁰⁾

日本の南方進出との関係でドイツ法がまったく役に立たなかつたかという点、一概にそう言えるわけでもないようである。一九四三(昭和一八)年八月刊行の『司法資料』第二八二号「獨逸國植民地司法制度の發展及び植民地

法の統一」ではドイツの植民地司法制度に関する論稿二点とそれに附随する参考資料として保護領法、一九〇〇年一月九日の勅令「ドイツ保護領に於ける法律関係に関する命令」、ドイツの領事裁判法(抜粋)が翻訳され添えられている。⁽³¹⁰⁾ 両論稿とも一九一一年、つまり第一次大戦前のものであるが、「植民地司法制度の樹立及び其の運用に關し現在尙我々の参考に値ひするもの少なくはない」という理由で翻訳されている。これもインド刑法の紹介同様、日本の南方進出との関係での作業と見ることができよう。

同様の編集方針から編まれたのが、一九四三(昭和一八)年九月刊行の『司法資料』第二八四号「印度及海峽植民地證據法」である。ここではJ・F・ステイヴン⁽³¹¹⁾の起草による一八七二年のインドの証拠法(その後の改正を含み、ビルマにおいても適用されていた)およびそれに現地事情を考慮して変更を加え主にマレー半島で用いられていた海峽植民地証拠法(一八九三年制定)を翻訳している。両者はともに英法の影響を受けた証拠法(手続法)のため、これを解説する文献が附録として添えられている。⁽³¹²⁾

一九四四(昭和一九)年二月に刊行準備が完了したのが、『司法資料』第二九〇号「原住民司法論集」である。この号は現地の軍政当局によって作成された資料と独英の比較法雑誌から取られた論文の翻訳・紹介⁽³¹³⁾からなり、「広大な南方諸地域を含む大東亜共栄圏の建設に關連して、原住民司法についての新たな關心が生じてゐる」という文言から始まる「序文」が付されている。しかし、実際の刊行は敗戦直後一九四五(昭和二〇)年一二月であり、この最初の一行は黒塗り等の処置がなされている。同「序文」末尾には、第二九一号として「ジャワ司法関連法規」が予告されているが、結局発刊されず、空き番号となった第二九一号は戦後「米国大審院判事」という標題で一九四九(昭和二四)年一月に発行されている。

大東亜共栄圏構想とそれに伴う南進は、すでに見てきたように、英米法への取り組みを否が応でも考えざるを得

ない状況を生み出した。そうした状況を感じさせるのが一九四四（昭和一九）年五月には刊行の準備を終えていた『司法資料』第二八五号「H・W・ゴルドシュミット 外國の觀點より解説したる英法」である。これはケルン大学の元教授ゴルトシュミットが書いた英法の外国人用手引書である。⁽³⁴⁾もつとも、実際にこれが刊行されたのは終戦後、一九四六（昭和二二）年七月であった。

『司法資料』の各号の刊行の辞から刊行準備が完了した時期を窺い知ることができるが、それによると、一九四三（昭和一八）年一二月にドイツの民事訴訟法に関する号（二八九）、一九四四（昭和一九）年二月に植民地法（二九〇、二九二）に関する号（二九〇、二九二）、五月に英法に関する号（二八五）の刊行準備がそれぞれ終わったようである。そして、それ以降は刊行作業そのものが中断したようである。これら終戦直前に作業が完了した号は、戦後になってようやく発刊の運びとなった。一見すると、終戦直前にかけて、敗戦とその結果として予想される英米法の重要性の増大を見越していたかのようにも見えるが、実情としては、本当に終戦のその日を迎えるまで揺るがない編集方針を貫いていたようである。

一九三〇年代から終戦に至るまでの時期の『司法資料』を概観してはつきりと分かるのは、いかに司法部がドイツに注目していたか、ということである。そして、それは法学者がドイツ法の動きに向けていたのとは異なる、ある種の羨望ともとれるような眼差しであった。先にも触れたように、司法関係者は当時多くの逐次刊行物に関わっていた。しかし、それらはいずれも司法部の者だけでなく、学者や在野の法実務家にも門戸を開いていた。それとは異なり『司法資料』は司法部内の情報源であり、そういった点ではまさに彼らの関心がどこに向いていたのかを率直に示すものでもあった。全体を通じて刑事法に対する関心は高く、民事訴訟法や商法など具体的な法改正が迫っているものにも関心が集まった。さらに法曹養成も彼らにとって重要事項であり、時局と関係して経済統制も避

けて通れない論点であった。これらの論点に合わせて時宜に合った参考資料が当時の国民社会主義政権下のドイツに求められた。そして、決して看過されてはならないのは、例えば保険法や国家法人説の紹介においてみられるように、法をめぐる最新の動向の背後にある国民社会主義的な思想そのものにも大きな関心を抱いていた、という点である。

もちろん、司法部が注目しているようなドイツの状況は、当時の日本の学者による研究によっても随時紹介されており、それらを利用することでも事足りるように思われる。実際、『司法資料』、『法曹會雜誌』、『刑政』といった司法部と関わりの深い逐次刊行物からは、この時期に司法省が頼りにしていた学者たちが存在していたことが窺われる。しかし、その上でさらに司法省は彼らを煩わせることなく、省内の人材かあるいは囑託を通して独自に訳者を手配し、自分たちの目下の必要にしっかりと標準を合わせた情報あるいは将来の指針となるような情報を『司法資料』によって司法部内で共有していたのである。特にこの後者の場合には、『司法資料』を発行していた調査部は、部長齋藤が評したように、「司法省の企畫院のようなもの」として機能していたのである。

本稿では、一九三〇年代以降の『司法資料』においてドイツからの情報がどのように伝えられたのか、その概観を提示することにとどまった。この作業を通じて、当時の日本の司法省にとって国民社会主義政権下のドイツが特別な地位を占めていたことは明らかになったと思われる。それが司法部にどのような影響を与えたのか、あるいは単なる立法作業のための参照に留め、それ以上はさしたる影響も与えなかったのか、この疑問については稿を改めて論じることにはしたい。

(1) 本稿は、二〇二三年三月二八～二九日に、ドイツ、ゲッティンゲンにて開催された国際シンポジウム (National

sozialismus in transnationaler Perspektive mit Schwerpunkt auf den deutsch-ungarischen Rechtsbeziehungen) で行った報告 (Die „Neue Europäische Ordnung“ in der japanischen Rechtsgeschichtsforschung) の一部が、参加者との討論も踏まえて再構成したものである。示唆に富むコメントに謝意を表した。シンポジウムの内容は論文集として刊行されたので、以下を参照された。Dan Sato, Die „Neue Europäische Ordnung“ in der japanischen Rechtsgeschichtsforschung, in: Eva Schumann/Eszter Cs. Herger (Hrsg.), Rechts- und Ideologietransfer insbesondere zwischen dem „Dritten Reich“ und Ungarn, Göttingen 2024, S. 47-78 (<https://doi.org/10.17875/gup-2024-2665>). なお、本稿にもいくつか頻出する文献には以下の略号を用いる。

DJ: Deutsche Justiz.

DJZ: Deutsche Juristen-Zeitung.

DRiZ: Deutsche Richterzeitung.

JbAKDR: Jahrbuch der Akademie für Deutsches Recht.

JW: Juristische Wochenschrift.

NDB: Neue Deutsche Bibliographie.

NJW: Neue Juristische Wochenschrift.

RGBl.: Reichsgesetzblatt.

ZAKDR: Zeitschrift der Akademie für Deutsches Recht.

ZDR: Zeitschrift für Deutsches Recht.

ZDZP: Zeitschrift für deutschen Zivilprozess.

ZGS: Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft.

ZHK: Zeitschrift für das gesamte Handelsrecht und Konkursrecht.

ZStW: Zeitschrift für die gesamte Strafrechtswissenschaft.

ZVersWiss: Zeitschrift für die gesamte Versicherungswissenschaft.

(2) 代表的な叢書『年鑑』雑誌『雑誌』(フーレン語)を挙げることにするが、Hans-Peter Haferkamp u. a. (Hrsg.),

Beiträge zur Rechtsgeschichte des 20. Jahrhunderts, 1988-; Thomas Vormbaum u. a. (Hrsg.), Schriftenreihe Juristische Zeitgeschichte, Berlin 1997-; Thomas Vormbaum (Hrsg.), Jahrbuch der juristischen Zeitgeschichte, Berlin 1999-; Thomas Vormbaum (Hrsg.), Journal der juristischen Zeitgeschichte, Berlin 2007-; 地域的なものとして Justizministerium des Landes Nordrhein-Westfalen (Hrsg.), Juristische Zeitgeschichte NRW, Düsseldorf 1997-。また法制史系の博士論文の叢書として知られる Peter-Lang-Verlag, Rechtshistorische Reihe, 1978- においても、国民社会主義時代は折に触れて登場するテーマである。この他にも法制史系の雑誌において断続的に研究が公表されている。

(3) 末弘厳太郎監修の下、過去一年間の学界・立法・司法・行政・新法令を回顧し、また附録として各大学の法学系の講座担当者、法律関係の諸委員、高等試験合格者等々の情報も掲載している。昭和一〇年版が『法律時報』臨時増刊として一九三五(昭和一〇)年六月に出されたのを皮切りに、昭和一八年版が一九四四(昭和一九)年一〇月に出版されるまで、計九巻を数えた。第九巻の編集後記によれば次年分の計画もあったが、事実上これが戦時中の最終巻となった。

(4) 『法律年鑑』(昭和一二年版)、第三部「司法」、一四八頁以下。

(5) 『官報』第二六五二号(大正一〇年六月四日)、一〇二頁、司法省官制中改正。

(6) 『官報』第二六五二号(大正一〇年六月四日)、一一八頁、司法大臣官房分課規定中改正。

(7) 『官報』第二六五四号(大正一〇年六月七日)、一八五頁。

(8) 詳細については、法務廳資料統計局資料課(編)『司法資料内容別国別既刊目録(昭和二十三年現在)』(一九四八)、法務大臣官房調査課(編)、『法務(司法)資料司法制度調査資料既刊目録(昭和三十一年三月一日現在)』(一九五六)、法務大臣官房司法法制調査部(編)『法務(司法)資料・司法制度調査資料・司法法制調査部資料既刊目録(昭和五八年一月三一日現在)』(一九八四)等の目録を参照されたい。なお、現物との間で内容に若干の齟齬がある。

(9) 『司法資料』二八五号(一九四四・五)、二八七号(一九四三・一一)、二八八号(一九四三・一一)、二八九号(一九四三・一一)、二九〇号(一九四四・二)(括弧内はいずれも刊行の辞の日付)が戦後に刊行された。

- (10) 『司法資料』二九一号「ジャワ司法関係法規」は一九四四（昭和一九）年二月刊行予定だったが、実際に第二九一号として刊行されたのは一九四九（昭和二四）年一月の「米国大審院判事」であった。
- (11) 『司法資料』二八五号（一九四七・四）は、一九四三（昭和一八）年一二月に準備されたものである。
- (12) 例えば『法律年鑑』では、「文献」欄のみならず、その他の部でも『司法資料』が登場する。
- (13) 司法部局、とりわけ検察による人権蹂躪への反発に端を発する在野法曹からの圧力もあり、弁護士から判事への任官が行われるようになるが、そのさい任官した弁護士は、これまで弁護士が批判していたのと違って、司法部内では法や社会について実によく調査・研究しており、そうした目的のために毎月かなりの量の資料（この中には『司法資料』も含まれる）が配布され、司法官が勉強していることを驚きをもって報告している。ここからもこうした刊行物は外部ではあまり知られていなかったことが窺われる。渡邊好人「辯護士より判事となりて」『法律新聞』四五七七号（昭和一五年七月三日）、一五面以下（再録、『法曹公論』四四卷八号（一九四〇）六八―七一頁）。
- (14) 法務庁資料統計局『司法資料』三〇三号（一九四九・四）、「はしがき」。
- (15) 戦前の司法省との関係では他にも、司法部とゆかりのある『刑政』や『法律新聞』さらには後に日本法理研究会機関誌になる『法律新報』といった定期刊行物、司法研究所の刊行物や叢書、さらには日本法理研究会叢書も検討の対象に含めるべきであるが、本稿では、『司法資料』が司法部内での情報共有をもつばらの目的としていたことに着目し、これを検討の中心に据え、必要に応じて他の媒体を紹介するに留める。なお、一般的な傾向としては、『刑政』も含め、いずれの媒体も海外情報については、ドイツ一辺倒となることもなく、比較的幅広く掲載している。
- (16) 『朝日新聞』一八九一（明治二四）年九月二二日号（東京、朝刊）、一面。「法曹會の成立と性質」。趣意書は「読売新聞」一八九二（明治二五）年一月七日号（朝刊）「法曹會愈々成る」、『法曹記事』三六号（一八九四・一一）、告知、七頁以下。
- (17) 『法曹記事』五号（一八九二・四）八九頁以下には、第一回収支決算報告書が記載されているが、それによれば、会員内訳には高等官・判任官のほか「記事需要者」なる類別がある。この段階では同誌は「禁賣買」であるが、のちに定価販売されるようになる。『法曹記事』二三号（一八九三・一一）、六〇頁によれば、同年九月末段階での会員数は「高等官」一、六三五人、「判任官」二、六四一人、「准會員」三、〇三二人となっており、なおも正会員（四、二七六

人)が過半数を占めている。

(18) 法曹會の会則によれば、司法部現職官吏を正会員とするものの、これの外に「準会員の制を設け特に辯護士、公證人、執達吏、市町村役場、同吏員並に司法代書人の職に在る者の入會を歓迎す」としている。

(19) 『法曹會雜誌』一卷一号(一九三三)、「改題ノ辭」。具体的には、戸籍および登記に関する決議、回答等に多く偏るようになった。

(20) 同、一頁、「本來ノ目的ニ副ハサルノ觀ヲ呈スルニ至レリ」。

(21) 『法曹會雜誌』九卷三号(一九三二・三)、「本誌の『海外法律彙報』及『寄書』の新設について」。なお、情報収集は当初、池田寅二郎大審院部長(英)、池田克司法書記官(仏)、齋藤悠輔司法書記官(独)に委嘱された。

(22) 例えば、第一巻では、阿武京二郎(九州帝大)、松本丞治、穂積陳重、小野清一郎(以上、東京帝大)などが寄稿している。また一九三三年以降では齋藤常三郎(京都帝大)がしばしば海外情報について寄稿している。

(23) 『法曹會雜誌』一〇卷(一九三三)以降、司法部調査課名義のドイツ関連情報がたびたび「資料」や「海外法律彙報」に登場する。一九三八(昭和一三)年以降は調査部がこれに代わる。

(24) 稀に『法曹會雜誌』に掲載された訳文が、『司法資料』に転載されることがあった。

(25) 前掲註13を参照。

(26) 本稿ではドイツの法情報が、日本の司法省を通して翻訳という形ではあるが、そのまま紹介され、共有されていた点に注目している。そのため、同じく同時期の司法省の動向を探る上で重要な資料である『司法研究』等は考察の対象に含めていないことを予めお断りしておく。

(27) 例えば、正木亮追想録刊行会(編)『正木亮追想録』(一九七四)、四一頁。

(28) 例えば、一七五、一七七、一七八、一八一、一八二、一八五号。

(29) 『官報』第三二五八号(昭和二年七月一四日)、三五三頁以下。

(30) 『法律新聞』四七二三号(昭和一六年九月一〇日)、一面。

(31) 例外は、裁判所構成法実施五〇周年記念号として刊行された『司法資料』第二五九号であるが、これは日本の裁判所構成法成立を巡るドイツ人法学者オットー・ルートルフの貢献を顕彰するもので、日本法を素材としつつも、内

容的にはドイツ法に区分できよう。なお、司法省は裁判所構成法五〇周年を極めて盛大に祝い、『司法資料』はもちろんで、『法曹會雜誌』においても一九三九（昭和一四）年一月に特集号（一七卷一—一七号）が組まれた。これは「司法権の独立」を主張する必要に迫られた当時の司法省を巡る状況と併せて考えることが有益である。『法律年鑑』（昭和一年版）、第三部「司法」、一四九頁も参照されたい。

- (32) 『官報』三二五九号（昭和二年七月一日）、三九三頁。司法省（編）『司法沿革誌』（法曹會一九三七）、五七四頁以下も参照されたい。
- (33) 『官報』三六六五号（昭和四年三月二七日）、九一七頁。
- (34) 『官報』三七一九号（昭和四年六月一日）、一二頁。
- (35) 『官報』三七二〇号（昭和四年六月二日）、六五頁。『官報』三三七八号（同、二三日）、七四〇頁。
- (36) 『官報』三三七七号（昭和四年六月二日）六九四頁。
- (37) 『官報』三八〇三号（昭和四年九月七日）、二一四頁。
- (38) 『官報』三八〇六号（昭和四年九月一日）、三四二頁。
- (39) 『官報』四二九七号（昭和六年五月八日）、二六四頁。
- (40) 『官報』四二九八号（昭和六年五月九日）、三〇四頁。
- (41) 『官報』四三八七号（昭和六年八月二日）、六五三頁。
- (42) 法務省大臣官房司法法制調査部（編）『続司法沿革誌』（法曹會一九六三）、一六五頁。
- (43) 『官報』四七三二号（昭和七年一月一九日）、三三三頁。
- (44) 『官報』四七三三号（昭和七年一月二〇日）、三九四頁。
- (45) 『官報』号外（昭和七年一月一日）、二九頁、「勅令第七百四十六号」。
- (46) 『官報』五〇七七号（昭和八年二月四日）、二四九頁。
- (47) 『官報』五〇八八号（昭和八年二月二八日）、五三四頁。
- (48) 『司法部職員録（昭和一九年一月一日現在）』（法曹會一九四四）、一頁以下。
- (49) 『官報』五八三九号（昭和二年七月三日）、二九頁、「司法省分課規定中改正」。

- (50) 『司法資料』二九三号「米國信託法リステイトメント」、二九四号「米國連邦地方裁判所民事訴訟規則」、二九六号「米國連邦地方裁判所刑事訴訟規則」。
- (51) 『官報』六二七九号(昭和二年二月一七日)、一七三頁以下、「法律第九十三号」。
- (52) 『官報』六二七九号(昭和二年二月一七日)、一七四頁以下、「法律第九十五号」。
- (53) 『官報』号外(昭和二年二月一四日)、一頁、政令第三十九号「法務庁設置法施行令」。
- (54) 『官報』六二七九号(昭和二年二月一七日)、一七三頁以下。司法庁設置法第八條第三項「内外の法令その他法制に関する資料の収集、整備及び編纂に関する事項」。
- (55) 『官報』号外(昭和二年五月三日)、三頁、法律第三百三十六号「法務庁設置法等の一部を改正する法律」。
- (56) 『官報』号外(七八号)(昭和二年七月三十一日)、一頁以下。
- (57) 『官報』号外(八七号)(昭和二年八月一日)、一頁以下。
- (58) 以下では、司法部の関心を知るといふ本稿の趣旨に則り、当時の法学者による著作については必要最低限の言及にとどめている。この点において、本稿での検討は非常に表層的であるとの印象を与えるかもしれないことを予めお断りしておく。また『司法資料』で紹介される文献の引用については、別の翻訳がある場合でも、原則として『司法資料』刊行時の訳に拠る。
- (59) Reinhard Höhn, *Der individualistische Staatsbegriff und die juristische Staatsperson*, Berlin 1935. ケーン(Reinhard Höhn, 1904-2000) は、一九三三年にNSDAPに入党。翌三四年には親衛隊(SS)に所属している。同じ年、ハイデルベルクで教授資格を取得、ベルリンで国家研究所(Institut für Staatsforschung)の所長を務める。この間、ラインハルト・ハイドリヒ(Reinhard Heydrich)やヴェルナー・ベスト(Werner Best)の下で親衛隊の保安部(SD)の構築に携わる。国民社会主義政権下ではカール・シュミット、オットー・ケルロイターなど並ぶ代表的公法学者となったが、戦後、再び教授職を得ることはなかった。潜伏期間の後、管理職向けの教育機関「ハルツブルク・アカデミー(Harzbünger Akademie)」を創設、成功を収める。しかし、自身を含め少なからぬ元親衛隊関係者を講師としていることが露見すると、同アカデミーの経営は傾き、破産した。Bernad Rühners, Reinhard Höhn, Carl Schmitt und andere - Geschichten und Legenden aus der NS-Zeit, in: NJW 2000, Heft 39, S. 2866-

- 2871: 特に彼の後半生について、Alexander O. Müller, Reinhard Höhn: Ein Leben zwischen Kontinuität und Neubeginn, Berlin 2019.
- (60) 今泉孝太郎「獨逸に勃興せる法人否定説」、『三田政治學會誌』一〇号(一九三五)、三七〜四三頁。同趣旨の論稿として今泉孝太郎「法律學に於ける國家主義の擡頭——ラインハルド・ヘーンの法人否定説」、『慶應義塾大學法學會誌』一一号(一九三五)、五〜一七頁。なお、前者は今泉孝太郎『ナチのついで』(巖松堂出版、一九三九)、二八一〜二八八頁に再掲されている。その追記には司法省とのやりとりについて嬉々とした筆致で紹介されている(二八九〜二九一頁)。
- (61) イェルザーレム (Franz Wilhelm Jerusalem, 1883-1970) は、イェーナ大学教授で、同地でオットー・ケルロイターと同僚だった。ヘーンは彼の助手にあたる。
- (62) Franz Wilhelm Jerusalem, Der Staat. Ein Beitrag zur Staatslehre, Jena 1935.
- (63) Reinhard Höhn, Führer oder Staatsperson? Um eine staatsrechtliche Dogmatik, in: DJZ 40 (1935), Heft 2, Sp. 65-72.
- (64) Reinhard Höhn, Staat und Rechtsgemeinschaft, in: ZGS 95 (1935), Heft 4, S. 656-690.
- (65) Hans Frank (Hrsg.), Nationalsozialistisches Handbuch für Recht und Gesetzgebung, München 1934. Carl Schmitt, Der Rechtsstaat; Herbert Kier, Volk, Rasse und Staat; Achim Gercke, Rasse und Recht. 以下の最後のケルケ (Gercke) の論稿があるところから、翻訳の底本は初版本であったことが分かる。彼の論稿は第二版以降は差し替えとなった。というのも、彼は一九三五年に刑法一七五条(同性愛禁止規定)違反の疑い逮捕され、党内でのあらゆる職を解かれたからである。Hergemöller, Art. „Gercke, Achim“, in: Mann für Mann: Bernd-Ulrich Hergemöller (Hrsg.), Biographisches Lexikon zur Geschichte von Freundschaft und mannlicher Sexualität im deutschen Sprachraum, Münster 2010, S. 396 f.
- (66) 『司法資料』二一四号、二頁以下。
- (67) 『法律新報』六九〇号(一九四三)、二面、「日本法理研究会現況」。
- (68) Georg Dahm (Hrsg.), Grundfragen der neuen Rechtswissenschaft, Berlin 1935. 法制史からはK・ミヒャエリ

ス「外國法浸入以來のドイツ法思想の變遷」(Karl Michaelis, Wandlungen des deutschen Rechtsdenkens seit dem Eindringen des fremden Rechts)「刑事法については、G・ターム「犯罪と犯罪構成要件」(Georg Dahm, Verbrechen und Tatbestand) および H・シヤフシュタイン「義務違反としての犯罪」(Friedrich Schaffstein, Das Verbrechen als Pflichtwidrigkeit)「公法では、E・R・フーバー「主權法の新しい基礎概念」(Ernst Rudolf Huber, Neue Grundbegriffe des hoheitlichen Rechts) 及び「民法法からは、W・ジーネルト「法(權利)の濫用の本質——權利の具體的形態化について」(Wolfgang Siebert, Vom Wesen des Rechtsmissbrauchs, (Über die konkrete Gestaltung der Rechte) および K・ラーレンツ「法律上の人と主觀的法——法の基本觀念の變遷について」(Karl Larenz, Rechtsperson und subjektives Recht, Zur Wandlung der Rechtsgrundbegriffe) の寄稿があつた。

(69) 下記の Jürgen Regge/Werner Schubert (Hrsg.), Quellen zur Reform des Straf- und Strafprozessrechts, II. Abt.: NS-Zeit (1933-1939): Strafgesetzbuch, Berlin 1988-1994 を参照された。

(70) 『改正刑法假案』(法曹會一九四〇)。木村龜一「刑法・刑訴・刑事学」『法律年鑑』(昭和十五年版)、第一部「記録」、一八頁以下。刑法改正事業そのもの中止については『法律年鑑』(昭和十六年版)、第一部「記録」、二〇頁以下。なお、この草案には草野豹一郎、斎藤金作による翻訳がある。Vorläufiger Entwurf des japanischen Strafgesetzbuches 1940, Tokyo 1940, これは各論で、総則については、Vorläufiger Entwurf des japanischen Strafgesetzbuches 1931 (Allgemeiner Teil) und drei strafrechtliche Nebengesetze, Tokio 1939. その後、必要に迫られ、一九四一年(昭和十六)年三月に『改正刑法假案』を基礎として、「強制執行を免るる罪」の新設等を含む、一部改正が行われた。大竹武七郎「刑法の改正について」『法曹會雜誌』一九卷五号(一九四一)、一一一〇頁。『改正刑法假案』に至るまでの経緯については、山中研一「改正刑法假案の歴史的考察——改正刑法準備草案の本質規定の前提として——」『法律時報』三三卷八号(一九六〇)、二八九〜二九八頁。林弘正『改正刑法假案成立過程の研究』(成文堂二〇〇三)。その他に、ドイツの刑法改正作業との関係で経緯を追ったものとして、牧野英一『改正刑法假案とナチス刑法綱領』(有斐閣一九四一)。

(71) 『司法資料』では、六〇〜六一、六六〜七二、七七、七九〜八〇、八六、八九、九三、一〇一〜一〇二、一二四〜一二八、一三三、一三七〜一三八、一五四〜一五五、一七二の各号。

- (72) 『司法資料』一五四号「獨逸刑法及び行刑法施行法案」、一五五号「獨逸刑法及び行刑法施行法案理由書」。
- (73) 『司法資料』一八一号「獨逸刑法第一回読会終了(一九三〇年)案」。
- (74) ケルル (Hanns Kerrl, 1887-1941) は一九二三年以来 NSDAP に参加している古参党员。一九三三年四月以来プロイセン邦司法大臣、同年二月にはライヒ議會副議長になっている。一九三四年七月にプロイセン邦司法大臣を辞し、ライヒ無任所大臣に、さらに一九三六年七月にはライヒの教会担当大臣になっている。NSDAP 準軍事組織たる突撃隊 (SA) においても上級集団指導者 (大将相当) まで上り詰めた。Folker Schmerbach (Ann. 227), S. 280.
- (75) Hanns Kerrl, Nationalsozialistisches Strafrecht. Denkschrift des preussischen Justizministers, Berlin 1933.
- (76) こうした状況については、『法曹會雜誌』上で情報提供がされている。垂水克己「ドイツ刑法草案の近情」、『法曹會雜誌』九卷四号(一九三二)、一二〇～一二四頁。清水鼎良「獨逸に於ける刑法改正案の再審議」同九卷五号(一九三二)、一三五～一三九頁、同九号、四九～五九頁。
- (77) これを紹介するものとして、『司法資料』一九一号「一九三〇年獨逸刑法草案竝に現行獨逸刑法典(附録重要附屬法令)」(一九三五・一)。
- (78) この辺りの情報については、刑法改正委員でもあるベルリン大学教授クレー (Klee) が『ドイツ法曹新聞』(DIZ 1. Nov. 1934) に寄稿した報告が、『刑政』誌上において、「近く出づるべきドイツ刑法について」、『刑政』四八卷四号(一九三五)、七四～八四頁として紹介されている。
- (79) 『司法資料』二二一号「ハンス・フランク編(一九三四年版) ナチスの法制及び立法要綱(刑法及び刑事訴訟の部)」、一九三六(昭和一一)年五月。底本は Hans Frank (Hrsg.), Nationalsozialistisches Handbuch für Recht und Gesetzgebung, München 1934, II. Hauptteil, 6. Strafrecht und Strafprozessrecht. なお、同書からは公法の部分も紹介されている。前掲註⁶⁵も参照された。
- (80) 訳出されている論稿は以下の通り。エトカー「ナチス刑法典改正の諸問題」(Friedrich Oetker, Grundprobleme der nationalsozialistischen Strafrechtsreform, Strafgrund und Strafzweck)・シェーフアー「危険なる常習的犯罪人の取締并に保安及び矯正の處分に關する法律(一九三三年一月二十四日の法律)」(Ernst Schäfer, Das

Gesetz gegen gefährliche Gewohnheitsverbrecher und über Maßregeln zur Sicherung und Besserung vom 24. November 1933 (RGBl. I S. 995) 'メツシガー「國家、ナチス黨及び國民の刑法上の保護」(Edmund Mezger, Der strafrechtliche Schutz von Staat, Partei und Volk)' ナーヴラー「特別裁判所の組織」(Johannes Nagler, Die Bildung der Sondergerichte)' ヴェルナー「國民裁判所」(Karl Werner, Der Volksgerichtshof) (註釋による関連法文の訳が付されている)' ゼムル「自由刑の執行」(Alfred Dürr, Der Vollzug der Freiheitsstrafe)' シンタイント「第三獨逸國に於ける經濟の刑法上の保護」(Hans Steinert, Der strafrechtliche Schutz der Wirtschaft im Dritten Reich)' フブナーナゲル「職業階級に對する名譽刑」(Gerhard Hubernagel, Ehrenstrafen der Berufsstände)' エッセル・メーヴェ「軍刑法論」(Emil Mewes, Militärstrafrecht)' コナル「軍法會議法」(Werner Hülle, Die Militärstrafgerichtsordnung)' シトヴァルツ「ナチスの刑事訴訟」(Otto Schwarz, Der nationalsozialistische Strafprozess)。なお、底本として用いられているのは、一九三四年の初版と思われるが、若干配列が異なる。行刑に関するヴェルの論文 (S. 1477-1478) は、翻訳ではヴェルナーの人民法廷 (Volksgerichtshof) についての記事の後に配置されているが、原著では全体の最後に置かれている。

(82) Werner Schubert (Hrsg.), Ausschüsse für Strafrecht, Strafvollstreckungsrecht, Wehrstrafrecht, Strafrechtsbarkeit der SS und des Reichsarbeitsdienstes, Polizeirecht sowie für Wohlfahrtsund Fürsorgerecht (Bewahrungsrrecht) (= Akademie für Deutsches Recht 1933-1945, Protokolle der Ausschüsse, Bd. VI), Frankfurt a. M. 1999.

(83) Hans Frank (Hrsg.), Nationalsozialistische Leitsätze für ein neues deutsches Strafrecht. 1, Berlin 1935. なお、翻訳の底本となったのは同年の第三版。各則を扱った第二巻は一九三六(昭和一一)年に出版されているが、こちらは翻訳されなかった。

(84) 『司法資料』一三四号、五頁。

(85) なお、翻訳の底本であったのは第二版である。Franz Gürtner (Hrsg.), Das kommende deutsche Strafrecht. Allgemeiner Teil. Bericht über die Arbeit der amtlichen Strafrechtskommission, 2. Aufl., nach der Ergebnisse der 2. Lesung neu bearbeitet, Berlin 1935; Ders. (Hrsg.), Das kommende deutsche Strafrecht. Besonderer

- Teil, Bericht über die Arbeit der amtlichen Strafrechtskommission, 2. Aufl., nach der Ergebnisse der 2. Lesung neu bearbeitet, Berlin 1936.
- (85) 『司法資料』第二三四号「將來の獨逸刑法(總則)——刑法委員會事業報告」(一九三七・一〇)、「二三六号」將來の獨逸刑法(各則)上——刑法委員會事業報告」(一九三八・一)、「三三八号」將來の獨逸刑法(各則)下——刑法委員會事業報告」(一九三八・三)。
- (86) G[erhard] Hubermagel, Die Strafrechtsanalogie in Beispielen, in: DJZ 40 (1935), Heft 20, Sp. 1203-1207, 著者については、後掲註166参照。
- (87) [Friedrich] Oetker, Zur Reform der Strafprozessordnung, in: ZAKDR 3 (1936), Heft 5/6, S. 292-294.
- (88) 前掲註68参照。
- (89) 以下は Werner Schubert (Hrsg.), Quellen zur Reform des Straf- und Strafprozessrechts: Abt. III: NS-Zeit (1933-1939): Strafverfahrensrecht, Berlin 1991-.
- (90) 以下は Eduard Kohlrausch (Bearb.), Strafprozessordnung und Gerichtsverfassungsgesetz mit Nebengesetzen: Textausgabe mit Einleitung, Anmerkungen und Sachregister. 21. Aufl., Berlin 1927.
- (91) これについては『法曹會雜誌』一四卷五号(一九三五)「六九〇九七頁において全訳が司法省調査課名義で提供されており、その後、『司法資料』二三三号「一九三五年六月二十八日の獨逸刑法改正法並刑事訴訟法及裁判所構成法の改正條文と各理由書」(一九三七・一)においても改正條文とその理由書が翻訳紹介されている。
- (92) 一九三六年も含め、『司法資料』一九三号での翻訳以降の改正條文については、『司法資料』二五八号「佛蘭西刑法典」(一九三九・一〇)の附録として翻訳されている。
- (93) Werner Schubert (Hrsg.), Ausschüsse für Strafprozessrecht und Strafrechtsangleichung (1934-1941) (= Akademie für Deutsches Recht 1933-1945, Protokolle der Ausschüsse, Bd. VII), Frankfurt a. M. 1998.
- (94) ローケ (Walter Raake, 1878-1959) は弁護士で、一九二九年から NSDAP に加わり、逮捕された党員の弁護士にあたっていた。ドイツ法アカデミー創設時の会員。一九三四年からは党のライヒ法務部長、一九三五年にはライヒ法曹指導者 (Reichsjuristenführer) たるハンス・フランクの代理となったが、一九三七年に失脚する。JbAKDR 1

- (1933/34), S. 256; Folker Schmerbach (Anm. 227), S. 168, Fn. 92; Simone Rücker, Rechtsberatung: das Rechtsberatungswesen von 1919-1945 und die Entstehung des Rechtsberatungsmisbrauchsgesetzes von 1935, Tübingen 2007, S. 202, Fn. 37; Angelika Königseder, Recht und nationalsozialistische Herrschaft: Berliner Anwälte 1933-1945, Bonn 2001, S. 80-85.
- (95) Neuordnung des Strafverfahrensrechts, Denkschrift des NS-Rechtswahrerbundes zum Entwurf einer Strafverfahrensordnung, einer Friedensrichter- und Schiedsmannsordnung und eines Gerichtsverfassungsgesetzes der amtlichen Strafprozesskommission des Reichsjustizministeriums, Berlin 1937, 77の護法同盟による刑事訴訟法草案については、東京控訴院部長の垂水克己による詳細な紹介がある。垂水克己「自由主義を排したナチス護法連盟の新刑訴法案覚書」(一)～(四)、『法曹會雜誌』一五卷第七、八、九、一十一号(一九三七)。
- (96) O.A. Schoenensack/Wilhelm Töwe, Grundfragen des neuen Strafverfahrensrechts: Denkschrift des Ausschusses für strafprozessrecht der Strafrechtsabteilung der Akademie für Deutsches Recht, Stuttgart 1937
- (97) Franz Gürtner (Hrsg.), Roland Freisler (Mitwirk.), Das kommende deutsche Strafverfahren: Bericht der amtlichen Strafprozesskommission, Berlin 1938.
- (98) 『司法資料』二五四号「將來の獨逸刑事訴訟手續(上)——刑事訴訟法委員會報告——」(一九三九・六)、二五六号「將來の獨逸刑事訴訟手續(中)——刑事訴訟法委員會報告——」(一九三九・八)、二六〇号「將來の獨逸刑事訴訟手續(下)——刑事訴訟法委員會報告——」(一九三九・一一)。また、これらに先立ち、二五三号では「予審の問題」と題し、ライヒ裁判所五〇周年記念祝賀論集 (Die Reichsgerichtspraxis im deutschen Rechtsleben, 1929) より、「予審制度を扱った論稿 (Hermann Mannheim, Problem der Voruntersuchung) を翻訳している」。
- (99) 上掲註80参照。
- (100) Deutsches Strafrecht, NF 2 (1935), Heft 8/9, 77の臨時増刊号は後に単行書として再版されつつ、Roland Freisler (Hrsg.), Zur Neugestaltung des Strafverfahrens und Strafvollzuges, Berlin 1935, なお、77の増刊号については、後出「第三項「三」行刑」も参照された。
- (101) 訳出されているのは、「フライスラー「將來の刑事訴訟手續法綱要」(Roland Freisler, Grundzüge des kom-

menden Strafverfahrensrechts)、『シェーファー』「將來の刑事訴訟に於ける手續の緩和と實體的正義の思想」(Ernst Schäfer, Die Auflockerung des Verfahrens im künftigen Strafprozess und der Gedanke der materiellen Gerechtigkeit)、『ターム』「新刑事訴訟手續に於ける檢事」(Georg Dahm, Der Staatsanwalt im neuen Strafverfahren)、『フォン・デア・ホルツ』「將來の刑事訴訟に於ける辯護人の地位」(Graf von der Goltz, Die Stellung des Verteidigers im künftigen Strafprozess)、『デルフラー』「將來の刑事訴訟手續に於ける上訴」(Fritz Doerfler, Die Rechtsmittel im künftigen Strafverfahren)、『シーゲルト』「將來の刑事訴訟に於ける確定力の効果」(Karl Siegert, Die Rechtskraftwirkungen im künftigen Strafprozess)、『レーマン』「治安判事法竝に仲裁人法」(Rudolf Lehmann, Die Friedensrichter- und Schiedsmannordnung)、『ニーターロイター』「將來の刑事訴訟手續に對する被害者の關与」(Niederreuther, Die Beteiligung des Verletzten an künftigen Strafverfahren)。

(102) Oetker (Anm. 87). エトカー (Friedrich Oetker, 1854-1937) はドイツ法アカデミーにおいて刑法委員会の属委員会として組織された刑事訴訟法委員会の座長を務めていた。帝政期およびヴァイマル期の代表的刑法学者のひとつで、一九三三年には国民社会主義法曹同盟 (NSJB) とドイツ法アカデミーに入っている。Schubert (Anm. 93), S. xi f., xxiv f.

(103) 監獄法改正を巡る動向については、小幡尚「昭和戦前期における監獄法・刑法改正事業」『高知大学学術研究報告 人文科学編』五四(二〇〇五)、一～五五頁を参照されたい。

(104) 正木亮(一八九二—一九七一)は、帝国大学法学部在学中、牧野英一の刑法講義により刑事政策へ関心を抱き、後に司法官試補を経て、司法省監獄局に任官、刑法並監獄法調査委員会にも関係する。大審院檢事などを経て、一九四一(昭和一六)年に司法省行刑局長になる。一九四三(昭和一八)年に行刑局と保護局を合わせて刑政局が設置されると、その局長に任じられる。この間、ヨーロッパに渡り現地の監獄を視察している。また、東京帝大に提出された博士論文を基とする『新監獄学——行政を基点として考察したる自由刑』(有斐閣 一九四一)をはじめ、多くの研究書や概説書がある。中央大学(一九三三)で刑事学を担当した他、東京大学でも刑事学を講じていた。彼については正木亮追想録刊行会(編)『正木亮追想録』(一九七四)を参照されたい。

(105) 正木亮「国際刑法並監獄會議と新刑事思潮」『刑政』四八卷一〇号(一九三五)、一～四頁。

- (106) Adolf Lenz, Grundriss der Kriminalbiologie: Werden und Wesen der Persönlichkeit des Täters nach Untersuchungen an Sträflingen, Wien 1927. 同書はのちに、アドルフ・レンツ (著) 吉益脩夫 (訳) 『犯罪生物学原論——受刑者の審査による犯罪者の人格の發達と本性』(岩波書店 一九三八)として公刊されている。レンツ (Adolf Lenz, 1868-1959) はフライブルク、チュルノヴィッツなどで刑法学教授を務めた後、一九二三年からグラーツ大学の犯罪学研究所長を務めていた。Christian Bachiesl, Die Grazer Schule der Kriminologie. Eine wissenschaftsgeschichtliche Skizze, in: Monatsschrift für Kriminologie und Strafrechtsreform 91 (2008), Heft 2, S. 87-111.
- (107) 吉益脩夫 (一八九九〜一九七四) は東京帝国大学で医学を学んだ後、同文学部大学院で心理学を専攻、犯罪学研究に進む。一九三六 (昭和一一) 年、同大学脳研究室講師となり、以後、優生学や犯罪学の研究に従事、司法研究所でも活動する。戦後も東京大学医学部脳研究所教授また東京医科歯科大学犯罪心理学研究室教授として活躍した。
- (108) この理解は、NSDAPにとつても同じだったようである。『司法資料』二四七号の「犯罪生物学」の部分では、「凡そ犯罪生物学は第三帝國に至つて初めて餘蘊なく承認されるやうになつた」とある (七九頁)。
- (109) Sylvia Kesper-Biermann, Kriminalbiologische Gesellschaft, in: Michael Fahbusch/Ingo Haar/Alexander Pinner (Hrsg.), Handbuch der völkischen Wissenschaften, 2. Aufl., Oldenbourg 2017, S. 1854-1861. この時期に司法省系列の雑誌『刑政』においてドイツにおける犯罪生物学について紹介する記事が散見される。ナサニエル・キヤンター「ドイツに於ける犯罪研究の最近の傾向」『刑政』五〇巻七号 (一九三七)、四〇〜五二頁、はアメリカから見たドイツの動向。ドイツからの情報は、「獨逸に於ける犯罪生物学の役割に就いて」『刑政』五一巻一二号 (一九三八)、六〇〜六五頁。エドガー・シュミット (Edgar Schmidt) 「ドイツの行刑制度に於ける刑事生物学部」(一)・完、『刑政』五二巻二号 (一九三九)、五五〜五八頁、三号、八三〜九一頁。ノイライター (F. von Neureiter) (日沖憲郎訳) 「ドイツにおける犯罪生物学的事務」『刑政』五六巻一号 (一九四三)、七九〜九六頁。なお、訳者の日沖は一九四〇年から司法省調査部第三課長を務めていた。
- (110) Edmund Mezger, Kriminalpolitik auf kriminologischer Grundlage, Stuttgart 1934. なお、同書は昭和一八にエドムンド・メツガー (著) 吉益脩夫 (訳) 『犯罪學と刑事政策』(朝倉書店 一九四三)として公刊されている。そのまえがきにおいて吉益は本訳書成立を援けた正木亮 (行刑局長)、池田克 (刑事局長)、齋藤悠輔 (大審院判事) に謝

意を表しているが、後二者は『司法資料』版刊行時の調査課関係者であった。なお、全訳ではないものの、先行する高橋正巳「メッツゲルの刑事政策」『法学協会雑誌』五三卷九号（一九三五）、一一四～一三八頁、一〇号（一九三五）、一〇八～一二二頁は非常に詳細な紹介である。

(11) Alfred Hoche (Hrsg.), *Handbuch der gerichtlichen Psychiatrie*, 3. vollst. neubearb. Aufl., Berlin 1934. ホック (Alfred Hoche, 1865-1943) は当時を代表する精神医学者で一九〇四年以降はフライブルク大学教授として活動していた。Heinz Röhrich, "Hoche, Alfred", in: NDB 9 (1972), S. 284-285. 刑法学者カール・ビンディング (Karl Binding, 1841-1920) との共著 (Die Freigabe der Vernichtung lebensunwerten Lebens: Ihr Maß und ihre Form, Leipzig 1920) は安楽死との関係でよく知られる。森下直貴／佐野誠 (編著)『生きるに値しなす命』とは誰のことか——ナチス安楽死思想の原典からの考察』(中央公論新社二〇二〇)も参照されたい。

(12) アッシャフエンブルク (Gustav Aschaffenburg, 1866-1944) は当時学界を代表する精神医学者であり、犯罪精神医学分野での多くの雑誌の編集を手掛けた。Magnus Schmid, Art. "Aschaffenburg, Gustav", in: NDB 1 (1953), S. 410. 後継註15も参照されたこと。

(13) グルーレ (Hans Walthar Grubbe, 1880-1958) は、法学者ではないが、精神医学とその犯罪学への適用で著名な人物。中田修 (訳)『精神鑑定』(文光堂一九五七)(原著 Gutachtenstechnik, Berlin u. a. 1955) 他、著作・論文が邦訳されている。Heinrich Schipperges, Art. "Grubbe, Hans Walthar", in: NDB 7 (1966), S. 209-210.

(14) 荻野了「司法精神病学ヨリ見たる獨逸刑法(一)〜(十)・完」、『精神神経學雜誌』四一卷九号(一九三七)、七五九～七六六頁、四一卷二二号、一二七八～一二八四頁、四二卷一、八八～九九頁、四二卷二、一七一～一七八頁、四二卷五、四五八～四七四頁、四二卷七、五八〇～五八七頁、四二卷八、六五〇～六五七頁、四二卷九、七二八～七三四頁、四二卷一〇、七九八～八〇五頁、四二卷一一、八七四～八八〇頁。

(15) Gustav Aschaffenburg, *Das Verbrechen und seine Bekämpfung*, 3. verb. Aufl., Heidelberg 1923. 訳者の高橋によると、この『司法資料』での訳業は「未定稿」であったが、戦後、校訂を加え、小野清一郎の序文を得て、公刊された。G・アッシャフエンブルク (著) 高橋正巳 (訳)『犯罪と刑事政策』(有斐閣一九五三)。

(16) レンツ／吉益 (前掲註106)、序。

- (117) 原著は Moritz Liepmann, *Krieg und Kriminalität in Deutschland*, Stuttgart 1930. なお、この翻訳は五年後の一九四三(昭和一八)年五月に公刊されている。リープマン(著)小川太郎(訳)『戦争の犯罪に及ぼせる影響——第一次世界大戦時の獨逸における——』(日本評論社一九四三)。訳者である田中の恩師、正木亮による序文が付され、その中ではリープマンについて詳細な紹介がなされている。木村龜二はこの新訳が「今日の我が戦時下の刑事政策に対し多大の示唆を与えて居る」と評している。『法律年鑑』(昭和一八年版)第一部「記録」二二頁。
- (118) Franz Exner, *Krieg und Kriminalität in Österreich: mit einem Beitrag über die Kriminalität der Militärpersonen von Prof. Dr. G. Lelewer*. Wien 1927. なお、エクスマー(Franz Exner, 1881-1947)は当時のドイツ語圏における代表的な犯罪学者としてメッツガーと肩を並べる存在であったが、他にも『司法資料』では、Franz Exner, *Studien über die Strazzumessungspraxis der deutschen Gerichte*, Leipzig 1931が、第二六三号「フランツ・エクスマー 獨逸裁判所に於ける刑の量定の實際」として翻訳されている。エクスマーについては Ina Pfenning, *Kriminalbiologie im Nationalsozialismus. Das Beispiel Franz Exner*, in: Hermann Nehlsen/Georg Brun (Hrsg.), *Münchener rechtshistorische Studien zum Nationalsozialismus*, Frankfurt a. M. u. a. 1996, S. 225-255.
- (119) Franz Exner, *Krieg und Kriminalität. Vortrag, geh. anlässlich d. Universitätsgründungsfeier am 3. Juli 1926 in Leipzig*, Leipzig 1926.
- (120) 一九三五(昭和一〇)年五月には初の試みとして「全国典獄補会同」が開催され、行刑制度の理論的・実際的な研究に注力するよう激励する大臣訓示が行われた。『法律年鑑』(昭和一二年版)第三部「司法」一四五頁。
- (121) なお、この時期のドイツの行刑について、それが従来の応報主義から教育刑論へと転換したことが指摘されている。木村龜二「最近ドイツ行刑思想の展開——ナチスの新統一行刑法規『法学』一〇巻五号(一九四一)、六六〇〜八四頁。『司法資料』二二八号、一四二頁以下のシャフシユタイン報告も参照。
- (122) 一九三五年六月二八日の改正 (Gesetz zur Änderung des Strafgesetzbuchs. Vom 28. Juni 1935, in: RGBl. 1935, Teil I, Nr. 70, S. 839-843.)
- (123) 佐藤藤佐「第十一回国際刑法並監獄會議」『法曹會雜誌』一四卷四号(一九三六)、七九〜一〇一頁、八二頁。公

○号（一九三五）、五六〜六一頁。なお、同誌には巻頭言として正木亮による「國際刑法並監獄會議と新刑事思潮」が掲載されている。

(124) ZAKDR 2 (1935), Heft 9, S. 693-702. Festsitzung der Akademie für Deutsches Recht anlässlich des XI. Internationalen Strafrechts- und Gefängnis Kongresses in Berlin am 21. August 1935 in der Krolloper.

(125) 例えば、司法相ギユルトナー「獨逸国の刑法改正事業に於ける政治の思想」、司法省次官フライスラー「獨逸國に於ける政治上の根本思想の變動と其の刑法」、宣伝相ゲッベルス「内部より見たる獨逸國、ナチス國家の創建作業」、ドイツ法アカデミー総裁フランク「國際間の刑法政策」といった講演が行われた。

(126) 『司法資料』二二八号、二八四頁を参照。

(127) 行刑全般が囚人による労働と命運を共にしているという出発点にたち、囚人の労働力が国民社会主義國家の建設にとって重要であることを力説し、立法者は囚人の労働力を利用することを重視するように力説している。一九四〇年施行の行刑規定はこの線に沿ったものである。木村龜二（前掲註121）、八一頁は、同規定が教育刑的立場から監獄労働を規定したものであるとして高く評価している。なお、同様の傾向は日本でも見られ、『法律年鑑』（昭和一八年版）、第一部「記録」、四八頁、は近時の行刑の特徴として、軍需産業への受刑者動員を挙げており、釈放後も同一の産業分野での就労が見込まれることを高く評価している。

(128) 翻訳の底本には同会議に出席した佐藤が持ち帰ったものが用いられた。翻訳されたのは、「將來の行刑制度は何を以て目標とすべきか」(Fritz Hauptvogel, Welche Zielrichtung ist dem künftigen Strafvollzug zu setzen)、「刑の累進的執行、既往の回顧と將來の見込み」(Alfred Resch, Der Stufenstrafvollzug, Rückbild und Ausblick)、「裁判所ほどの程度まで行刑上に參與する餘地を持つか」(Hans Eichler, Inwieweit ist in der Strafvollstreckung Raum für eine Mitwirkung richterlicher Instanzen)、「荒蕪地の開墾を特に斟酌した囚人作業の問題」(Rudolf Marx: Die Gefangenearbeit unter besonderer Berücksichtigung der Urbarmachung von Ländereien)、「常習的犯罪人取締法の一年有半」(Klee, Eineinhalb Jahre Gewohnheitsverbrechergesetz)。

(129) ZStW 55 (1935), Heft 2/3, S. 175-363. なお、牧野の仏語報告 (La réforme de l'exécution de la peine au Japon, pp. 265-275) は、いずれ本人が邦語で発表するだろうと（p. 267）省略されている。『法律年鑑』（昭和一一

年版)、第一部「学界」、八頁も参照。

(130) 正木亮「國際刑法並監獄會議と新刑事思潮」、『刑政』四八卷一〇号(一九三五)、二頁。

(131) Ernst Schäfer, Die wissenschaftliche Ergebnisse aus dem internationalen Kongress für Strafrecht und Gefängniswesen, in: DJ 97 (1935), S. 1436-1446.

(132) したがって一九四〇年の行刑規定(Strafvollzugsordnung)は反映されていない。

(133) 『法律年鑑』(昭和十五年版)、第四部「司法」、四八頁。小幡尚(上掲註103)、三八頁以下。

(134) 『司法資料』一七一号「刑事事件集 附 刑事事件取扱小手引」。原著はJames Goldschmidt, Rechtsfälle aus dem Strafrecht: Mit einer kurzen Anleitung zur Bearbeitung von Strafrechtsfällen, 3., verm. u. verb. Aufl., Berlin 1930. シェンケ(後掲註176)の指導教官でもあったホルトシュムメット(James Goldschmidt, 1874-1940)はユタヤ出自のため、一九三八年に英国に亡命する。なお、同様の趣旨のものとしては、翻訳ではないが、第一七九号「捜査事務に就いて」(著者は検事の榎田忠美)がある。ホルトシュムメットについては、Wolfgang Sellert, Ein bedeutender Straf- und Zivilprozessrechtler, in: Helmut Heinrichs/Harald Franzki/Klaus Schmalz/Michael Stollis (Hrsg.), Deutsche Juristen jüdischer Herkunft, München 1993, S. 595-614 (邦訳、森勇(監訳)『ユタヤ出自のドイツ法律家』(中央大学出版部二〇一七)、八八九-九一七頁)。

(135) ここでは犯罪生物学について扱った講演の抄録が載せられている(七九-八五頁)。

(136) 底本となったHans Schneickert, Kriminalaktik mit besonderer Berücksichtigung der Kriminalpsychologie, Berlin 1940 4^e Ders., Kriminalaktik und Kriminaltechnik, Lübeck 1926の改訂増補第五版である。著者シュナイケルト(Hans Schneickert, 1876-1944)は、長年ホルリンの警察で犯罪捜査にあたり、一九二七年の退職後、ベルリン大学で一五年にわたり犯罪学の講師を務めた人物である。捜査技術とくに筆跡鑑定と指紋分析の権威であり、犯罪捜査に関する数多くの著作がある。Zeitschrift für die gesamte kriminalistische Wissenschaft und Praxis 4 (1950), S. 259.

(137) 『司法資料』二一八七号、刊行の辞。

(138) なお、同時期に、同じく新しく確立されつつあった分野として経済刑法があるが、これについては、後述、第五

節第四項「経済刑法」を参照されたい。

(13) Wenzel Graf von Gleispach, Das Kriegsstrafrecht. Teil I: Das allgemeine Kriegsrecht, Berlin 1940, und Teil II: Das allgemeine Strafverfahrensrecht im Krieg und das Strafrecht und Strafverfahrensrecht der Wehrmacht im Krieg, Berlin 1940. これらの著作は後にドイツ法アカデミーの叢書の刑事法部門 (Schriften der Akademie für Deutsches Recht, Gruppe Strafrecht und Strafverfahren, Nr. 8, 9) に採録されている。

(14) クライスパスハ (Wenzel Graf von Gleispach, 1876-1944) はフリップル (スイス)、プラハ (ドイツ大学) の各大学での教授職を務めた後、一九一五年からウィーン大学の刑法・刑事訴訟法講座正教授となった。同地で学長 (一九二九/三〇) 他、大学行政職を歴任した。さらに専門との関係でも、刑法研究所の設立、オーストリア刑法改正等の活動にも参与した。こうした活動で高い評価を得ると同時に、反ユダヤ的な活動でも知られていた。彼の親 NSDAP 的傾向のため、一九三三年に、いまだ定年に達していないにも拘わらず、強制的に引退させられた。しかし、その直後、ベルリン大学に招聘され、ほどなくして学部長となり学部内のユダヤ人排除に邁進した。そして、NSDAP の戦時刑法の立案に参与した。一九四二年までベルリンにとどまった後、一九四三年にウィーンに戻り、翌年亡くなった。オーストリア出身で、ドイツに渡るまでに母国で多くの功績があり、また終戦前に亡くなったこともあり、彼の国民社会主義政権下での活動が白日の下にさらされることもなかった。例えば一九六四年に書かれた彼の伝記項目 (Roland Grabberger, Art. „Gleispach, Wenzeslaus Graf von“, in: NDB 6 (1964), S. 451-452) は国民社会主義政権下での活動に触れていない。彼についての本格的な検証として Eduard Rabofsky/Gerhard Oberkofler, Verborgene Wurzeln der NS-Justiz. Strafrechtliche Rüstung für zwei Weltkriege, Wien 1985 がある。またウィーン大学時代の反ユダヤ的な活動については Thomas Olechowski/Tamara Ehs/Kamila Staudigl-Ciechowicz (Hrsg.), Die Wiener Rechts- und Staatswissenschaftliche Fakultät 1918-1938, Göttingen 2014, S. 426-432, など一九三三年のドイツ法アカデミー設立時からの会員でもあった。JbAKDR 1 (1933/34), S. 253.

(14) シュトゥットカート (Wilhelm Stuckart, 1902-1953) は国民社会主義時代の立法に参与し、ニュルンベルク法に関わったことで知られ、ヴァンゼー会議にも臨席していた。国民社会主義時代の犯罪行為を支えた代表的知識人のひとり。Martin Otto, Art. „Stuckart, Wilhelm“, in: NDB 25 (2013), S. 614-616.

- (142) なお、グライスバハの戦時刑法理論は中央大学の市川秀雄により『刑政』誌上で紹介されている。市川秀雄「ドイツ戦時刑法と実体的正義の原理——戦時行刑とも関連して(一)」「(二)」、『刑政』五五卷三号(一九四二)、二七〇—四四頁、四号、二六〇—五一頁、および同「ナチスドイツの戦時刑法(一)」「(四)・未完」『刑政』五六卷三号(一九四三)、五三〇—六八頁、同四号、七七〇—八〇頁、同五七卷一号(一九四四)、六三〇—七七頁、同五七卷二号、一〇一—一二九頁。
- (143) 『司法資料』一二二号掲載のジーベルトおよびラーレンツの論稿(前掲註68参照)。他には第二一九号「民法に於ける新潮流」があるが、これはドイツの近時の状況に触れているものの、ハンガリーの法学者による講演である。
- Arthur Meszleny, *Neue Strömungen im bürgerlichen Recht*, in: *Juristische Blätter* 65 (1936), Nr. 1, S. 3-7.
- (144) 『法律年鑑』(昭和二年版)「第一部」学界、一頁。
- (145) Justus Wilhelm Hedemann, *Die Flucht in die Generalklauseln. Eine Gefahr für Recht und Staat*, Tübingen 1933. クーテン(Justus Wilhelm Hedemann, 1878-1963) などの業績および一般条項を巡る議論については、広渡清吾「法律からの自由と逃避——ヴァイマル共和制下の私法学」(日本評論社一九八六)を参照されたい。
- (146) H[ans] Keller, in: *Archiv für die civilistische Praxis*, 138-2 (1934), S. 242-244; Karl Larenz, in: *ZHK* 100 (1934), S. 378-382; Ph[ilipp] Heck, in: *JW* 62 (1933), Heft 25, S. 1448 f.
- (147) ニュラー・エルツバッハ(Rudolf Müller-Erzbach, 1874-1959) は、この論文が発表された時点では、ミュンヘン大学のドイツ法制史、ドイツ私法、民法、商法、為替法、工業商業法と、非常に広い範囲を担当する教授であり、一九三三年にはドイツ法アカデミーに創設メンバーとして加入している。Jürgen Vortmann, Art., „Müller-Erzbach, Rudolf“, in: *NDB* 18 (1997), S. 494-495; *JbAkDR* 1 (1933/34), S. 255.
- (148) Rudolf Müller-Erzbach, *Reichsgericht und Interessenjurisprudenz*, in: *Die Reichsgerichtspraxis im deutschen Rechtsleben*, Bd. II: Civil- und Handelsrecht, Berlin 1929, S. 161-177.
- (149) なお、『司法資料』では、他にも第二四一号において、獨逸司法官試補会議の席上ミュラー・エルツバッハが行った講演「法規及法律行為的意思表示の實生活に則したる把握——解釋の據點としての追求せられたる利益と前提たる支配能力」も紹介されている。Rudolf Müller-Erzbach, *Das lebenschte Erfassen von Gesetz und rechts-geschäftlicher Erklärung. Das verfolgte Interesse und das vorausgesetzte Beherrschungsvermögen als Anhalt für*

die Auslegung, in: DJ 99 (1937), S. 1657-1661.

- (150) これについては、水野浩二『葛藤する法廷——ハイカラ民事訴訟と近代日本』（有斐閣二〇二二）を参照。
- (151) 『司法沿革誌』、四一〇頁。
- (152) 鈴木正裕『近代民事訴訟法史・日本』（有斐閣二〇〇四）、三〇四頁以下。竹下守夫「民事執行法の成立と将来の課題」『民事執行法の基本構造』（御茶の水書房一九八二）、一〇四三、五頁、註⑧。なお、『司法資料』二二七号では「満洲帝國民事訴訟法典強制執行法典」が紹介されている。一九三四年以降、日本の司法省との人事交流が行われ、満洲国での立法は日本法を母法としつつ、先進性や実験性がみられることが指摘されるが（山室伸一「満洲国」の法と政治——序説『人文学報』六八（一九九二）、二二九〜二五二、一四六頁以下）、一九三七（康德四）年六月に公布されたものは、民事訴訟法典と強制執行法典に分かれている。
- (153) 『司法資料』一七七号（一九三三・九）、一七八号（同・一〇）「一九三一年獨逸新民事訴訟法草案竝に説明書（一）」。
- (154) 長野潔「獨逸民事訴訟法草案総則の批評に就いて」『法曹會雜誌』一〇卷四号（一九三二）、八四〜九六、九〇頁。さらに、同「獨逸民事訴訟法草案に就て」同一〇卷三号（一九三二）、八九〜九六頁、では主にパウムバッハの批判を紹介している。
- (155) RGBL 1933, Teil I, S. 821 f.: Bekanntmachung der neuen Fassung der Zivilprozessordnung vom 8. November 1933.
- (156) RGBL 1933, Teil I, S. 780 f. 序言の第二文は、「当事者とその代理人は、司法は自らのためだけでなく、むしろ同時にそしてとりわけ民族全体（Volksganze）の法的安定性に奉仕するものであるということを自覚しなければならない」としている。公益は私益に優先するという内容は、すでに一九三二年の草案で民事訴訟法の社会的意義が強調されていたことと共通するが、その対象は「民族」に限定されることになった。齋藤秀夫「ナチスの民訴観」『法学』四卷四号（一九三五）、八一〜一二二、八七、一〇二頁。
- (157) 齋藤（前掲註156）一〇三頁。Rudolf Wassermann, Der soziale Zivilprozess: Zur Theorie und Praxis des Zivilprozesses im sozialen Rechtsstaat, Darmstadt 1978, S. 60（邦訳 森勇『社会的民事訴訟』（成文堂一九九〇））五

八頁)。

- (82) Blomeyer, Erneuerungsbewegung und Zivilprozessreform, in: DJZ 38, Heft 19 (1. Okt. 1933), Sp. 1239-1243.
- (83) Werner Schubert (Hrsg.), Zivilprozess und Gerichtsverfassung: Ausschüsse der Akademie für Deutsches Recht und „Ämter“ des Reichsjustizministeriums von 1934-1944 (= Akademie für Deutsches Recht 1933-1945. Protokolle der Ausschüsse, Bd. VI), Frankfurt a. M. u. a. 1997; Ders. (Hrsg.), Freiwillige Gerichtsbarkeit und Zivilprozess II: Ausschüsse für Freiwillige Gerichtsbarkeit (1935-1939) und für Bürgerliche Rechtspflege (1937-1942) (= Akademie für Deutsches Recht 1933-1945. Protokolle der Ausschüsse, Bd. XXII), Frankfurt a. M. u. a. 2013.
- (84) [Erich] Volkmar, Die Neuordnung des Zwangsvollstreckungsrechts. Bericht des Ausschusses für bürgerliche Rechtspflege, in: JbAKDR 2 (1935), S. 35-40.
- (85) Wilhelm Kisch, Ziel und Wege einer Zivilprozessreform, in: DJZ 40, Heft 1 (1. Jan. 1935), Sp. 1-5. 末尾に於て「学制改革のよき民事訴訟法の扱ひが軽くなるべし及ばず悪影響に警鐘を鳴らさるべし」。
- (86) Baumbach, Der unbekannte Zivilprozess, in: DJZ 39, Heft 1 (1. Jan. 1934), Sp. 50-54. 同様の指摘と「前掲注161参照」。
- (87) 『司法資料』一九五号「ポーランド新民事訴訟法(一九三三年)」、二〇三号「ユーゴスラヴィキヤ新民事訴訟法」。
- (88) 『司法資料』二〇九号「佛國民事訴訟法改正草案」。なお、この時期に『司法資料』第二二六号「徳川時代民事慣例集 訴訟ノ部」(一九三六・八)があるが、これは一九三五(昭和一〇)年から翌年に行われた江戸時代の史料の翻刻であり、民事訴訟法改正とは直接の関係はないと思われる。
- (89) Hans Jackisch, Kranke Zivil-Justiz, Berlin 1932. 同様の問題は長らく指摘されており、それについても『司法資料』一六九号「司法事務の経費節減、簡易化促進——獨逸裁判所書記同盟の改革案」(一九三二・四)で紹介されている。

(16) フーバーナーゲル (Gerhard Hubernagel, 1901-) はこの時期の種々の法律関係刊物に登場するヴッパータール (Wuppertal) の弁護士である。寄稿の分野は訴訟法である。彼は一九二四年にカッセルで第一次国家試験を「可」(ausreichend) で通過、同年末にはマールブルクで「ベルサイユ講和条約の無効」(Unwirksamkeit des Versailler Friedensvertrags) により法学博士を取得(評定は「良」(gut))。一九二八年にベルリンで第二次国家試験に合格(評定は「可」)。一九三三年五月にNSDAP入党(党員番号1,950,532)、同年夏に国民社会主義法擁護者同盟(NS-Rechtswahrerbund) に加入している。一九三五年出版のフランク編『法と立法のための国民社会主義ハンドブック』には刑事訴訟法(前掲註80)の他、民事訴訟法についても「国民社会主義的法解釈と一般条項」(Nationalsozialistische Rechtsauffassung und Generalklauseln, S.970-977)と題する論稿を執筆しており、『ドイツ法曹新聞』にも寄稿し(後掲註167)、これらが『司法資料』で翻訳されている。これらはみな、NSDAPに好意的な内容であり、その後のキャリアにも有効に作用したと思われる。一九三八年にケルンで教授資格に「合格」(bestanden) (Die bürgerlich-rechtliche Befristung, Berlin 1939) している。一九三八年からはベルリン経済大学 (Wirtschaftshochschule) やヴッパータールの行政学院 (Verwaltungsakademie) で非常勤講師を務めている。一九四〇年から一年ほどポーランドのラドムで高裁(OLG)の戦時代代理判事を務めている。その後、一九四一年に徴兵され捕虜となり一九四七年に解放された。一九四七年に非ナチ化手続において、知人等からの証言も奏功してか、第四等級「同調者 (Mitläufer)」に格付けされた。但し、彼の非ナチ化手続における自己申告書には、例えば、日本でも紹介されたような政権寄りの文献は伏され、博論のタイトルは「ベルサイユ条約の成立」に改められ、フランク編『ハンドブック』はフランクの名を伏せた上で、単に『法と立法必携』にされるなど、「過少申告」と見られてもおかしくない内容である。この手続の結果、弁護士職を追われるが、二年後には復権している。彼に関するこれらの資料はノルトライン＝ヴェストファーレン州立文書館にて所蔵・公開されている(資料番号NW 1002-L/SBE Hauptausschuss Stadtkreis Düsseldorf NW 1002-L, Nr. 38329)。彼が教鞭をとった行政学院 (Verwaltungsakademie) は、NSDAP政権によって官吏の教化に使われた制度で、本来的な学位授与学校ではないが、キャリア形成において意味をもった。ドイツ行政学院ライヒ連盟 (Reichsverband deutscher Verwaltungs-Akademien) という全国組織にまとめ上げられ、各地に支部が設けられた。邦訳もされた『新獨逸國家大系』の編者のひとりランマース (Lammers)

(687)

を全国代表とし、独自の叢書 (Schriften des Reichsverbandes Deutscher Verwaltungs-Akademien) を刊行、国民社会主義的な法や行政の観念を中・下級官吏に根付かせる役割を担った。ハンス・ゼール (杉村章三郎訳) 「ドイツ官吏法」『新獨逸國家大系』第八卷 (日本評論社 一九四二)、一七二—二二二、二二八頁。

(167) [Gerhard] Huberangel, Die Neuordnung des Zivilprozesses, in: DJZ 41 (1936), Heft 1, Sp. 36-43.

(168) 日本では後に司法人員の不足などやむを得ぬ事情により、終戦間際に調停の活用を呼び掛けるようになるが、フーバーナーゲルの意図していたところは異なるように思われる。後継註186も参照されたい。なお、大審院判事中山弘道は一九四一 (昭和一六) 年の論稿 (後掲註181参照) において、近時よく聞かれる批判として、民事訴訟が現実から乖離していること、また遅延しがちであることを挙げている。そして前者は民法に由来する問題、後者は民事訴訟法に由来する問題であり、そのいずれも法改正や法律学再建により解消できるかもしれないが、実際にそうした解決は迂遠であるとし、民事訴訟と比べた調停制度の有用性に言及している。そのさい中島は、調停が法律ではなく「道理」に拠って争いを解決する点にその特徴を見出している。

(169) Schubert (Anm. 159) VI, S. 66.

(170) 高根義三郎「獨逸強制執行法改正の動向」『司法資料』二一九号 (一九三六)、七七頁以下。

(171) 『司法資料』二六八号「伊太利民事訴訟法豫備草案及報告」(一九四〇・七)。

(172) Adolf Baumbach, Zivilprozeß und freiwillige Gerichtsbarkeit, in: ZAKDR 5 (1938), Heft 17, S. 583-585. ハウムバッハは民事訴訟における弁論主義を問題視しており、これが国民社会主義的な世界観にそぐわないとする。権利を巡り争う民族協同体の仲間同士との関係で、裁判所は決闘の中立的審判のような立場ではなく、彼らの間の不一致を調整 (ordnen) あるいは調停 (schlichten) する役回りであるべきで、その観点からも従来の民事訴訟は廃止して、「別の精神による新しい手続き」を創造するのを呼びかける。以下にこのことは「Schubert (Anm. 159) VI, S. 61 頁、も参照された」。

(173) Bull, Ende des Zivilprozesses?, in: ZAKDR 5 (1938), Heft 18, S. 629-630; Bergenroth, Mit oder ohne Zivilprozeß, in: ZAKDR 5 (1938), Heft 22, S. 774-775. 両者は「ハウムバッハの反対説を唱える」。

(174) Otto de Boor, Die Funktion des Zivilprozesses in der völkischen Rechtsordnung, in: ZAKDR 5 (1938), Heft

24, S. 834-838. トゥ・ボアは国民社会主義と民事訴訟は相いれないものではない、と主張する。彼によれば、民事訴訟には「民族の生活秩序」たる法を提示し、保存し、発展させる機能があり、これらは調停ではなくただ裁判官によってなされる訴訟によってのみ充分に達成され、それゆえに民事訴訟を非訟手続によって代替することなどできない、と(17)に示す。

(17) Hans] Otto] de Boor, Die Auflockerung des Zivilprozesses. Ein Beitrag zur Prozeßreform (= Schriften der Akademie für Deutsches Recht, Gruppe Bürgerliche Rechtspflege, Nr. 1), Tübingen 1939. トゥ・ボアは、現状のままだと、例えば刑事裁判所(付帯訴訟手続 Abhäsionsprozess)で非訟裁判権や仲裁裁判所にその役割を吸収されることにより、通常の民事訴訟法は途絶するとの危機感を示している。

(16) [Adolf] Schönke, Der neue italienische Entwurf einer Zivilprozessordnung. in: DJ 100 (1938), Nr. 18, S. 717-720. なお、シエンケ(Adolf Schönke, 1908-1953)は現在第三〇版を数える註釈書『シエンケ＝シュレーダー』(Schönke-Schröder)からも明らかのように、刑法学者として高名だが、一九三七年にベルリンで刑法と民事訴訟法で教授資格を取得、翌年からフライブルクでドイツ刑法、国際刑法、民事・刑事訴訟法の教授となっている。Anna Maria Gräf von Lösch, Der nackte Geist. Die Juristische Fakultät der Berliner Universität im Umbruch von 1933 (= Beiträge zur Rechtsgeschichte des 20. Jahrhunderts, 26), Tübingen 1999, S. 339 ff. Vgl. auch Schubert (Anm. 159) VI, S. 104 f. なお、シエンケによる強制執行法の比較的分析を紹介するのが、齋藤秀夫「シエンケ比較法的に観たる強制執行法の基本問題」『法学』六巻四号(一九三二)、六九―八五頁。なお、長らく彼の名を冠してきた註釈書は、現在準備されている第三二版からは、改称予定である。テュービンゲン大学の法学者によって担われているので Tübingen Kommentar に変更される旨説明されている。しかし、これには過去の清算の意味もある。後掲註187も参照された。

(17) なお、ドイツにおおてはその後、一九四一年七月一五日に「民事事件における検察の協働に関する法律」(Gesetz über die Mitwirkung des Staatsanwalts in bürgerlichen Rechtsachen)が成立する。RGBl. 1941, Teil I, Nr. 77, S. 383 f. この法律によって、検察には、民族協同体の立場から、手続中また判決にたいし考慮すべき状況を主張するために、通常裁判所での民事事件に協働することが認められた。詳細は、Hans Popp, Die nationalsozialis-

tische Sicht einiger Institute des Zivilprozess- und Gerichtsverfassungsrechts, Frankfurt a. M. u. a. 1986.

(178) 一九三四年一〇月の強制執行にかかわる条文改正を指す。Gesetz zur Änderung von Vorschriften über die Zwangsvollstreckung vom 24. Oktober 1934, in: RGBl 1934, Teil I, S. 1070-1073.

(179) 我妻榮「ナチス政権下に於ける一般法律雑誌界異變」『法学協会雑誌』五五卷八号（一九三七）一〇一～一〇二、一二二頁以下。

(180) 長野潔「民事訴訟法の改正」『法曹會雑誌』一九卷四号（一九四一）二〇～五〇、一二一頁。

(181) 中島弘道「民法と民事訴訟法」『法曹會雑誌』一九卷七号（一九四一）一～一六頁。中島は、将来の民事法として、「國家本位の原理に立ち、一般條項への逃避に依り著しく變通性を増し且單純化された民法」と「公益本位の原理の上に立ち、職權主義が強化せられ且内容及形式共に簡易化された民事訴訟法」と「強制を伴わざる調停法」の三つが緊密巧妙に統合されたものになる、という見通しを示している。

(182) 『司法資料』一七四号「一九三一年獨逸民事訴訟法草案批評」。

(183) ローゼンベルク「一九三一年獨逸民事訴訟法草案について——特に判決手続きを斟酌して」(Leo Rosenberg, Zu dem Entwurf einer Zivilprozessordnung (unter besonderer Berücksichtigung des Urteilsverfahrens), in: ZDZP 57 (1933), S. 185-339)「クレーマー」一九三一年の民事訴訟法草案に於ける控訴と上告」(Wilhelm Kraemer, Berufung und Revision im Entwurf einer Zivilprozessordnung von 1931, in: ZDZP 57 (1933), S. 395-420. なお、ローゼンベルク(Leo Rosenberg, 1879-1963)は、代表的民事訴訟法学者であったが、ユダヤ系だったため、一九三四年にライプツィヒ大学を強制退職となり、その後終戦まで国内で身を隠していた。終戦後はミュンヘン大学教授に復帰し、戦後の学界を代表する存在となった。彼についてはUlrike Gräfe, Leo Rosenberg: Leben und Wirken (1879-1963) (= Schriften zur Rechtsgeschichte 154), Berlin 2011 (および一九三一年の草案および一九三三年の改正法については、二三三六頁以下)「および」Karl Heinz Schwab, Der große Prozesualist, in: Heinrichs u. a. (Anm. 134), S. 667-692 (邦訳「九九七～一〇〇八頁」)。

(184) 同様の傾向として、例えば判事高根義三郎「民事訴訟と民事訴訟法」『法曹會雑誌』一六卷一一号（一九三二）一～一七頁にみられるように、国民社会主義政権成立以後でも民事訴訟法の分野に於て、ドイツでは参照されなくな

ったユダヤ系出自の法学者、すなわちローゼンベルク（前掲註183）、ゴルトシュミット（前掲註134）、シュテルンベルク（Todor Sternberg）などの文献が利用されている。なお、高根とシュテルンベルクの関係については栗田陸雄「テオドル・シュテルンベルヒの学問——高根義三郎と独法研究会プログラム」『神奈川ロージャーナル』九（二〇一六）、三〜二二頁を参照されたい。

(185) 齋藤秀夫「民事訴訟関係の新法律」『法律時報』一五卷一、二号（一九四三）、三六〜四〇頁。二審制の採用などを目玉とする、裁判所構成法戦時特例改正法律および戦時民事特別法改正法律。

(186) 『法律年鑑』（昭和一八年版）、第一部「記録」、四八頁。

(187) モーナス（Martin Jonas, 1884-1945）は一九二五年にシュタイン（Friedrich Stein, 1859-1923）から註釈書刊行を引き継ぐ。この註釈書「シュタイン＝モーナス」は一九三一年の民事訴訟法改正草案・理由書の基礎となったともいわれるが（Rosenberg, (Ann. 183), 190 f.）「シュタインはユダヤ系だったために、一九三三年以降同書はシュタインを外し、「モーナス」と呼ばれるようになった。ドイツ法アカデミーでの民事訴訟法委員でもあったモーナス自身は熱心なNSDAP支持者で、一九四五年四月に自殺した。Schubert (Ann. 159), Bd. VI, S. 56 f. なお、長らく「シュタイン＝モーナス」の名で親しまれてきた註釈書は、現在準備中の第二四版からは「シュタイン」に戻される。これは二〇二一年七月二七日にC・H・ベック社が、国民社会主義時代の清算の一環として、体制に奉仕した法学者たちの名前を自社のシリーズから除く決定を下したことによる。プレスリリース（C. H. Beck wird Werke aus seinem Verlagsprogramm umbenennen）参照。

(188) 『司法資料』二八九号「マルチン・モーナス 註釋獨逸民事訴訟法（第一分冊）」。底本は「Kommentar zur Zivilprozessordnung in der Fassung der Bekanntmachung vom 8. November 1933, 16. Aufl., Tübingen 1934.

(189) 一九四一（昭和一六）年二月に法曹會館で行われた東北帝大助教齋藤秀夫による講演「ナチス・ドイツにおける裁判官の地位」は司法権の独立という話と関係するように映るが、彼が報告を行ったのは「民事訴訟法研究会例会」においてであり、「村松先輩」（大正二年に東北帝大法文学部を卒業し、判事に任官していた村松俊夫）がこれをお膳立てした。会場には、齋藤秀夫の恩師の勅使河原直三郎（大審院判事）も出席していた。彼は、大正二年に東京帝大を卒業後、同四年判事任官、一九二三（大正一二）年に宮城控訴院に移り、昭和一五年に大審院に移るまで東北帝

大法文学部の嘱託で民事訴訟法を講じている。なお、齋藤秀夫は昭和八年に学部卒業と同時に助手（『東北帝國大學一覽』（自昭和八年至昭和九年）、七八頁）、翌年大学院に進み（『同』（昭和九年至昭和十年）、四〇四頁）、同一年には講師（『同』（昭和十一年度）、二四八頁）、翌二年には助教（強制執行法・独法学）（『同』（昭和十二年度）、二四五頁）となっている。

(190) 一九二五（大正一四）年に中村武は、「ドイツに於ける民事訴訟法學の不振と其原因」『法曹會雜誌』三卷一〇号、七五〜八八頁において、日本での高等試験司法科での訴訟法を選択科目化したことが裁判官の質の低下、さらには民事訴訟法學の停滞につながる、現にドイツはそうなっている、と警鐘を鳴らしている。

(191) 齋藤（前掲註156）、九三頁以下。齋藤秀夫「ナチスの民事訴訟法教科書」『法学』七卷四号（一九三八）、一一〇〜一一六、一一一頁以下。

(192) 『法曹會雜誌』一七卷一一号「裁判所構成法施行五十年記念號」（一九三九・一一）。なお、司法関係者からの寄稿が慶賀的、前向きなものが多い中、弁護士を経て司法大臣ともなった枢密院副議長は司法権の独立の意味するところを示すためにも裁判所構成法を改正し、司法省と裁判所を分離させることを主張している。原嘉道「現行司法制度に対する改正の希望」同、二九〜三四頁。

(193) 『法律年鑑』（昭和一二年版）、第三部「司法」、二五頁以下。

(194) 前掲註4も参照された。

(195) 『司法資料』一七五号「民事事務修習の菓」（一九三三・五）。原著はArthur Weimann, Gutachten und Urteilsentwurf: Die Anfertigung von Urteilen und Beweisbeschlüssen in Zivilsachen, desgleichen von Gutachten und von Berichten über Prozeßakten: eine Anleitung für Examen und Praxis, 5. Aufl., 1927, xv, 512h 171号（前掲註134）参照。

(196) 成立史については、小柳春一郎／蕪山殿（編著）『裁判所構成法』（日本立法資料全集九四）（信山社二〇一〇）。

(197) イタリアに関する情報もドイツ文献を翻訳紹介する形で伝えられている。司法省調査課（池田克）「伊太利の裁判所構成と判事」、『法曹會雜誌』一三卷三号（一九三五・三）、四九〜五三頁。底本はLea Meriggi, Gerichtsverfas-

sung und Rechtsberufe in Italien, in: DJZ 39 (1934), Heft 12, Sp. 770-776 掲載のものだが、在野法曹の部分は日本では不要と感ぜられたのだろう。なお、メリッジはイタリアの国際法学者で、当時はフランクフルト大学の客員教授を務めていた。国民社会主義との関係については、Giulio Bartolini, *The Impact of Fascism on the Italian Doctrine of International Law*, in: *Journal of the History of International Law* 14 (2012), pp. 237-286, 238 ff.

(198) 司法省調査課「獨逸國通常裁判所個數、管内人口及判事、辯護士の數並判事、辯護士一人に對する人口調」『法曹會雜誌』一三卷九号（一九三五・九）、七七〜七九頁。

(199) 前掲註197を参照。

(200) 弁護士法の改正問題については、橋本誠一「三百屋」と弁護士——日本弁護士史の再検討（Ⅱ）、『静岡大学法政研究』九卷二号（二〇〇四）、二〇三〜二六五、二三八頁以下を参照されたい。

(201) 『司法資料』九五号「諸外國に於ける辯護士制度概觀」（一九二六・一〇）。

(202) なお、『法曹會雜誌』七卷三号（一九二九・三）には法学博士、弁護士でもある花岡敏夫による寄稿「獨逸に於ける辯護士の養成」がある。『米國弁護士協會雜誌』掲載記事の翻訳紹介である。

(203) 岡本實太郎「新辯護士法實施に就いて」、『法曹公論』三九卷八号（一九三五）、二七〜三〇頁。それに先立つ一九二九（昭和四）年五月には、『法曹公論』誌上でドイツ諸邦における弁護士実務実習制度について詳細な紹介がなされている。主な情報源は日本の司法省が利用したのと同じ（マグヌス氏）である。升本重夫「獨逸に於ける辯護士実務実習」、『法曹公論』三三卷五号（一九二九）、一七〜二三頁。

(204) 『法曹公論』三四卷八号（一九三〇）、三〇〜六四頁、「全國辯護士經濟統計」。三九卷七号（一九三五）、一頁、巻頭言。四二卷九号（一九三八）、四四〜四五頁。

(205) 『官報』二七二八号（昭和一年二月七日）、一頁。司法省令第二號、辯護士試補実務修習規則。

(206) 『法曹公論』四一卷二号（一九三七・二）、雜報、一〇一頁以下。藤井幸「辯護士試補制度の概觀」、『法曹公論』四一卷四号（一九三七・四）、五一〜六九頁。

(207) 『法曹公論』四一卷五号（一九三七・五）、一二七〜一二九頁。四二卷四号（一九三八・四）、九六〜九八頁。

(208) 「司法官養成制度改革に關する座談會」、『法曹公論』四一号三卷（一九三七・三）、二一〜七二頁。鍛冶良作「法

- 曹二元制度に關する諸問題」『法曹公論』四一巻八号（一九三七・九）、二一六頁。
- (209) 『法曹公論』四一巻八号（一九三七）、九九一〇一頁。
- (210) 『法曹公論』四一巻九号（一九三七）、二〇四頁。
- (211) 『法曹公論』四二巻二号（一九三八）、九九一〇〇頁。
- (212) 『法曹公論』四二巻八号（一九三八）、九五頁。
- (213) 『法曹公論』四三巻八号（一九三八）、一〇三頁。
- (214) 『法曹公論』四三巻一号（一九三九）、八七頁。
- (215) Erste Gesetz zur Überleitung der Rechtspflege auf das Reich. Vom 16. Februar 1934, in: RGBl. 1934, Teil I, Nr. 17 (19. Feb. 1934), S. 91.; Zweite Gesetz zur Überleitung der Rechtspflege auf das Reich. Vom 5. Dez. 1934, in: RGBl. 1934, Teil I, Nr. 132 (7. Dez. 1934), S. 1214-1215. なお、これらについては司法省調査課名義での『海外法律彙報』として『法曹會雜誌』において全訳が提供されている。司法省調査課「獨逸に於ける司法權の統一」『法曹會雜誌』一三巻四号（一九三五）、六九一七五頁。
- (216) この一連の流れについては、齋藤常三郎「ナチスの判事養成規則」、『法学論叢』三二巻四号（一九三四）、三九一六頁。それ以前の制度については、同「司法官及び辯護士の養成（一）〜（四）・完」、『法学論叢』一四巻五号、三八一六二頁、同六号、六二一八二頁（以上、一九二五）、同一五巻二号、七一〇九五頁、同三号、九五一四一頁（以上、一九二六）を参照されたい。すでに一九三五（昭和一〇）年四月には、司法省の書記官關宏二郎による全訳がある。關宏二郎「獨逸司法官養成規則」、『法曹會雜誌』一三巻四号（一九三五）、三五一六七頁。訳出の動機は「……法文が如何に精神を重んずる風に書かれて居るか云うことの興味」からしても日本の法律家にとり興味深いと思われたからである。その後、オーストリアとスデーテン地方の併合をうけ、一九三九年一月に「判事・検事・公証人及び弁護士資格に關する命令」(Verordnung über die Befähigung zum Richteramt, zur Staatsanwaltschaft, zum Notariat und zur Rechtsanwaltschaft vom 4. Januar 1939, in: RGBl. 1939 Teil I, Nr. 2, S. 5-22) が出された。内容的にはほぼ変更がない。これについては、齋藤秀夫「新獨逸司法官養成規則（一）〜（二）・完」、『法学』八巻一〇号（一九三九）、八九一〇八頁、同一一号、七一〇八六頁。なお、一般に「司法官養成」という言葉が訳語として使われるが、ドイツ

では判検事も弁護士もこの養成規則に拠るため、厳密に云えば法曹養成である。

- (21) RGBl. 1933, Teil I, S. 1470-1478: Zweites Gesetz zur Änderung der Rechtsanwaltsordnung vom 13. Dez. 1935.

- (218) RGBl. 1936, Teil I, S. 107-151: Bekanntmachung der neuen Fassung der Rechtsanwaltsordnung vom 21. Feb. 1936. 後掲註²³⁾も参照。

- (219) 刊行の辞では明かされておらずだが、翻訳の底本は Curt Zimmer/Friedrich Klee (Hg.), Die juristische Ausbildung in Preußen, 5., erw. Aufl., Berlin 1930.

- (220) エルウィン・ノアック (Erwin Noack, 1889-1967) はハレ大学で法学を学び、一九二四年に博士号を取得。一九二六年からハレで弁護士実務に就き、一九三三年には公証人となっている。一九三四年からハレ大学で、当初は非常勤講師、ほどなくして名誉教授として教える。ライヒ弁護士協会副総裁をはじめとする弁護士業界の多くの頭職についていたが、これは彼が NSDAP と非常に強い結びつきを有していたことによる。また、ドイツ法アカデミーの創設当時からメンバーであった。彼の経歴については Henrik Eberle, Art. „Erwin Noack“, in: Catalogus Professorum Halensis (<https://www.catalogus-professorum-halensis.de/noackerwin.htm#akTop>) (最終閲覧日二〇二四年八月一日)。

- (221) Erwin Noack, Das neue Berufsrecht der Anwaltschaft, Leipzig 1936.

- (222) 弁護士法改正に関する第二次法律 (Zweite Gesetz zur Änderung der Rechtsanwaltsordnung) 財産権に関する訴訟事件に於ける区裁判所の管轄に関する法律 (Gesetz über die Zuständigkeit der Amtsgerichte in vermögensrechtlichen Streitigkeiten) 救助事件に於ける弁護士手数料の補償に関する法律 (Weiteres Gesetz über die Erstattung von Rechtsanwaltsgebühren in Armsachen) 法律的助言濫用防止法施行細則 (Verordnung zur Ausführung des Gesetz zur Verhütung von Mißbräuchen auf dem Gebiete der Rechtsberatung) § 49。RGBl. 1935, Teil I, Nr. 140 (17. Dez. 1935), S. 1469-1481.

- (223) 「獨逸國辯護士法 (Reichsrechtsanwaltsordnung)」の全訳は二二九—二七七頁にある。なお、これは『法曹會雑誌』一四卷六号(一九三六)六九—九四頁に掲載された司法省調査課嘱託伊藤俊夫による全訳を再録したもので

480。

- (224) Wilhelm Weber, Ueber die Eignung zum Juristen: eine psychologische Untersuchung der Tüchtigkeit des Juristen, insbesondere des Richters, Berlin 1934.
- (225) DJ 99 (1937), Nr. 42, S. 1645-1679.
- (226) JW 60, Heft 15 (11. Apr. 1931), S. 977 ff., Zur Reform des Rechtsstudiums, 第一部「大学」は省略された。その第二部「裁判所勤務における司法修習生の養成 (Ausbildung der Referendare im Gerichtsdienst)」(S. 984-1011)・第三部「養成問題の現状について (Zun gegenwärtigen Stand der Ausbildungsfragen)」(S. 1012-1017) が翻訳されている。なお、第二部中「弁護士による演習 (Referendarunterricht durch Anwälte)」は省略されている。
- (227) この施設に関しは、Folker Schmerbach, Das „Gemeinschaftslager Hanns Kerrl“ für Referendare in Jüterbog 1933-1939, Tübingen 2008. この文献に依拠して同施設を紹介する邦語文献、黒田忠史「ナチス期ドイツ」司法官試補共同営舎」試論——ドイツ法曹養成史の一齣」『甲南法学』五二巻三・四号 (二〇一一)・一七―二七頁、特に註(9)では、『司法資料』二四一号および二四四号について紹介し、日本の司法省が同施設に関心を持っていたことを指摘している。なお、国民社会主義政権下ドイツにおける営舎教育全般については、Andreas Kraas, Den deutschen Menschen in seinen inneren Lebensbezirken ergreifen-Das Lager als Erziehungsform, in: Klaus-Peter Horn/Jörg-W. Link (Hrsg.), Erziehungsverhältnisse im Nationalsozialismus. Totaler Anspruch und Erziehungswirklichkeit, Bad Heilbrunn 2011, S. 295-398.
- (228) 例えば、一九三三年に南ドイツの「バーデン」カールスルーエ近郊のラシムタット (Rastatt) に興ったハンス・フランク営舎 (Hans-Frank-Lager)。
- (229) 前掲註215を参照。
- (230) Friedrich, Das Gemeinschaftslager Hanns Kerrl, in: DJ 98 (1936), Heft 20, S. 759-761, 759.
- (231) [Christian] Spieler, Preußisches Geist im Gemeinschaftslager in Jüterbog, in: DJ 23 (9. Nov., 1933), S. 641-644.

- (232) Schlüter, Gemeinschaftsarbeit der Referendare: Auszug aus einem Bericht, in: DJ 26 (1935), Nr. 30, S. 1066-1068.
- (233) なお、翻訳はされていないが、『ドイツ司法』の同じ号の直前の記事は、南ドイツの営舎教育、およびその指導者をしている人たちのためにユーターホークで開催された合宿について報告が載せられている。Heuß, Süddeutsche im Gemeinschaftslager Hanns Kerrl, Jüterbog, in: DJ 26 (1935), Nr. 30, S. 1064-1066.
- (234) Friedrich, Der Gemeinschaftslager Hanns Kerrl, in: DJ 98 (1936), Nr. 20, S. 759-761.
- (235) 『司法資料』二四四号、二六六頁。
- (236) DJ 58 (1936), Nr. 47, S. 1750-1762. フライヌスラー「世界觀的訓練及民族協同體」(Roland Freisler, Hanns-Kerrl-Lager, weltanschauliche Schulung und Volksgemeinschaft)、「パードラント」共同體教育の専門的効果」([Otto] Palandt, Die fachliche Auswirkung der Gemeinschaftserziehung)、「ビルデブランド」共同體教育の専門的効果」([Karl] Hildebrandt, Grundsätzliches zum Dienst im Gemeinschaftslager Hanns Kerrl)、「ラウアル」ハンス・ケレル共同營舎に於ける訓練」([Erich] Lawall, Die Schulung im Gemeinschaftslager Hanns Kerrl)、「リヒター」ハンス・ケレル共同營舎に於ける共同體指導者」(Heinrich Richter, Gemeinschaftsleiter im Hanns-Kerrl-Lager)の各論稿。
- (237) 『司法資料』二四四号、二五五頁。体育の重要性は全ドイツ体育連盟(NSRL: Nationalsozialistischer Reichsbund der Leibesübung)の設立にも表れている。この団体については日本電報通信社(編)『獨逸大觀 戰時特輯』(一九三九)二八三頁以下を参照。
- (238) 例えば、「人種保護、淘汰、遺伝、人口政策、民族と人種、国民社会主義の人種政策、歴史と政治学、歴史と人種、国民社会主義的歴史觀、人種—民族—国民—国家、ドイツ歴史に於ける統一の思想、猶太人の歴史、人種的に觀たる羅馬史、一九三三年の政教協定、国家と教会、新しき信仰、現代の宗教問題、世界觀の爲めの闘争、世界觀と宗教、造形美術、音楽および人種における北歐(北方ゲルマン)思想、地理的政治学の根本問題、歴史の即地的發展、ドイツの地理的政治学」(訳語は、『司法資料』二四四号、二六二頁以下のものに拠る)が挙げられている。
- (239) 『司法資料』二四四号、二六九頁。

- (26) Joseph Schumpeter, Staatsreferendar und Staatsassessor, in: Schmollers Jahrbuch 52 (1928), Heft 4, S. 141-148; [Wilhelm] Schwister, Leitsätze über die Ausbildung der Juristen, in: DJZ (15. Aug. 1933), S. 1058-1066; Knögel, Zur Beaufsichtigung und Ausbildung der Assessoren im Probedienst und der Referendar bei der Staatsanwaltschaft, in: Monatsschrift für Kriminalbiologie und Strafrechtsreform, 29, Heft 4 (April 1938), S. 185-190; [Reinhold] Schultz, Die Persönlichkeit des Richter (Eine vertrauenskritische Erörterung), in: Leipziger Zeitschrift für Deutsches Recht, 24 (1930), Sp. 1-7.
- (27) Großmann, Die betriebs- (privat-) wirtschaftliche Ausbildung der Juristen, in: JW 59 (1930), Heft 3/4, S. 230-232.
- (28) Terhardt, Zur Ausbildung des Juristen, in: JW 63 (1934), Heft 15, S. 874-875.
- (29) Schlockermann, Über die Heranbildung von Richterpersönlichkeiten, in: DRiZ 26 (1934), Heft 4, S. 103-104.
- (30) 『法律年鑑』(昭和一四年版)、第三部「司法」、第二章「司法官の資質改善問題と司法研究所の新設——附、其他司法制度に関する改善等」(五頁以下)。「官報」号外(昭和一三年三月二日)、四四四～四五三頁。
- (31) 『官報』三四五八号(昭和一三年七月一日)、一頁、「司法制度調査委員會官制」。
- (32) 『法曹公論』一九三八(昭和一三年)年六月号では、巻頭言(一頁、五月二四日付)で、この委員会の人選につき、弁護士のみに構成するべし、との論調である。
- (33) 『法律年鑑』(昭和一二年版)、第三部「司法」、六頁以下、司法制度調査委員会の設置。
- (34) 『官報』三七四九号(昭和一四年七月六日)、一頁以下、勅令第四百四十五号「司法研究所官制」による。
- (35) その模様は『法律新聞』四四三八号(一九三九年七月一日)において特集されている。
- (36) 『法律新聞』では、参考までに、司法研究所の第三部、即ち判検事官八年以上あるいは高等官四等以上の者から選抜された者たちがどのような日課をこなしていたかについて伝えている。それによると、合宿の上、午前六時起床、神前行事、宮城遙拝、黙禱、七時半に朝食後、九時～正午まで研究と鍛錬、講演と座談会等をなし、昼食。一時半から再び研究、四時半に入浴、五時半に夕食、七～九時は研究と座談会等、十時就寝、となっている。『法律新聞』

四五二号（一九四〇年四月三〇日）、一七面。『法律ひろば』三巻四号（一九五〇）、「判検事弁護士製の製造工場——司法研修所のぞ記」、三八〜四〇頁、では発足したばかりの司法修習所の体験記が掲載されているが、そこでは前身の司法研究所では襖被を行っていたことも紹介している。

(251) 『法律年鑑』（昭和一八年版）、第一部「記録」、四八頁。『続 司法沿革誌』、一二六頁。

(252) 『続 司法沿革誌』、二五三頁。

(253) 『官報』五七七九号（昭和二年五月一日）、一頁、勅令第二百六十九号「司法研修所官制」。

(254) 底本は、改訂第二版（一九二二）ではなく、初版。適宜章番号が変更されており、脚注・補遺の他、訳されていない箇所が多々あり、完全な訳ではな⁵。Arthur Nusbaum, Das neue deutsche Wirtschaftsrecht: eine systematische Übersicht über die Entwicklung des Privatrechts und der benachbarten Rechtsgebiete seit Ausbruch des Weltkrieges, Berlin 1920. 日本の法学界との比較においても、経済法に対する司法省の先見性が窺われる。小石川裕介「戦時・占領期における「経済法」と法学」、伊藤孝夫（編著）『経済法の歴史』（日本近代法史の探求2）（勁草書房二〇二〇）、一一一〜一五七、一二三頁も参照されたい。

(255) 戦時中にみられた、「経済統制法」としての経済法の把握について、小石川（前掲註254）、一二六頁以下。『法律年鑑』（昭和一八年版）、第一部「記録」、二七頁で、経済法の学界動向をまとめている菊池勇夫は、経済法を「経済統制の発展に伴い、経済統制立法を対象として形成された新法域」として広く定義づけしつつ、さらなる厳密な定義を模索する諸説を紹介している。

(256) 『司法資料』二七五号（一九四二・四）、および二八一号（一九四二・九）。底本は、Justus Wilhelm Hedemann, Deutsches Wirtschaftsrecht, Ein Grundriss, 1939.

(257) 吾妻光俊（新刊紹介）ヘーテマン『獨逸経済法』、『法学協会雑誌』五八巻一一号（一九四〇）七六〜九一頁。

(258) 『司法資料』二七五号、自序、一頁。

(259) 『司法資料』二七五号、自序、一頁。

(260) 『法律年鑑』（昭和一三年版）、第二部「立法」、一五頁。

(261) 『官報』三三七四号（昭和一三年四月五日）、一頁以下。商法中改正法律（昭和十三年法律第七十二号）。なお、

商法の改正は、実質的には第七〇回帝国議会（一九三七年三月）においてなされ、議会解散のために持ち越されていたものであった。昭和十三年会社法改正については、浅木慎一『日本会社法成立史』（信山社二〇〇三）、三一―一頁以下も参照されたい。

(262) 『法律年鑑』（昭和十三年版、第二部）「立法」、二四頁以下。

(263) なお、翻訳された草案は成立には至らなかったが、一九三七年の株式会社法のモデルとなったとされる。クヌー卜・ヴォルフガンク・ネル（小川浩三訳）「一九、二〇世紀のドイツ株式会社法発展の諸段階」『桐蔭法学』一六卷一号（二〇〇九）、六一―八三頁、七四頁。

(264) 『官報』号外（昭和十二年二月二十九日）、第七十回帝国議会、貴族院議事速記録第六号、七〇頁。司法省（編）『司法沿革誌』（一九三九）、四六〇頁。『法律年鑑』（昭和十一年版）、第二部「立法」、六一頁。

(265) 『法律年鑑』（昭和十二年版）、第二部「立法」、二七頁。『同』昭和十三年版、第二部「立法」、二四頁以下。

(266) 『官報』三七六九号（昭和十四年七月二十九日）、一〇四四頁、勅令第五百十号。

(267) 大隅健一郎／八木弘／大森忠夫（訳）『獨逸商法Ⅲ 株式法』（現代外国法典叢書）（有斐閣 一九三七―三九）、一二頁。

(268) Gesetz über Aktiengesellschaft und Kommanditgesellschaften auf Aktien (Aktiengesetz) vom 30. Januar 1937, in: RGBI 1937, Teil I, Nr. 15, S. 107-165.

(269) 早くも一九三七年の二月から、翻訳（前掲註267）の逐次公刊が始まった。

(270) Begründung zum Gesetz über Aktiengesellschaften und Kommanditgesellschaften auf Aktien vom 30. Januar 1937. 翻訳に用いた底本は明示されていない。原文は『Deutscher Reichsanzeiger und Preussischer Staatsanzeiger, Jahr 1937, Nr. 28 (4. Feb.), S. 1 bis zweite Beilage, S. 2』に掲載されている。株式会社法そのものの翻訳については、大隅他（前掲註267）。

(271) なお、『司法資料』以外にも、この時期にはドイツの新会社法を紹介する文献があるが、これらは日本の法改正作業とは無関係な比較法研究としてのものである。浅木（前掲註261）、三三四頁。

(272) 序説、一頁。

- (273) トルンプラー (Hans Trumpler, 1875-1955) は妻がユタヤ系だったために、一九三九年にアメリカに亡命してゐる。Dieter Rebenitsch, „Trumpler, Hans“, in: Frankfurter Personenlexikon (Onlineausgabe) (<https://frankfurter-personenlexikon.de/node/4402>) (最終閲覧日二〇二四年八月一日)。
- (274) Hans Trumpler, Die Bilanz der Aktiengesellschaft nach neuem Aktien- und Steuerrecht, Berlin 1937. なお、上野道輔「一九三七年ドイツ株式法の貸借対照表形式に関する規定について」『経済學論集』九巻八・九号(一九三九年)も同書を参照して書かれている。
- (275) 『官報』号外(昭和一四年二月二六日)、帝国議會衆議院議事速記録第十七号、三四六頁。第七十四回帝国議會衆議院保險業法改正法律案會議錄(速記)第二回、一頁以下、法律第四十一号「保險業法改正法律」。
- (276) 『官報』二六六七号(昭和一四年三月二九日)、一頁以下、法律第四十一号「保險業法改正法律」。
- (277) 第五編は、第四編が削除されたのに合わせて新たに第四編に移されたため、ここでは改正前の編別を念頭に置いていると思われる。「商行為」も「海商」もともに保険を含む。
- (278) Wilhelm Kisch, Die Ethik im Versicherungswesen, in: ZVersWiss 35 (1935), Heft 4, S. 277-291. キッシン(Wilhelm Kisch, 1874-1952) はドイツ法アカデミー副総裁他、民事訴訟法委員会座長を務め、株式法、保険法の委員なども務めていたが、一九三五年に政治上の理由からすべての職を退くことになる。Werner Schubert (Hrsg.), Ausschluß für Aktienrecht (= Akademie für Deutsches Recht 1933-1945, Protokolle der Ausschüsse, Bd. D), Berlin 1986, S. Ivi.
- (279) 『司法資料』二五〇号、二八頁。
- (280) ヴァルター・ロアベック(Walter Rohrbek, 1885-1956) は、保険学者で、一九三九年よりケルン大学で保険学講座を担当していた。一九四〇年にはケルン大学に保険学研究所(Institut für Versicherungswissenschaft)を設立している。NSDAP 党员でもあったため、一時公職を離れたが、戦後は保険関係の重要な公職も務めている。Peter Koch, Art. „Rohrbek, Walter“ in, NDB 22 (2005), S. 7.
- (281) Walter Rohrbek, Gemeinnutz und Gemeinnützigkeit in der Versicherungswirtschaft, in: ZVersWiss 35-4 (1935), S. 310 ff.

- (287) Hans Ullrich, Die Akademie für Deutsches Recht als Wegbereiterin nationalsozialistischer Rechtserneuerung auf dem Gebiete der Versicherung, in: ZVersWiss 36-2 (1936), S. 103 ff.
- (288) ハンス・ウルリッヒ (Hans Ullrich, 1889-1971) は、ドイツのゴータ生命保険銀行株式会社 (Gothaer Lebensversicherungsbank A.G.) の総支配人 (Generaldirektor) として、ドイツ法アカデミーの創設から会員となつた。『保険法委員会』の議長を務めた。NSDAPの党員でもあり、親衛隊の隊員でもあった。Werner Schubert (Hrsg.), Ausschüsse für Versicherungswesen/-recht und für Versicherungsagenten- und Versicherungsaktenrecht (1934-1943) (= Akademie für Deutsches Recht, 1933-1945; Protokolle der Ausschüsse, Bd. D, Frankfurt a. M., 2002, S. xii f.; Ernst Klee, Das Personenlexikon zum Dritten Reich, 5. Aufl., Frankfurt a. M., 2005, S. 635.
- (284) 『司法資料』一五〇号、五七頁。
- (285) Hermann Herzog, Zur Auslegung der Versicherungsverträge. Zugleich ein Appell an die Juristenwelt, in: ZVersWiss 37-1 (1937), S. 1-22.
- (286) Erich R. Prolls, Über Form und Inhalt Allgemeiner Versicherungs-Bedingungen, in: ZVersWiss 38-1 (1938), S. 23-38; Fritz Oellers, Der Zweck der Lebensversicherung als Fundament ihrer rechtlichen Neuordnung. Eine grundsätzliche Erörterung, in: ZVersWiss 38-2 (1938), S. 84-97.
- (287) 『官報』三四五四号 (昭和十三年七月九日)、三九〇頁、商工省令第五十六号。
- (288) 『官報』三八三七号 (昭和十四年一〇月一八日)、五七三—五七五頁、勅令第七百三三号。
- (289) 『法律年鑑』(昭和十三年版)、第四部「行政」、一九頁以下。『同』(昭和十四年版)、第四部「行政」、二〇頁以下。
- (290) 『法律年鑑』(昭和十五年版)、第一部「記録」、四四頁以下。
- (291) Rentrop, Inhalt und Organisation der Preisbildung und Preisüberwachung, in: Preisbildung und Preisüberwachung in der gewerblichen Wirtschaft, 1937, S. 11-25; Reinhardt, Der gerechte Preis, in: Festschrift für Heinrich Lehmann, Berlin 1937, S. 221-238; Lent, Rechtsgeschäfte unter Verstoß gegen die Preisstopverordnung.

nung, in: DJ 1938, Nr. 11, S. 411 ff.; Moschel, Bedeutung der Preisstopverordnung für Kauf- und Lieferungsverträge, in: JW 1938, Heft 20, S. 1227 ff.; Müller, Preisstopverordnung du Verträge des bürgerlichen Rechts, in: JW 1938, H. 30, S. 1860 ff.; Krupp, Preisüberwachung bei Mieten, in: JW 1937, H. 35, S. 2170 ff.; Krupp, Sind die Gerichte an die Entscheidungen der Preisüberwachungsstellen in Mietsachen gebunden?, in: JW 1938, H. 43/44, S. 2725 ff.; Krupp, Einzelfragen aus dem Mietpreisrecht, in: JW 1939, H. 12, S. 737 ff.; Mitteilungsblatt der Reichskommissar für die Reisbildung vom 8. August 1938, Preisstopverordnung und Kündigung von Mietverhältnissen, in: JW 1939, H. 1, S. 24; Lamp, Die Kündigungsschutzverordnung des Reichskommissars für die Preisbildung, in: DfR, 1939, H. 24, S. 1212 ff.; Scholl, Die Preisbildung der unteren Preisbildungsbehörden, in: JW 1938, H. 24, S. 1492 ff.

(282) Verordnung über Preisüberwachung vom 11. Dezember 1934 (RGBl. I, 1934, Nr. 135, S. 1245 ff.); Das Gesetz zur Durchführung des Vierjahresplans-Bestellung eines Reichskommissars für die Preisbildung vom 29. Oktober, 1936 (RGBl. I 1936, S. 927); Verordnung über das Verbot von Preiserhöhungen vom 26. November, 1936 (RGBl. I 1936, Nr. 110, S. 955 ff.), Preisüberwachung und Preisbildung bei Mieten, Runderlass des Reichskommissars für die Preisbildung Nr. 184 vom 12. Dezember 1937 (in: Herbert Engelsing/Arthur Glissmann (Hrsg.), Preisbildung und Preisüberwachung: Systematische Sammlung aller Preisvorschriften mit erläuternden Anmerkungen, Teil IV, F. Mieten).

(283) 国民社会主義政権下の経済刑法について Stefan Werner, Wirtschaftsordnung und Wirtschaftsstrafrecht im Nationalsozialismus (= Frankfurter kriminalwissenschaftliche Studien 30), Frankfurt a. M. 1991. 田中良三「行政上の処罰概念と法治国家」(弘文堂 二〇一七) 一〇一頁以下も参照された。

(284) 前掲註 80 参照。

(285) 『司法資料』一二七五号、一二二頁以下。

(286) ハーデマンは例として、一九三四年七月一九日の纖維原料令 (Faserstoffverordnung, RGBl. 1934 Teil I, S. 713 ff.) を挙げている。ライヒ経済大臣はその第一四条である刑事処罰の規定を定めた。また第一六条は「違反した

個人・企業に対し、大臣が刑事罰によって処分しない場合、物価監督所は当該個人・企業に秩序罰を科すことができると定めている。

(297) Karl Siegert, Deutsches Wirtschaftsrecht, Berlin 1939.

(298) Helmut Meeske, Die Ordnungsstrafe in der Wirtschaft: ihre Bedeutung und Anwendung, Berlin 1937.

(299) シーゲルト (Karl Siegert, 1901-1988) は、一九三三年五月よりNSDAPの党员となり、国民社会主義法曹同盟 (NS-Juristenbund) および国民社会主義教員同盟 (NSLB) の古参構成員でもあった。一九三三年一月にケッティンゲン大学に着任すると、一九三五年以降、国民社会主義的な学部改革に辣腕を振るった。Frank Hoffmann, Eine „Pflanzstätte bester nationalsozialistischer Rechtsgelehrter“: Die Juristische Abteilung der Rechts- und Staatswissenschaftlichen Fakultät Göttingen, in: Heinrich Becker/Hans-Joachim Dahms/Cornelia Wegeler (Hrsg.), Die Universität Göttingen unter dem Nationalsozialismus. Das Verdrängte Kapitel ihrer 250-jährigen Geschichte, München 1987, S. 88-141, 98 ff, 120. ムースケ (Helmut Meeske, 1904-1963) は、とくに指導的な刑法学者だったわけではないが、ライヒ司法省で特別刑法 (Nebenstrafrecht) の改正作業に従事しており、翻訳された著書その他、経済刑法と秩序罰の関係について『ドイツ司法』他に幾つかの寄稿をしている。一九四一年の段階で兵役に就いている。戦後直後の消息は不明だが、後にニーダーザクセン州の上級ラント裁判所参事官になっている (一九五〇〜六三)°。Lothar Gruchmann, Justiz im Dritten Reich 1933-1940: Anpassung und Unterwerfung in der Ära Gürtner, 3., verb. Aufl., München 2001, S. 1155, 1182; Niedersächsisches Landesarchiv Abt. Hannover, Nds. 700, Acc. 2004/58 Nr. 116. ムースケの作品を翻訳した常盤敏太は、判事を経て東京商大の講師となり、在外研究を経て教授に昇任。刑法研究を出発点としているが、経済法の方面を研究するようになり、孫田秀春の勧めで、彼が編者を務めた『日本国家科学大系』の第七巻 (法律学 三) の第十部「現代経済法の基礎理論」を執筆している。よってムースケの翻訳者としてはまさに適任の人物だが、こうした専門家による翻訳は『司法資料』において比較稀である。なお、常盤は戦後、「軍国主義あるいは極端な国家主義を鼓吹した者」として教育職員不適格となり、東京商大を去り、後に専修大学教授となっている。団本法研究所 (編)『常盤敏太博士喜寿記念論集 人間・空間・時間 (論文篇)』(和広出版 一九七六)、五九二頁以下、略歴参照。一橋大学学園史刊行委員会 (編)『一橋大学百二十年

史』(二橋大学一九九五)、一七六頁以下。彼の経済法研究については、小石川裕介「日本経済法学会の設立と東京商科大学」、小野博司／出口雄一／松本尚子(編)『戦時体制と法学者 一九三一～一九五二』(国際書院 二〇一六)、三六九～三七九頁。

(300) 団藤重光「(新刊紹介) ジーゲルト『ドイツ経済刑法』」、『法学協会雑誌』五八卷七号(一九四〇)、九〇～九六頁。

(301) 『日本法理研究会事業概要』(日本法理研究会 一九四二)、九頁。

(302) 『法律新報』七〇二号(一九四四)、一二頁以下。この連載は、一九三九(昭和一六)年十一月に組織された経済刑法研究会によるものである。この研究会は現役または裁判官出身の司法行政官のみで構成されたもので、毎月一回以上研究会を開催し、この時期には日本法理研究会と提携していた。一九四四(昭和一九)年六月には『経済刑法研究』の第一巻をみたみ出版から公刊したが、続巻はない。

(303) (一)『法律新報』七〇三号(一九四四)、一二頁以下、(三)七〇四号(一九四四)、一七頁以下、(四)七〇六号(一九四四)、一二頁以下。

(304) 『雑誌年鑑』昭和一六年版、一三頁以下では、昭和一四年以降の欧州動乱が洋雑誌輸入に与えた影響について論じている。『東京朝日新聞』では、一九四〇(昭和一五)年六月六～一〇日に一面で「欧州大戦と洋書飢饉」という連載を掲載し、九日の高柳賢三「考えられる対策」ではドイツとの関係での諸提案・現状説明がなされている。同紙一九三八(昭和二三)年十一月二三日号一面は、この状況の打開のために八帝大附属図書館の協議会について報じている。

(305) 原著は Corutney Stanhope Kenny, *Outlines of Criminal Law: based on lectures delivered in the University of Cambridge*, 15th ed., Cambridge 1936.

(306) 『司法資料』二八六号、刊行の辞。同書はさらに『司法研修所資料』二号「ケニイ 英国刑事法要論(証拠法の部)」(一九四九)としても再版されている。

(307) Schutzgebietgesetz, in: RGBl. 1900, Teil I, Nr. 40, S. 812-817.

(308) Verordnung betreffend die Rechtsverhältnisse in den deutschen Schutzgebieten, in: RGBl. 1900, Teil I, Nr.

52, S. 1005-1008.

(30) Gesetz über die Konsulargerichtsbarkeit. Vom 7. April 1900, in: RGBl. 1900, Teil I, Nr. 15, S. 213-228.

(31) Curt von Burgsdorff, Die Entwicklung der kolonialen Rechtspflege [Diss., Leipzig], Leipzig 1911; Max Neumann, Die Rechtseinheit im deutschen Kolonialrecht und die Errichtung eines obersten Kolonialgerichtshofs [Diss., Erlangen], Leipzig 1911.

(32) ジェイムス・フィッツジェイムス・ステイヴン (James Fitzjames Stephen, 1829-1894) は、インド評議会 (Council in India) の法律委員を務め (一八六九〜七二)、インドの契約法、証拠法、刑事訴訟法の法典化を成し遂げた人物。田中英夫 (編) 『英米法辞典』(東京大学出版会 一九九一)、九五〇頁。

(33) Ratanlal Ranchhoddas/Dhirajlal Keshavlal Thakore, The Law of Evidence (the Indian Evidence Act), 7th ed., Bombay 1935, pp. 349-372.

(34) Zeitschrift für vergleichende Rechtswissenschaft; Journal of Comparative Legislation and International Law の他、主な出典については、同号「序文」を参照された。

(35) コルトシュミット (Hans Walter Goldschmidt, 1881-1940) はケルン大学にて私講師としてドイツ私法、ドイツ法制史、英法を講じていたが、一九三三年以降はユダヤ人である故に職を奪われ、一九三九年に英国に亡命している。しかし、英国がドイツ系の人々を船でカナダに移送するさい、ドイツ軍の潜水艦による攻撃に遭い、遭難死亡した。Frank Golczewski, Kölner Universitätslehrer und der Nationalsozialismus. Personengeschichtliche Ansätze, Köln/Wien 1988, S. 448.

(36) Hans Walter Goldschmidt, English Law from Foreign Standpoint, London 1937. 同書については、一九三八年に『法学協会雑誌』上で内田力蔵によつて「大陸法的素養ある学者の著述に係る英法入門書として近来出色の出来栄を示すもの」として紹介されている。『法学協会雑誌』五六巻六号(一九三八)、一二七〜一二八頁。

(37) 例えば、『司法資料』において多くの翻訳を行った篠塚春世は、終戦のさい自決した篠塚義男陸軍中将の弟で、東京帝國大學法学部(獨法科)卒業(大正六年)、三井物産石炭部勤務の傍ら訳業に従事し、法務省時代になつても囑託で引き続き多くの訳業を遺している。このため、彼の葬儀には司法省・法務省関係者が多数列席したという。

『偕行』一三三三号（一九六二・七）、一三頁。原田登編『帝国大学出身録』（帝国大学出身録編輯一九二二）、七六四頁。登場する訳者の肩書としては、他にも裁判官、検察官、刑務官さらには文学士、医学士などがあった。
(317) 上掲註30参照。